

令和4年版

環境白書

(詳細版)

静岡県

令和5年1月

令和4年版環境白書 詳細版 目次

環境の現状及び施策の展開

第1章 脱炭素社会の構築～カーボンニュートラルの実現～

第1節 徹底した省エネルギー社会の実現

1 脱炭素経営の推進.....	1
2 住宅・建築物の省エネルギー化.....	4
3 まちづくり・地域交通の脱炭素化.....	5
4 ライフスタイルの転換.....	7
5 フロン等その他温室効果ガスの削減.....	8

第2節 エネルギーの地産地消に向けた再生可能エネルギー等の導入・利用促進

1 地域と共生した再生可能エネルギーの導入促進.....	10
2 水素エネルギー等の活用促進.....	11

第3節 技術革新の推進

1 環境・エネルギー関連産業の振興.....	13
2 新技術等の研究開発の支援.....	14

第4節 吸収源対策の推進

1 森林吸収源の確保.....	16
2 森林資源の循環利用の促進.....	18
3 ブルーカーボン等その他吸収源対策.....	19

第5節 気候変動影響への適応

1 農林水産業への影響把握と対策.....	21
2 災害に強い地域づくり.....	22
3 健康被害対策.....	24
4 適応の普及啓発.....	25

第2章 循環型社会の構築～資源循環と自然循環の促進～

第1節 3Rの推進

1 発生抑制・再使用の促進.....	26
2 プラスチックごみ対策の推進.....	31

第2節 廃棄物適正処理の推進

1 事業者指導の強化と優良事業者の育成.....	33
2 不法投棄対策の推進.....	34
3 災害廃棄物の適正処理.....	36
4 適正処理体制の充実.....	36

第3節 サーキュラーエコノミーに向けた基盤づくり

1 新たなプラスチック戦略の推進.....	38
-----------------------	----

2	食品ロス対策の推進.....	38
3	循環産業の振興支援.....	39
4	住民等への啓発、関係機関との連携強化.....	40
第4節 自然資源の循環		
1	森林資源の循環利用の促進.....	41
2	健全な水循環の保全.....	41
3	森・里・川・海の保全.....	42

第3章 良好な生活環境の確保～安全・安心な暮らしを守る～

第1節 「命の水」と健全な水循環の確保		
1	水資源の適正な管理と有効利用の促進.....	45
2	水道水等の安定供給の確保.....	46
第2節 水質・大気等の環境保全		
1	河川等の水質の保全.....	47
2	大気環境の保全.....	50
3	生活排水対策の推進.....	54
第3節 大規模開発等における適切な環境保全措置と安全の確保		
1	環境影響評価の実施について.....	56
2	盛土等の適正化の推進.....	56

第4章 自然共生社会の構築～人と自然との関係を見つめ直す～

第1節 生物多様性の確保		
1	希少種をはじめとする多様な野生動植物の保護.....	58
2	自然生態系に深刻な影響を及ぼす野生動植物の管理.....	60
第2節 自然環境の保全		
1	自然公園等の適正管理・利用促進.....	63
2	伊豆半島・富士山・南アルプス・浜名湖・駿河湾の保全.....	64
3	豊かな自然、文化、歴史に根ざした美しい景観等.....	68
4	森・里・川・海の保全.....	70
第3節 人と自然との共生		
1	自然とのふれあいの推進.....	71
2	県民と協働で進める森づくり.....	72
3	緑化活動の推進.....	73

第5章 環境と調和した社会の基盤づくり～全てに共通する施策～

第1節 環境と経済の好循環の創出		
1	環境ビジネスの復興.....	75
2	E S G金融の普及拡大.....	76

第2節 環境にやさしいライフスタイルの実践

- 1 県民運動の展開..... 78
- 2 環境保全への行動変容を促す情報発信..... 78

第3節 環境保全の担い手育成

- 1 環境教育の推進..... 80
- 2 環境教育指導者の養成..... 81
- 3 ネットワークづくり..... 81

第4節 課題解決の基盤となる調査・研究の推進

- 1 イノベーションを促進する「研究開発」..... 83
- 2 安全・安心な県民生活に貢献する「調査研究」..... 85

第1章 脱炭素社会の構築～カーボンニュートラルの実現～

第1節 徹底した省エネルギー社会の実現

(1) 脱炭素経営の推進

《現状》

- ・ 県の温室効果ガス排出量のうち、産業・業務部門からの排出量が約6割を占めている。比較的自主的な取組が進む大企業に対して、資金的や人材的な制約から中小企業の実践は進んでいない。【環境政策課】
- ・ 静岡県地球温暖化防止条例に基づく建築物環境配慮制度により、2,000㎡以上の大規模建築物の建築主に建築物環境配慮計画書の提出を義務付け、年間100件を超える計画書が提出されている。【建築安全推進課】
- ・ 自動車産業は、世界的なEV（電気自動車）化の加速によりエンジン関連部品が不要となることや、自動運転をはじめとした自動車のデジタル化の急速な進展など、100年に1度とも言われる大きな変革への対応に迫られおり、これまで自動車部品を製造してきた多くの中小企業が大きな環境変化に直面している。
- ・ さらに、国の掲げる2050年のカーボンニュートラル実現に向けて、完成車メーカーや大手部品メーカーのみならず、中小企業も脱炭素経営へのシフトを求められており、これに対応できない場合、受注機会を失う恐れがある。【新産業集積課】

《課題》

- ・ 企業の自主的な温室効果ガス排出削減に向け、環境に配慮した企業経営への転換が求められていることから、静岡県地球温暖化防止条例に基づく温室効果ガス排出削減計画書制度を活用した取組や中小企業等を総合的に支援していく仕組みを推進していくことが必要。【環境政策課】
- ・ 建築物の省エネ化を促進するためには、建築主等の環境配慮への意識啓発を進めるとともに、環境配慮に優れた建築物を評価し支援できる仕組みが必要。【建築安全推進課】
- ・ 本県の基幹産業である自動車産業について、脱炭素社会に向け世界的に加速するEV化や、デジタル化などの産業構造の変化に地域企業が対応するため、官民が連携したスピード感を持った支援が必要。【新産業集積課】

《施策の展開》

ア 温室効果ガス排出削減計画書制度の運営

- ・ 静岡県地球温暖化防止条例に基づき一定規模以上のエネルギーを消費する事業所等に対して、温室効果ガス排出削減の計画書及び報告書の提出を義務付け。
- ・ 令和2年度の温室効果ガス排出状況は、事業者が提出した温室効果ガス排出削減報告（令和2年度実績）の総排出量では8,673千トン-CO₂で、前年度（令和元年度）に対して751千トン-CO₂、7.96%減少。（表I-1-(1)-1）【環境政策課】

(表 I-1-(1)-1) 令和2年度温室効果ガス排出状況

〔単位：千トン-CO₂、%〕

該当要件	R1排出量 (A)	R2排出量 (B)	B-A (C) C/A
1号 エネルギー管理指定工場	8,508	7,767	▲741 ▲8.71%
2号 24時間営業事業者	135	122	▲13 ▲9.83%
3号 運輸事業者	147	131	▲16 ▲10.89%
4号 その他	634	653	19 3.15%
計	9,424	8,673	▲751 ▲7.96%

注1：「4号その他」はエネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス排出事業所。1号と重複する事業所の排出量を含む。

注2：端数により割合が一致しない。

イ 事業者の先進事例の広報等による脱炭素経営の促進

- 県民や事業者の地球温暖化防止に対する意欲の向上を図るため、静岡県地球温暖化防止条例に基づき、知事が地球温暖化防止活動に顕著な功績のあった個人又は団体を表彰。(表 I-1-(1)-2)【環境政策課】

(表 I-1-(1)-2) 令和3年度静岡県地球温暖化防止活動知事褒賞受賞者

部門	受賞者	事例概要
温室効果ガス排出削減対策部門	大企業等の部 スズキ株式会社 相良工場	同工場の排水処理施設において、高効率散気装置を導入するとともに、排水処理に必要な制御方法を検証することで装置の運転時間を低減する運用を開発して、電力使用量削減により温室効果ガス排出量を大幅に削減した。
	中小企業等の部 池戸電気株式会社	社員が一丸となり環境マネジメントシステムを運用しており、様々なタイプの太陽光発電システムを設置したソーラーパークを開設したほか、蓄電池による停電時の電源確保と平常時の電気量削減、LED照明、高効率エアコン等の導入で省エネを達成した。
地球温暖化防止普及・啓発部門	学校等の部 学校法人中野学園 オイスカ高等学校	二酸化炭素吸収源となる海岸林や広葉樹の植栽を平成27年より継続して実施している。中田島砂丘や浜松篠原海岸の保全活動として、堆砂垣設置競争や清掃活動と音楽ライブを組み合わせたイベントを開催するなど、学生や地域住民が楽しんで継続しやすい活動を展開した。
	個人・団体の部 須山建設株式会社	既製品で省エネ性能が高い製品や標準仕様の断熱材を多く用いた「普段着のZEB」を開発して、施主がZEBを採用しやすい状況を創出した。完成したZEBを見学会やホームページで紹介し普及啓発活動を実施した。

ウ 中小企業の脱炭素化経営の推進に向けた取組支援

- ・エコアクション21認証の新規取得及び更新等を支援するため、41事業者に対し65回支援員派遣を実施。
- ・県生活環境の保全等に関する条例第10条の規定による工場・事業場の新設・増設の協議における優遇や、公共工事の総合評価落札方式における評価項目とすることにより、エコアクション21、ISO14001の認証取得を促進。【環境政策課】
- ・脱炭素化経営の推進のため、生産性向上に対する取組を支援するとともに、課題解決を支援するため、専門家派遣を実施。【経営支援課】
- ・中小企業者の新エネルギー・省エネルギー設備の導入を支援するため、県が融資条件等を定め、利子の一部を助成する県制度融資「新エネ・省エネ設備等導入促進資金」を実施。

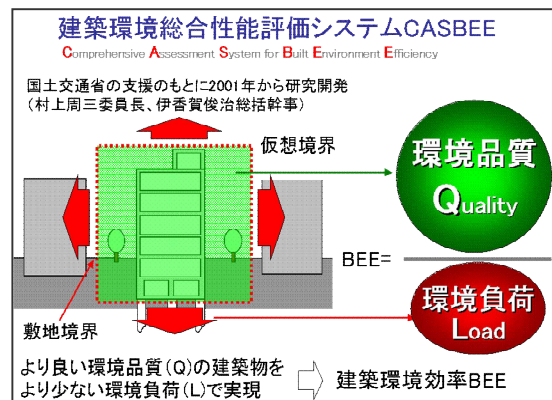
資金の概要は以下のとおり。

融資限度額	融資期間	融資利率	保証料率
1億円(※)	10年以内	年1.4%以内又は1.6%以内 (利子補給率0.67%以内又は0.47%以内)	年0.3%～1.3%又は年0.98%

- ・令和3年度の実績：1億2,268万円（8件） ※ 天然ガスコージェネレーション導入時/3億円
- ・制度周知のため、金融機関担当者向けの説明会等を実施（6月）。【商工金融課】

エ 建築物環境配慮制度を活用した環境配慮の取組の促進

- ・建築物による地球温暖化その他環境への負荷の低減を図るため、一定規模以上の建築物の新築等を行う建築主に対し、建築物環境配慮計画書の提出を義務付ける「静岡県建築物環境配慮制度」を制定。
- ・建築物環境配慮計画書の評価結果を公表することで、建築主等への環境配慮への意識啓発を図り、環境性能に優れた建築物の整備を促進。
- ・建築物環境配慮計画書における環境配慮措置の評価が特に優れている建築物の表彰制度を実施。
- ・建築物環境配慮措置の評価がS・Aランクの建築物を整備する中小企業へ、低金利で融資する制度を追加。



【建築安全推進課】

オ 温室効果ガス削減の取組事例や助成制度の周知

- ・再エネ電気利用促進セミナーとして、再エネ電気利用に関する国内外の動向や先進的な企業の取組等の講演を、省エネ対策支援制度等説明会として、企業の省エネ取組事例や国や県・市が実施している省エネルギー関連の支援制度の講演を、それぞれ録画し、YouTubeで配信。【環境政策課】

カ 地域企業の電動化やデジタル化に向けた新たな研究、製品開発等の取組支援

- ・次世代自動車分野では、次世代自動車センター浜松が行う、次世代自動車の開発に不可欠な企業の固有技術探索活動、EVの分解活動、試作品開発などへの支援に重点的に取り組んだほか、次世代自動車向けの評価試験機の県工業技術研究所への整備や、県産業振興財団と連携した研究開発・事

業化への助成を実施。

- ・国の電動化目標への対応など自動車産業を取り巻く大きな環境変化を乗り切るため、産学官連携の研究会を開催し、今後必要となる取組等の取りまとめを実施。また、研究会で喫緊の課題とされた企業間連携の強化を図るため、大手サプライヤと中小企業等をメンバーとしたワークショップを4分野で設置し、中小企業単独では難しい系列を超えた大手企業との連携を支援。 【新産業集積課】

キ ふじさん工業用水道施設統合の推進

- ・ふじさん工業用水道（旧富士川及び旧東駿河湾工業用水道）の水運用において、地形的に優位な水源を活用した施設統合を推進することにより、CO₂排出量を削減。
- ・令和3年度より施設統合に向けた基本検討に着手。 【水道企画課】

(2) 住宅・建築物の省エネルギー化

《現状》

- ・住宅・建築物を利用することにより発生する二酸化炭素排出量（家庭部門及び業務部門の合計）は、全体の約1／3を占めており、二酸化炭素排出量の削減が遅れている。
- ・住宅は一度建築されると長期ストックとなる性質上、家庭部門のカーボンニュートラルの実現に向けて重要な分野である。
- ・ZEH対応住宅は大手住宅メーカーに限れば約5割に達するが、注文戸建て住宅の全体で見ると約2割となっている。
- ・本県は全国平均と比較して長期優良住宅の認定率は高い水準にある。 【住まいづくり課】

《課題》

- ・ZEH等の省エネ住宅の普及が必要。
- ・建築士や中小工務店における能力や習熟度向上等の省エネルギー技術を扱う体制の整備が必要。
- ・本県の住宅の利活用期間は2018年で約32.6年と国の平均と比べ約5、6年短く、耐久性が高く質の高い住宅の普及が必要。 【住まいづくり課】
- ・住宅・建築物の省エネルギー対策の強化が必要であるが、断熱性能の向上や高効率機器の設置等には多額の費用が掛かる。 【建築企画課】

《施策の展開》

ア 住宅の省エネルギー化の促進

- ・テレワーク対応リフォームと同時に実施する省エネ改修工事を助成。
- ・中小工務店や設計事務所を対象に、住宅の省エネルギー性能に係る計算方法を解説する講習会を開催。 【住まいづくり課】
- ・ZEBなどの省エネ性能に優れた建築物について、県ホームページ等で情報提供。 【環境政策課】

イ 健康で安心して暮らすことができる住宅に関する情報提供

- ・長期優良住宅認定制度や住宅性能表示制度の普及や活用により、住宅ストックの質の向上や住宅の長寿命化を促進。
- ・県民や事業者の意識向上を促すため、地球環境や住環境に関する連続講習会（３回）を開催。

【住まいづくり課】

ウ 県有建築物の整備におけるＺＥＢ化の推進

- ・消費エネルギーを削減するため、県有建築物の新築時におけるＺＥＢ化を推進。
- ・県有建築物のＺＥＢ化が効率的にできるよう「県有建築物ＺＥＢ化設計指針」の策定に着手。

【建築企画課、設備課】

エ 県有建築物における県産材による木造化、木質化の推進

- ・長期間の炭素固定に貢献するため、県有建築物の内外装に県産材を利用。【建築企画課、建築工事課】

(3) まちづくり・地域交通の脱炭素化

《現状》

- ・車両価格の高止まりや走行距離が短いこと、充電インフラの偏在・不足地域があることなどから、ＥＶやＦＣＶの普及が停滞しており、国内の自動車保有台数のうち、約８５％がガソリン車及びディーゼル車で、ＥＶやＦＣＶは全体の１％未満に留まっている。【エネルギー政策課】
- ・運輸部門における二酸化炭素排出量は、２０１９年度で２億６００万トンと２０１３年度比で１，７００万トン減少しているが、他部門と比べると減少率は低い状況となっている。【総合政策課】
- ・本県の港湾では、脱炭素化の取組やロードマップなどを示す「カーボンニュートラルポート（ＣＮＰ）形成計画」を、清水港、田子の浦港、御前崎港で順次作成することとし、令和３年度から清水港で官民連携して協議会を設置している。【港湾企画課】
- ・高度経済成長期以降のモータリゼーションの進展等を背景として、大規模集客施設や公共施設等の郊外立地及び都市機能の拡散が進行し、自家用車利用の一層の高まりや移動距離の増加による二酸化炭素排出量が増加している。【都市計画課】
- ・県内の信号灯器のＬＥＤ化は約４割に留まり、依然として残る多くが白熱電球を用いた灯器であり、更新が不可欠な状況となっている。【交通規制課】

《課題》

- ・都市機能の拡散や自家用車への過度の依存に歯止めをかけ、多くの人々にとって暮らしやすい、都市機能がコンパクトに集約し、徒歩、自転車、公共交通で移動しやすい都市構造の実現が必要。【都市計画課】
- ・物流網や物流拠点の集約化により、流通における環境負荷軽減が必要。【総合政策課】
- ・「ＣＮＰ形成計画」の策定にあたっては、脱炭素化に係る国の施策や技術革新の動向等を踏まえることが必要であり、策定後も適宜、見直しが必要。また、ＣＮＰの形成には、民間の取組が大いに影響することから、推進に向けた施策等を検討することが必要。【港湾企画課】

《施策の展開》

ア 次世代自動車の普及促進と有用性の啓発

- ・ E V 普及に向けた利用環境整備を図るため、充電器の位置情報等を配信するとともに、静岡トヨタ自動車株式会社から無償で F C V を借り受けて県内市町等に貸し出し、F C V 普及を促進。
- ・ 県内 4 か所において、避難所等への電源供給を想定した外部給電デモンストレーションを開催し、災害時における次世代自動車の有用性を啓発。【エネルギー政策課】

イ 水素ステーションの設置等支援

- ・ 県内に設置される水素ステーションに対し、国庫補助と合わせ、経費の一部を助成。【エネルギー政策課】

ウ 公用車の電動化の推進

- ・ 公用車の更新は、代替可能な電動車がない場合等を除き、全て電動車とする。
- ・ 公用車の効率的な利用を一層推進しつつ、使用状況等を精査し、質的・量的台数削減を実施。【用度課】

エ 道路の交通渋滞の解消

- ・ 地域の主要渋滞箇所において、交差点改良やバイパス整備などを実施し、自動車交通の円滑化を図り、環境負荷を低減。
- ・ 令和 3 年度は、国道 138 号須走道路・御殿場バイパス西区間などが開通し、地域の渋滞を緩和。【道路企画課】

オ 道路照明灯の L E D 化

- ・ 緊急輸送路上の道路照明灯全 8,572 基について優先して L E D 化を実施し、令和 3 年度末までに 38.3% の L E D 化が完了。【道路保全課】

カ 消費電力が大幅に少ない LED 信号灯器の整備の推進

- ・ 電球型灯器に比べ、視認性が高く、消費電力が大幅に少ない LED 信号灯器の設備を推進。【交通規制課】

キ 「自転車通勤企業宣言プロジェクト」等を通じた自転車利用の促進

- ・ 静岡県自転車活用推進計画に基づき、「自転車通勤推進企業宣言プロジェクト」などを通じて、自転車利用を促進。令和 3 年度には、県職員の自転車通勤の促進に向けて、職員ポータルを活用し、交通安全を啓発する危険予知トレーニングを 2 回実施。また、スポーツ無関心層を取り込み、運動を習慣化させるため、自転車通勤を取り入れた健康づくり事業を実施。【スポーツ政策課】

ク 環境への負荷を軽減する集約連携型都市づくりの促進

- ・ 都市計画区域マスタープランの次期定期見直しに向けて、より環境に配慮した都市を目指すため、都市計画区域マスタープランの基本的な考え方を検討・整理。
- ・ 脱炭素のまちづくりに寄与する交通体系として、伊豆東海岸都市圏の都市交通マスタープランを策定。【都市計画課】

ケ 効率的な物流による脱炭素化の推進

- ・輸送網の合理化や流通業務の総合化、効率化を図るため、支援措置の紹介や相談対応による物流事業者の総合効率化計画の認定を促進。【総合政策課】

コ カーボンニュートラルポート（CNP）形成計画の策定

- ・「清水港カーボンニュートラルポート形成計画」の策定に向け、令和3年度から清水港で官民連携して協議会を設置。【港湾企画課】

(4) ライフスタイルの転換

《現状》

- ・県の温室効果ガス排出量のうち、家庭部門からの排出量が約2割を占めている。【環境政策課】
- ・コロナ禍をきっかけに、働き方や暮らし方が見直され、人々の住まいに対する価値観は大きく変わってきている。【住まいづくり課】

《課題》

- ・脱炭素社会の実現への視点を取り入れたライフスタイルへの転換を促すため、県民が日常生活において温室効果ガス排出量等を踏まえた具体的な行動を起こすきっかけとなる県民運動の更なる展開を図ることが必要。【環境政策課】
- ・在宅勤務や二地域居住など新たなライフスタイルに対応した住まいの形成が必要。【住まいづくり課】

《施策の展開》

ア 県民運動ふじのくにCOOLチャレンジ「クルポ」の取組充実

- ・企業、市町、関係団体と連携して、家庭部門や業務部門における地球温暖化防止に向けた取組を進める「ふじのくにCOOLチャレンジ」を展開。
- ・県民一人ひとりが地球温暖化防止の活動を楽しみながら実践することを促すため、スマートフォン等で地球温暖化防止の行動に応じて、抽選に参加できるポイントを獲得できるアプリ「クルポ」を活用し運動を実施。

（表 I-2-(1)-1）令和3年度「ふじのくにCOOLチャレンジ」活動数

令和3年度活動数	229,383 回
登録者数（累計）	15,612 人

(表 I-2-(1)-2) 令和3年度「クールポ」の主なアクションメニュー

区 分	内 容
クール/ウォームシェア	夏期及び冬期に県市町の公共施設（図書館、美術館等）やふじのくに魅力ある個店を利用し、家庭での空調利用を節減するクール/ウォームシェア
レジ袋削減	エコバックを使用することでレジ袋の生産・廃棄にかかるCO ₂ を削減
環境に優しい設備の設置	太陽熱利用設備設置、テレワーク対応リフォーム補助制度活用
飲食店での食べきり	飲食店等で食事を食べきり食品ロスを削減
リサイクルBOXの利用	店舗、公共施設等の分別場所で適切なごみ分別
環境イベントへの参加	県市町等が主催する環境イベントや、森づくりイベントに参加
公共交通機関の利用促進	マイカーの利用を低減し、公共交通機関を利用（一部市町）
再配達防止の取組	郵便局の宅配ロッカー「はこぼす」を利用し再配達を防止

【環境政策課】

イ 静岡県地球温暖化防止活動推進員の委嘱と勉強会等の開催

- ・地域における地球温暖化防止活動を実践するリーダーとして、静岡県地球温暖化防止活動推進員を委嘱するとともに、推進員のレベルアップのための勉強会等を開催。令和3年度末時点で105人に委嘱。

【環境政策課】

ウ 自宅におけるテレワーク環境整備の促進

- ・住宅のテレワーク対応リフォームに対して助成。
- ・静岡らしい自然豊かでゆとりある職住一体の住まい「プラスO（オー）の住まい」の産学官連携による普及を促進。

【住まいづくり課】

エ 緩和策の普及啓発ツールの作成

- ・静岡県地球温暖化防止活動推進センターが、緩和策の普及啓発ツールを用いて温暖化対策に関する啓発を実施。

【環境政策課】

(5) フロン等その他温室効果ガスの削減

《現状》

- ・二酸化炭素に比べて温室効果の高いハイドロフルオロカーボン類（HFCs）は、冷凍空調機器類の冷媒等に広く使用されており、近年回収量及び排出量が増加。回収量は、平成15年度の71.0トンから令和2年度には217.3トンまで増加。

【環境政策課】

《課題》

- ・冷凍空調機器類等からの漏えいを防止するため、適切な管理や廃棄等の周知を図ることが必要。

【環境政策課】

《施策の展開》

ア フロン類の漏えい防止のための関係業者への指導・助言の実施

- ・業務用冷凍空調機器の管理者に対する立入検査、建設リサイクル法合同パトロール時における解体業者への立入検査、解体業元請業者に対するアンケート調査等により、実施状況の確認とともに関係業種への波及効果を見込んだ周知を実施。【環境政策課】

イ フロン類の適正な回収・処理の促進

- ・フロン排出抑制法に基づき、業務用冷凍空調機器へのフロン類の充填及び回収を行う事業者の登録事務及びフロン類の回収量報告の取りまとめや、必要に応じた立入調査等を実施。【環境政策課】

ウ 専門家による講習会の開催

- ・フロン排出抑制法の普及啓発の一環として、管理者、充填回収業者、建設業者、廃棄物リサイクル業者を対象に県内で講習会を開催。【環境政策課】

第2節 エネルギーの地産地消に向けた再生可能エネルギー等の導入・利用促進

(1) 地域と共生した再生可能エネルギーの導入促進

《現状》

- ・本県における再生可能エネルギー導入量は、平成28年度からの5年間で約1.3倍となっており、特に太陽光発電の導入量は、令和2年度には原発2基分以上となる約226万キロワットとなるなど、導入が拡大している。【エネルギー政策課】
- ・農業用水を活用した小水力発電の導入を促進するために、「静岡県農業水利施設を活用した小水力等利用推進協議会」を設置し、官民が一体となって取組を推進している。【農地保全課】
- ・富士山静岡空港では、太陽光発電パネルを石雲院展望デッキ及び空港周囲部において設置している。【空港管理課】

《課題》

- ・メガソーラーや洋上風力といった大型施設は地域住民の生活に及ぼす影響が大きい。
- ・太陽光発電や風力発電は、天候や時間帯等によって出力が変動するため、自然条件の影響が比較的小さい水力発電やバイオマス発電、地熱発電など複数の発電方法を組み合わせることが重要。【エネルギー政策課】
- ・再生可能エネルギーの発電ポテンシャルが存在しているが、適地が分散していたり、個々の発電ポテンシャルが小規模で安定性に欠けるなど、新技術が必要。【農地保全課】
- ・脱炭素化に向けた技術革新や関係者の最新の動向などを捉え、各港湾の特徴を踏まえ官民一体となったカーボンニュートラルポート（CNP）の形成が必要。【港湾企画課】
- ・国が推進する空港脱炭素化の流れを受け、空港西側県有地の自然エネルギーゾーンを中心に再生可能エネルギーの導入を進めていくことが必要。【空港管理課】

《施策の展開》

ア 自立分散型エネルギーシステムの構築支援

- ・再エネ等を活用した地域の自立・分散型エネルギーシステムの構築を目指す民間事業者が行う計画策定・調査等に対し助成。【エネルギー政策課】

イ 再生可能エネルギーの有用性の周知

- ・エネルギーに関する情報を収集、整理し、県民に情報を発信。【エネルギー政策課】

ウ 地域環境及び地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進

- ・事業所等への太陽光設備導入の支援や、市町・民間事業者が行う小水力、バイオマス、温泉エネルギーの利活用可能性調査や設備導入への支援を実施し、地産エネルギー等の導入量増加を推進。【エネルギー政策課】

エ 農業水利施設を活用した小水力発電の導入及び民間事業者等の取組支援

- ・「静岡県農業水利施設を活用した小水力等利用推進協会」を通じて、県内小水力発電適地情報等の情

報共有を図り、小水力発電の導入を促進。

【農地保全課】

オ 熱交換システムの普及啓発

- ・地下水の熱を空調等に活用する省エネルギー効果の高い熱交換システムについて、適地マップ、導入マニュアルの作成・公表により普及を促進。

【環境政策課】

カ 公共施設への再生可能エネルギー及び省エネルギー機器の積極導入

- ・県有7施設の建物屋根等を貸出し、民間事業者が太陽光発電設備を設置して発電事業を実施。

【エネルギー政策課】

キ 富士山静岡空港の再生エネルギー化の推進

- ・今後策定される国の支援策を踏まえつつ、運営権者と連携し、富士山静岡空港の再生エネルギー化を推進。

【空港管理課】

ク 港湾関連施設への太陽光発電施設の設置、港内でのエネルギー活用

- ・清水港で建て替えを計画する公共上屋の屋上に太陽光発電施設を整備。

【港湾整備課】

(2) 水素エネルギー等の活用促進

《現状》

- ・水素は、その利活用を通じて発電や輸送、産業など様々な分野の脱炭素化を行うことが期待され、地域特性に応じた水素社会実現モデルの構築が国内各地で徐々に進展している。

【エネルギー政策課】

《課題》

- ・水素社会の実現には、水素供給量の拡大と供給コストの低減が不可欠だが、水素の需要が見込めないことから普及が停滞しつつある。

【エネルギー政策課】

《施策の展開》

ア 水素エネルギーの利用拡大に向けた先進的取組の支援

- ・県内の水素エネルギーのポテンシャルや、企業や大学の技術をマッチングし、今後企業同士が共同で技術開発や製品開発等に取り組み、事業化を目指すための体制を構築するため、県内企業等に対する意向調査及び水素利活用ポテンシャル調査等を実施。

【エネルギー政策課】

イ F C V等水素エネルギーを活用した輸送用機器等の導入促進

- ・エネルギー、運輸、自動車メーカー及び自治体等からなる協議会において、F C V及び水素エネルギーに関する最新動向等を情報共有。

【エネルギー政策課】

ウ 低環境負荷型の業務艇の導入

- ・脱炭素社会の実現に向けて、清水港巡視船の更新において低環境負荷型業務艇の導入を検討。

- ・港内における水素利用の推進に向け、官民で検討し、カーボンニュートラルポート（CNP）形成計画に反映。【港湾企画課、港湾整備課】

エ 水素ステーションの設置等支援

- ・第1章第1節(3)イに記載。【エネルギー政策課】

オ 水素エネルギーの利便性やメリット等の広報

- ・水素をより身近に、かつ正しい知識を得る機会を提供し、水素エネルギーの理解促進を図るため、県内小学生を対象に水素エネルギー出前教室を実施。【エネルギー政策課】

第3節 技術革新の推進

(1) 環境・エネルギー関連産業の振興

《現状》

- ・国は、2050年までに温室効果ガスの排出量を吸収量と均衡させて実質ゼロとする「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、経済と環境の好循環を目指す産業政策として「グリーン成長戦略」を策定している。
- ・市場の拡大や新規雇用の拡大も期待され、県内企業の環境・新エネルギー分野への参入支援が必要となっている。【エネルギー政策課】
- ・畜産業の盛んな地域ではたい肥の供給が過剰となり、原料となる家畜ふんが未利用資源となっている。【農業戦略課】
- ・農業用水を「エネルギー資源」の一つとして位置づけ、再生可能エネルギーとしての活用を積極的に支援することで、事業関連施設の維持管理の軽減や地球温暖化防止への貢献、農業用水や農業水利施設等の地域資源の次世代への継承に努めている。【農地保全課】

《課題》

- ・県内企業の環境分野への参入に当たり、業界ニーズや最新の技術動向に関する情報提供、製品等の販路開拓、製品化に向けた研究開発費に対する助成などの総合的な支援が必要。【エネルギー政策課】
- ・未利用資源である家畜ふんを、たい肥でなく熱エネルギー源として利活用するための技術改良が必要。【農業戦略課】
- ・水力発電は、歴史が古く完成度の高い技術であるものの、国内においては大規模な地点は開発がほぼ終了し、残る地点は経済性に劣る小規模なものとなっているため、新技術が必要。【農地保全課】

《施策の展開》

ア 技術開発、需要創出支援

- ・企業、大学、試験研究機関、行政、金融機関等からなる静岡県創エネ・蓄エネ技術開発推進協議会において、講演会や交流会、ワーキンググループ活動を行い、ワーキンググループで検討した再エネ及び省エネに資する先進的な技術開発に対して助成。【エネルギー政策課】

イ バイオマスのエネルギー利用に向けた取組促進

- ・県内の小水力、バイオマス、温泉エネルギーの利活用を進める事業について、可能性調査及び設備導入を行った者に対して、経費の一部を助成。【エネルギー政策課】

ウ 家畜排せつ物のエネルギー資源化等の研究・普及促進

- ・エネルギー源としての活用を想定した、家畜ふんの乾燥・調整技術の改良と、技術普及のための相談を実施。【農業戦略課】

エ 農業用水を活用した小水力発電の導入推進

- ・再生可能エネルギーの利用拡大や農業用水施設等を活用した小水力発電の導入を促進。
- ・県が実施する事業により小水力発電所の整備を推進し、令和3年度までに4か所で運用を開始。

- ・行政と民間の取組により令和6年度末までの発電設備容量の整備目標2,950kwに対し、令和3年度までに2,552kwの整備を実施。【農地保全課】

(2) 新技術等の研究開発の支援

《現状》

- ・本県の基幹産業である自動車産業は、世界的なEV(電気自動車)化の加速によりエンジン関連部品が不要となることや、自動運転をはじめとした自動車のデジタル化の急速な進展など、100年に1度とも言われる大きな変革への対応に迫られており、これまで自動車部品を製造してきた多くの中小企業が大きな環境変化に直面している。さらに国の掲げる2050年のカーボンニュートラル実現に向け、完成車メーカーや大手部品メーカーのみならず、中小企業も脱炭素経営へのシフトを求められており、これに対応できない場合、受注機会を失う恐れがある。【新産業集積課】
- ・セルロースナノファイバー(CNF)は植物由来の次世代素材で、自動車部材、家電製品、住宅建材等に活用されることにより、燃費・エネルギー効率が改善されるなど、カーボンニュートラルを実現する素材として、注目されている。古くから製紙業が盛んな本県は、パルプを扱う技術の蓄積があり、CNFに関するアドバンテージを持っていることから、CNF関連産業の創出・集積に向けてCNFを活用した製品開発を支援している。【新産業集積課】
- ・脱炭素等への環境対応や新エネルギー分野への展開を成長の機会と捉え、産業競争力の強化や新産業への転換を推進している。【商工金融課】

《課題》

- ・水素エネルギーの産業化には技術的課題の克服や設備投資などのハードルも多いため、現段階で水素関連産業に関わる県内企業は少なく、参入に向けた支援が必要。【エネルギー政策課】
- ・本県の基幹産業である自動車産業について、脱炭素社会に向け世界的に加速するEV化や、デジタル化などの産業構造の変化に地域企業が対応するため、官民が連携したスピード感を持った支援が必要。
- ・植物由来の素材であるCNFについて、将来的に大きな市場への展開が期待される自動車や家電、建材なども含めた様々な産業分野での製品(用途)開発を促進することが必要。【新産業集積課】
- ・脱炭素等への環境対応に向けた、企業の研究開発を促進するため、投融資の促進が必要。【商工金融課】

《施策の展開》

ア 技術開発、需要創出支援

- ・第1章第3節(1)アに掲載。【エネルギー政策課】

イ 地域企業の電動化・デジタル化に向けた新たな研究、製品開発等の取組支援

- ・第1章第1節(1)カに掲載。【新産業集積課】

ウ CNFの用途開発促進のための支援

- ・CNFでは、「ふじのくにCNF寄附講座」を静岡大学に設置し、CNFと樹脂の複合材の開発や産業人材の育成を進めたほか、コーディネータの配置や総合展示会の開催によるマッチング支援、試

作品開発への助成を実施。また、C N F の高いリサイクル性に着目し、自動車部材等における循環経済のビジネスモデル構築を目指した産学官金連携の研究会を開催。【新産業集積課】

エ 大学、地域企業との共同研究の推進

- ・ 県富士工業技術支援センターに設置している「ふじのくにC N F 研究開発センター」を拠点として、静岡大学や地域企業 3 社がC N F 複合樹脂等に関する研究開発を共同で実施。【新産業集積課】

オ 中小企業への資金調達支援

- ・ 環境技術関連を含む 9 の成長産業分野への中小企業者の取組を支援するため、県が融資条件等を定め、利子の一部を助成する県制度融資「成長産業分野支援貸付」を実施。
- ・ 資金の概要は以下のとおり。

融資限度額	融資期間	融資利率	保証料率
10 億円	10 年以内	金融機関所定金利のうち 1/2 を県利子補給（ただし利子補給上限 0.67%）	金融機関が必要と認めた場合のみ 県保証協会保証付（年 0.3%～1.3%）

- ・ 令和 3 年度の実績：5 億 5,848 万円（5 件）。
- ・ 制度周知のため、金融機関担当者向けの説明会等を 6 月に実施。【商工金融課】

第4節 吸収源対策の推進

(1) 森林吸収源の確保

《現状》

- ・令和12年度の国の森林吸収量目標（平成25年度総排出量比2.7%）の達成に向け、令和3年から令和12年度までの10年間に年平均45万haの間伐等を実施する必要があるとあり、本県においても年間11,490haを目標に間伐等の森林整備を促進している。
- ・森林の樹木は、大気中の二酸化炭素を吸収し、炭素を貯蔵しているが、人工林の高齢化に伴い、森林吸収量は減少傾向で推移している。【森林計画課】
- ・森林資源を安定供給する土地として、農業利用が困難な荒廃農地を使用できる可能性がある。【農業戦略課】
- ・治山事業、森の力再生事業などにより、吸収源となる森林の保全を着実に実施している。
- ・水源のかん養や災害の防止に加え、二酸化炭素を吸収・固定することでカーボンニュートラルに貢献する森林の公益的機能の維持・増進が今後、一層重要となることから、デジタル技術や先端技術も活用し、森林の若返りを図る主伐・再造林などの森林整備の取組を強化するとともに、引き続き森林の適正な管理・保全を推進している。【森林保全課】
- ・森林の適正な管理の担い手である森林技術者数は目標（1,100人）に未達となっている。【林業振興課】

《課題》

- ・デジタル技術や先端技術も活用し、森林の若返りを図る主伐・再造林や間伐などの森林整備の取組を強化するとともに、引き続き森林の適正な管理・保全を進めていくことが必要。【森林計画課】
- ・早生樹を育てる場所として荒廃農地を活用するための、土壌改良等の対策が必要。【農業戦略課】
- ・引き続き保安林の公益的機能が持続的に発揮するよう、適切な保安林の配備と機能の向上が必要。【森林保全課】
- ・林業への新規就業者を増やすことが必要。【林業振興課】

《施策の展開》

ア 林内路網の整備促進

- ・効率的に木材を供給できるよう、林道や森林作業道を効果的に組み合わせた林内路網の整備を促進。【森林整備課】

イ 計画的な森林管理、整備の促進

- ・3次元点群データの解析により取得した高精度森林情報の活用手法の普及などにより、林業経営体等が行う森林経営計画の作成を支援。令和3年度末現在83,886ha（速報値）の計画を認定。【森林計画課】
- ・林業経営体や森林所有者などが行う間伐等の実施を支援することにより、計画的な森林整備を促進。【森林整備課】
- ・「静岡悠久の森」を自然環境財として次代に継承していくため、計画的な森林整備を行い管理するとともに、県民参加の森づくり活動の場として活用。【環境ふれあい課】

ウ 主伐・再造林の促進

- ・一貫作業システム、効果的な獣害対策、エリートツリー、コンテナ苗や先端技術の活用等による低コスト主伐・再造林を普及。【森林計画課・森林整備課】

エ 早生樹による造林技術等の検討

- ・二酸化炭素の吸収に優れる早生樹の造林、保育、収穫等の施業の方法を検討。【森林計画課】
- ・荒廃農地の土壌条件を改善する土壌改良技術の開発を実施。【農業戦略課】

オ 森の力再生事業の推進

- ・土砂災害の防止や水源かん養等の「森の力」を発揮させるため、森林所有者による整備が困難で、緊急に整備が必要な荒廃森林について、森林（もり）づくり県民税を充当し、「森の力」の回復に必要な森林整備を促進。
- ・平成 28 年度から 10 年間で 11,200ha の森林整備を計画、令和 3 年度は 937ha を整備（累計 6,550ha）。【森林計画課】

カ 保安林機能向上の推進

- ・保安林の適正な配備と治山事業などによる保安林機能の向上を推進。【森林保全課】

キ 林地開発許可制度、伐採・造林届出制度の適切な運用

- ・森林の無秩序な開発を防ぐ林地開発許可制度を適切に運用。
- ・市町による伐採・造林届出制度について、森林情報システムの保守管理、個別事案へ対応により、適切な制度の運用を支援。【森林保全課・森林計画課】

ク 森林分野のDXの促進

- ・3次元点群データの解析により取得した高精度森林情報の関係市町への提供とあわせて、その活用方法を普及。【森林計画課】

ケ 市町の森林管理・整備の実施支援

- ・県と市町が構成員となり、森林整備の進め方や課題を協議する地域協議会を開催。市町の要請に応じて専門技術を有した森林整備アドバイザーを派遣。【森林計画課】

コ 森林の二酸化炭素吸収量を価値化する仕組みを活用した新たな森林管理・整備の取組の促進

- ・Jクレジットの申請について、3次元点群データの解析により取得した高精度森林情報による、簡便な手法の確立と普及に向け、先進企業と連携した取組を実施。【森林計画課】

サ 林業への新規就業促進及び森林技術者の確保、育成

- ・新規就業者を確保するため、林業の魅力を発信するとともに、林業の現場見学会や就業相談会の開催、就業前研修、安全装備支援等を実施。
- ・森林技術者の定着に向けて、労働安全性の確保や労働生産性の向上による所得改善を目的に、森林

技術者の技術力向上や、林業経営体の組織力向上を図るための研修等を実施。

【林業振興課】

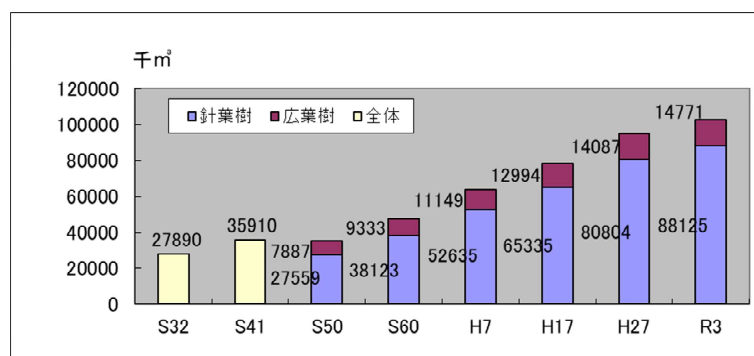
シ 森林・林業に関する情報発信、普及啓発、ボランティア活動支援

- ・森林情報共有システムで県内の森林情報を発信。また、Facebook「ふじのくに森林の都しずおか」で県内各地に行われている森林との共生に向けた取組を発信。【森林計画課】
- ・県民の理解促進のための森林・林業に関する広報・情報発信や、関連イベントを通じた普及啓発、県民・企業等による森林ボランティア活動を支援。【環境ふれあい課】

(2) 森林資源の循環利用の促進

《現状》

- ・静岡県内の森林のうち、民有林（国有林以外の森林）面積の約6割は植林され、育てられた人工林で、スギ、ヒノキ人工林の約9割は、製材等の原料として利用可能となる40年生を超え、その蓄積（立木の幹の体積）は、人工林のスギ、ヒノキを中心に年々増加している。



【森林計画課】

- ・世界的な木材需給状況の変化によって、外国産製品から国産材製品への転換ニーズが高まり、県産材製品の安定供給が求められているが、製材用丸太の高騰などにより県産材製品の生産量は伸び悩み、供給量はコロナ禍以前の水準までは未回復となっている。【林業振興課】

《課題》

- ・木材生産における森林所有者への収益還元や生産性の向上を図り、年間を通じた安定供給体制を構築するため、林業におけるイノベーションや低コスト生産システムの定着が必要。また、森林資源の循環利用に向け、高い林齢に偏った人工林の資源構成の若返りが必要であり、効率的な木材生産のためにも主伐と確実な再生林による更新が必要。【森林計画課】
- ・市町や民間の建築物における木造化・木質化促進による、県産材製品の需要拡大が必要。
- ・県産材製品の需要に対応した丸太を確保するとともに、県産材製品の供給体制の強化が必要。

【林業振興課】

《施策の展開》

ア 公共施設整備や土木工事、住宅や非住宅建築物への県産材利用の促進

- ・“ふじのくに”公共建築物等木使いプランを令和4年3月に改定。
- ・市町の公共建築物の木造化・木質化を進めるため、建築の専門家による無料相談窓口等の利用や、森林環境譲与税等の財源の活用を促進。
- ・住宅及び非住宅分野での助成制度の対象を拡大し、品質の確かな県産材製品の利用を一層促進。
- ・県産材製品の供給能力を高めるため、木材加工施設の整備を支援するとともに、製材・合板工場が

必要とする丸太の供給を支援。

【林業振興課】

イ 木材・県産材利用への意識・理解醸成

- ・民間の建築主の意識醸成に向けた会議や設計者等を対象にした研修会を実施。
- ・東京 2020 オリンピック・パラリンピック選手村ビレッジプラザに提供した県産森林認証材の返却後の利用にあたって、県民からアイデアを募集し6点を優秀作として選定し、試作等を実施。

【林業振興課】

ウ 林業イノベーションの推進

- ・先端技術の情報共有を行う「ふじのくに林業イノベーションフォーラム」への参画を促進。林業経営体、市町、県で構成する地域協議会により、デジタル高精度森林情報、森林計測アプリ、ドローン等を活用した業務効率化を実証、普及。

【森林計画課】

エ 森林施業の集約化、路網整備、機械化等の一体的促進

- ・効率的に木材を供給できるよう、林道や森林作業道を効果的に組み合わせた林内路網の整備を促進。
- ・林業経営体や森林所有者などが行う森林経営計画の作成、間伐等の実施を支援することにより、計画的な森林整備を促進。

【森林整備課、林業振興課】

オ 世界基準の森林認証取得と森林認証材の供給基盤の整備促進

- ・森林認証推進協議会や認証管理団体との連携により、森林認証制度や認証材を普及。協議会が行う森林認証の普及啓発の取組を支援。
- ・需要即納型の生産団地を設定し、路網等の供給基盤の整備を支援。

【森林計画課、森林整備課】

カ 木質バイオマス用材等を生産する早生樹等の森林造成・育成促進

- ・二酸化炭素の吸収に優れる早生樹の造林、保育、収穫等の施業の方法を検討。

【森林計画課、森林整備課】

(3) ブルーカーボン等その他吸収源対策

《現状》

- ・ブルーカーボンとは、沿岸域や海洋生態系によって吸収・固定される二酸化炭素由来の炭素を指し、その吸収源として浅海域に分布する藻場や干潟などがあり、森林以外の吸収源として全国的に注目されている。

【水産資源課、水産振興課】
- ・農業分野における地球温暖化対策として、温室効果ガス発生削減の取組に加えて、農地土壌が炭素を吸収する機能が着目されている。

【農業戦略課】
- ・茶草場農法を実践している茶園は有機物層が厚く、茶草を投入している分、炭素固定量が高く、通常管理の茶園土壌に比べて土壌中の炭素量は7倍程度である。

【お茶振興課】

《課題》

- ・ブルーカーボンの保全及び増加に向けた取組の推進が必要。【水産資源課、水産振興課】
- ・農地土壌中の炭素量や、管理方法の違いによる炭素量の変化を把握することが重要。【農業戦略課】
- ・茶草場農法認定茶は、付加価値が販売価格に反映されにくいことから茶草場農法実践者が減少しており、農法の維持・継承のために、実践者の所得向上、モチベーションの維持が必要。【お茶振興課】

《施策の展開》

ア 海域における藻類に関する研究開発

- ・ブルーカーボン・オフセット・クレジット制度の活用を通して吸収源である藻場の回復に向けた取組を促進するために、榛南海域のカジメ藻場をモデルに藻場面積及び単位面積当たりのカジメ湿重量を簡易かつ低廉に一定精度で評価できる技術手法を開発。【水産振興課、水産・海洋技術研究所】

イ 藻場の回復、育成

- ・種苗移植等による藻場の造成により、榛南海域では相良地先などの海域においてカジメ群落が回復、未回復のサガラメ藻場については種苗移植を実施。
- ・榛南、伊浜の両地区で漁業者が取り組んでいるアイゴ等藻食性魚類の駆除や雑藻刈りなどの活動を継続して支援。【水産資源課、水産振興課】

ウ 有機物施用と土壌炭素蓄積との関係調査

- ・水田、茶園、果樹園等における土壌中の炭素量や、たい肥等を土壌に使用した場合の炭素量の変化を調査。【農業戦略課】

エ 静岡の茶草場農法の維持・継承に向けた取組支援

- ・茶草場農法の維持・継承を図るため、農法の果たす機能をPRし、茶草場農法認定茶の付加価値を向上。また実践者の意欲向上を図るため、優れた取組を行っている実践者を知事が顕彰。【お茶振興課】

第5節 気候変動影響への適応

(1) 農林水産業への影響把握と対策

《現状》

- ・温暖化の影響によりウンシュウミカンの浮き皮果や貯蔵中の腐敗果の発生が増加傾向である。【農業戦略課】
- ・本県では、イチゴやトマト、温室メロン、バラ、ガーベラ等、全国的にも施設園芸が盛んで、農業産出額に占める割合が高い。【農芸振興課】
- ・近年、豪雨災害により農地や農業用施設が湛水する事例が増加しており、農業生産の維持や農村での安心・安全な生活への影響が懸念されている。【農地保全課】
- ・地球温暖化、黒潮大蛇行の影響により、沿岸域は高水温や高潮位傾向にある。【水産振興課、水産・海洋技術研究所】

《課題》

- ・温暖化による影響が少ない品種や温暖化の進行により懸念される品質や収量の低下を軽減する生産技術の開発、普及が必要。【農業戦略課、農芸振興課】
- ・冬期に加温する施設園芸では、加温用燃油の使用に伴い温室効果ガスを発生するため、省エネ型の施設園芸への転換が必要。【農芸振興課】
- ・流域開発等により排水機能が低下している農村地域のポンプや排水路等の施設が健全に機能を発揮できるよう適切に整備を実施していくことが必要。【農地保全課】
- ・地球温暖化や黒潮大蛇行の水産資源等への詳細な影響調査が必要。【水産振興課、水産・海洋技術研究所】

《施策の展開》

ア 農業全般における気象災害発生時の対応技術の広報

- ・気象災害に伴う農作物への被害の発生が予想される場合、発災前後に実施できる技術対策を指導。【農業戦略課】

イ 高度環境制御機器やヒートポンプ等の導入

- ・施設内の温度等を適正に管理・制御する高度環境制御機器や、燃油燃焼型よりも二酸化炭素の排出量が少ないヒートポンプ等の導入を推進し、脱炭素かつ省エネ型の施設園芸への転換を促進。【農芸振興課】

ウ 温暖化影響の少ない品種の長期貯蔵技術、高温・病虫害被害を軽減する栽培技術の開発、普及

- ・温暖化条件下でも浮き皮の発生が少ない県育成ウンシュウミカン「春しずか」の普及や長期貯蔵中の果実腐敗を抑制する冷風貯蔵庫の導入を推進。【農業戦略課】

エ かん水技術の普及推進

- ・春季のおそ霜対策として散水スプリンクラーの導入や、夏季の高温・干ばつ対策としてかん水チュ

ープの設置、普及を推進。

【農業戦略課】

オ 農地や農業用施設の湛水被害の解消及び農業用排水施設などの整備

- ・農村地域における災害の未然防止と被害軽減により、優良農地の確保による農業経営の安定化と県土の保全を図る防災事業を推進。
- ・排水路や調整池の整備、事業計画の策定など 84 地区で事業を実施。

【農地保全課】

カ 環境や水産資源の変化を把握、予測するための研究の推進

- ・2022 年 2 月に竣工した第 5 世駿河丸や人工衛星などの情報を活用し、関係研究機関とも連携して、サクラエビ、イワシ類、カツオなどの生息環境や水産資源の長期的な変化を高精度に把握・予測する研究を実施。

【水産振興課、水産・海洋技術研究所】

(2) 災害に強い地域づくり

《現状》

- ・全国的に 1 時間降水量 50mm 以上の年間発生回数が増加傾向にある等、気象災害が激甚化・頻発化している。
- 【道路保全課、河川企画課、河川海岸整備課、砂防課】
- ・河道拡幅や遊水地の設置など、河川整備を計画的に実施しているものの、県内には流下能力が十分でない河川や、地形的に低い土地において浸水被害が頻発する地区が存在する。
- 【河川企画課】
- ・遠州灘や駿河湾の一部の海岸において侵食傾向にある。
- 【河川海岸整備課】
- ・切迫する大規模地震等への対策として、災害に強い港湾施設及び漁港施設の整備、地域の合意形成に基づく海岸保全施設の整備を実施している。
- 【港湾整備課、漁港整備課】
- ・地震・津波対策アクションプログラム 2013（A P 2013）に基づき、緊急輸送路をはじめとした重要路線等の橋梁の耐震対策を実施しており、令和 3 年度末の完了率は、85%となっているが、河川に架かる長大橋など、一部の橋梁の耐震対策については、計画工程の長期化等により、A P 2013 の計画期間である令和 4 年度末までの完了が困難となっている。
- 【道路整備課】
- ・砂浜、砂丘、松林からなる白砂青松や岩礁の景観と貴重な自然環境を保全しながら整備を実施している。
- 【河川海岸整備課】

《課題》

- ・豪雨の増加傾向により、今後、治水安全度は相対的に低下するおそれがある。
 - ・豪雨による浸水被害や土砂災害による被害等を軽減するために、河川の改修や土砂災害防止施設の整備に加え、住民に対して被災リスクの周知を図ることが必要。
- 【河川企画課、河川海岸整備課、砂防課】
- ・社会のあらゆる関係者が、防災・減災を意識して行動することが当たり前となる、水防災意識社会の形成に向け、流域全体で取り組む持続可能な治水対策（流域治水）への転換が必要。
- 【河川企画課】
- ・大規模災害時に、救急・救命活動や支援物資の輸送、復旧・復興活動を迅速に行うため、災害による道路の通行止めを防止する対策が必要。
- 【道路保全課】
- ・大規模地震発生時においても海上交通ネットワークの維持や緊急物資輸送機能及び水産物流通機能を早期に確保することが必要。
- 【港湾整備課、漁港整備課】

- ・高潮、津波などから背後地を防護しつつ、周辺状況に応じ景観や利用に配慮した海岸整備を推進することが必要。【港湾整備課、漁港整備課】
- ・侵食傾向にある海岸において、砂浜の保全が必要。【河川海岸整備課】

≪施策の展開≫

ア 気象情報や防災情報の適時適切な提供

- ・ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）と連携し、気象警報が発表された際に SNS（ツイッター、フェイスブック）に自動投稿するとともに、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」で緊急防災情報などのプッシュ通知を実施。【危機対策課、危機情報課】

イ 洪水氾濫などの被害軽減に向けた取組の推進

- ・5 か年加速化対策など事前防災の加速化・深化に加え、地域特性に応じた減災対策を推進するため、河川整備を重点的に進める水系を対象に、ハード・ソフト一体となった多層的な取組の全体像を「流域治水プロジェクト」として示す。
- ・県独自で取り組んできた豪雨災害対策アクションプランの知見を活かし、浸水被害が頻発する 14 地区を対象に、流域治水の考え方を取り入れた被害軽減策である「水災害対策プラン」により、あらゆる関係者が協働し、主体的に取り組む流域治水を推進。
- ・令和 3 年度は、総合治水対策や国土強靱化予算を推進する河川等、重点的に河川整備を進める必要がある 44 水系のうち、16 水系において流域治水プロジェクトを取りまとめを実施。また、水災害対策プランを策定する 14 地区のうち 5 地区において、プランを取りまとめを実施。【河川企画課】

ウ 自然災害に強い基盤整備の推進

- ・橋梁の耐震対策については、A P 2013 の対象外であった昭和 55 年以降の耐震基準を適用した耐震性能が比較的高い橋梁などを加え、A P 2013 の未完了橋梁とともに引き続き対策を推進し、災害時の救援活動などを支える「命の道」の確保を図る。【道路整備課】
- ・県管理道路における道路防災総点検の「要対策」箇所：1,145 か所（法面・盛土等）について、緊急輸送路上の箇所を優先して対策工事を行い、令和 3 年度までに 435 か所の対策が完了。【道路保全課】
- ・大規模地震発生後に港湾・漁港機能の早期復旧を図るため、防波堤の粘り強い構造への改良や耐震強化岸壁の整備を実施。【港湾整備課、漁港整備課】

エ 河川や排水施設の整備推進

- ・一定規模の降雨により発生する洪水に対する浸水被害防止のため、河川整備計画に基づき、河川を着実に実施（整備延長：51.0km）。【河川海岸整備課、生活排水課】

オ 生物の成育や景観への適切な配慮、海浜の適切な利用を確保した海岸整備の実施

- ・国との連携により河川及び沿岸の土砂移動バランスの改善を主体とした対策を実施し、浜幅の維持に努める。
- ・市町や県民との協働により生物の生息域や景観への配慮及び利用を促進。【河川海岸整備課】

- ・景観配慮が求められる海岸では、周辺の景観との調和を図った津波対策施設の整備を推進。

【港湾整備課、漁港整備課】

カ 土砂災害防止施設の整備（土砂災害警戒区域の指定・周知）及び市町の警戒避難体制の整備支援

- ・土砂災害から住民の安全・安心を確保するため、土砂災害防止施設の整備を推進するとともに、土砂災害警戒区域を周知し、市町が行う警戒避難体制の整備を支援。また、高精度な地図を活用して土砂災害のおそれのある区域の有無を確認し、必要に応じて土砂災害警戒区域を指定。 【砂防課】

キ 森の力再生事業の推進

- ・第1章第4節(1)オに掲載。

【森林計画課】

(3) 健康被害対策

《現状》

- ・地球温暖化に加え、ヒートアイランド現象の影響で県内の平均気温は長期的に上昇し、暑熱による超過死亡や熱中症搬送者数が増加傾向となっている。 【健康増進課】
- ・高等学校の空調整備については、令和3年6月末までに普通教室への整備が完了したが、特別教室については、全国平均を下回っており整備率が低い。 【教育施設課】
- ・農作業は炎天下や急斜面などの激しい労働環境下で行われる場合がある。 【農業戦略課】

《課題》

- ・熱中症警戒アラートを基に住民への周知や熱中症の発生を防止することが必要。 【健康増進課】
- ・近年の猛暑に対して、生徒が適切な学習環境で教育を受けられるための環境整備が急務であり、整備率の低い特別教室へ空調設備を設置することが必要。 【教育施設課】
- ・熱中症などによる健康被害を軽減するため農作業環境の改善が必要。 【農業戦略課】

《施策の展開》

ア 熱中症に関する情報の周知

- ・ホームページ、各種イベント・講習会などによる啓発
「新しい生活様式」における熱中症予防をホームページに掲載、県内市町民生委員・児童委員に啓発チラシを配布、各種会議、研修会等で注意喚起を実施。
- ・ポスター、グッズによる啓発
啓発ポスター（約2,500枚）を県内全市町、保育所、学校等に配布、啓発グッズ（瞬間冷却パック約1,800個）を作成し、健康サポート薬局を通じて配布を実施。
- ・熱中症警戒アラートを基にした同報無線などを利用し広報。
計5回の熱中症警戒アラート発令に伴い、同報無線、SNS、LINEなどで広報を実施。 【健康増進課】
- ・県気候変動適応センターによる調査として、静岡市・浜松市内に温湿度計を設置しWEBマップによる熱中症情報共有システムを構築。 【環境政策課】

イ 高等学校への空調設備整備及び設置後の適切な運用の実施

- ・令和6年6月末までに、原則として授業で使用する頻度が高い特別教室への整備を完了。

【教育施設課】

ウ スマート農業技術の開発と現場実装の促進

- ・遠隔から自動でデータ収集が可能なフィールドカメラや施設栽培の高度環境制御装置、農薬や肥料散布の労力を軽減するドローン等について、現場実証試験等を通じて、農作業の省力化、自動化、軽労力化を可能にするスマート農業技術の現場実装を推進。

【農業戦略課】

(4) 適応の普及啓発

《現状》

- ・地球温暖化等による気候変動の影響は既に現れ始めており、今後、世界全体で厳しい温室効果ガスの削減が実施されたとしても一定程度の気温上昇は避けることはできない。気候変動は、農林水産業・水環境・自然生態系・自然災害・健康・都市生活など、様々な分野で影響を及ぼす可能性が高い。

【環境政策課】

《課題》

- ・気候変動の影響に関する情報や適応に関する取組事例などの把握に努め、情報提供を行うことにより、県民・事業者の自主的かつ積極的な「適応」の取組を促進することが必要。

【環境政策課】

《施策の展開》

ア 気候変動に関する普及啓発

- ・ふじのくに地球環境史ミュージアムにおける常設展示、パネル・リーフレットの作成などの普及啓発や、県気候変動適応センターによる調査・情報提供等を実施。
- ・緩和策の普及啓発ツールを作成し、県内の商業施設等で体験型展示を実施。

【環境政策課】

第2章 循環型社会の構築 ～資源循環と自然循環の促進

第1節 3Rの推進

(1) 発生抑制・再使用の推進

《現状》

ア 一般廃棄物

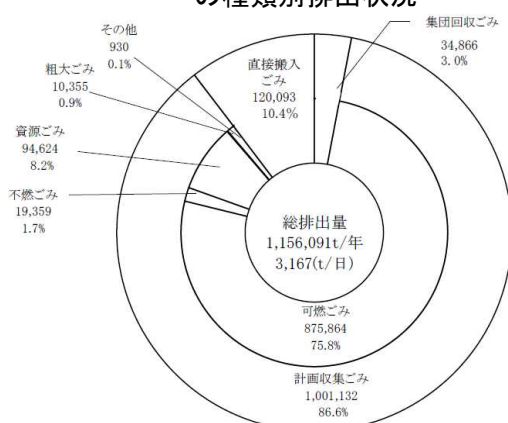
(ア) ごみ

- ・本県の一般廃棄物排出量は、令和2年度が1,156,091トン(令和元年度1,201,647トン)で、これは県民(外国人を含む)が1人1日当たり858グラムのごみを排出したことに相当し、前年度と比べて、総量で約45,556トン、1人1日当たりで27グラム減少。(図Ⅱ-1-(1)-1)

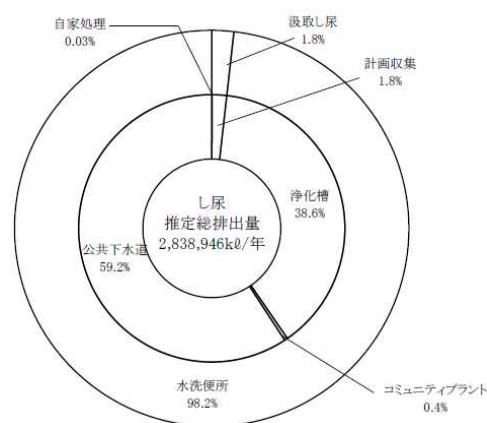
(イ) し尿

- ・令和2年度におけるし尿の推定排出量は、2,838,946kℓ(令和元年度2,738,768kℓ)で、前年度に比べて100,178kℓ増加。(図Ⅱ-1-(1)-2) 【廃棄物リサイクル課】

(図Ⅱ-1-(1)-1) 令和2年度ごみ(一般廃棄物)の種類別排出状況



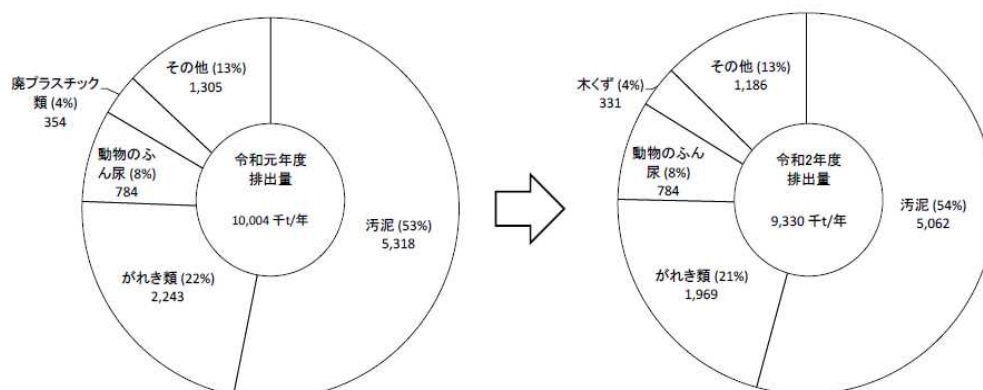
(図Ⅱ-1-(1)-2) 令和2年度し尿の排出状況



イ 産業廃棄物

- ・令和2年度における産業廃棄物の排出量は933万トンで、前年度に比べて67万4千トン減少。(図Ⅱ-1-(1)-3) 【廃棄物リサイクル課】

(図Ⅱ-1-(1)-3) 令和元年度・2年度産業廃棄物の種類別の排出量



ウ リサイクル

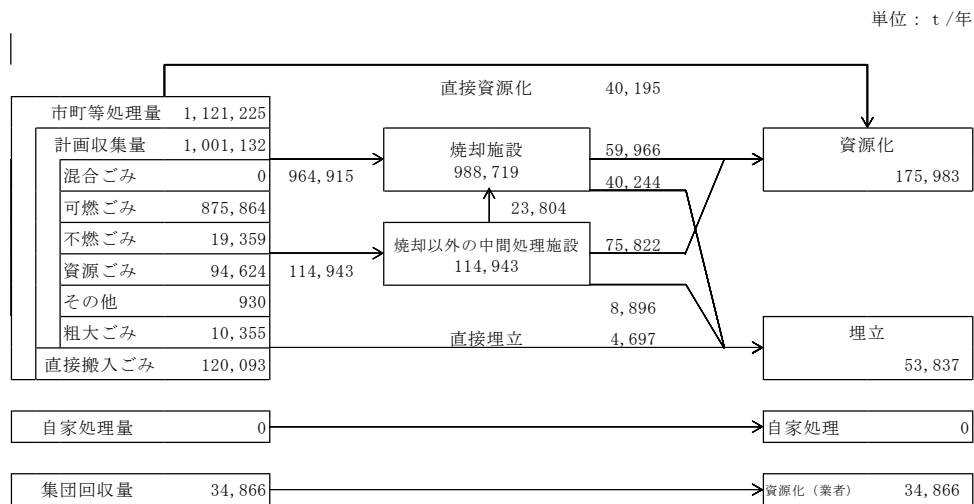
- ・リサイクルは資源確保の点で重要な意味を持つことを広く県民に周知するとともに、排出者及び生産者に対して適正なリサイクル推進のための費用負担についての理解を求め、各種リサイクル法の円滑な推進を図っている。（図Ⅱ-1-(1)-4～8、表Ⅱ-1-(1)-2）
- ・県内の令和2年度の産業廃棄物の処理状況は、排出量933万トンのうち、402万トン(43%)が再生利用、510万トン(55%)が焼却や脱水などの中間処理による減量化、22万トン(2%)が埋立による最終処分。（図Ⅱ-1-(1)-7）
- ・各産業分野では、形体の揃った、ある程度まとまった量の廃棄物が発生しており、再生利用率は横ばい。（表Ⅱ-1-(1)-1）

【廃棄物リサイクル課】

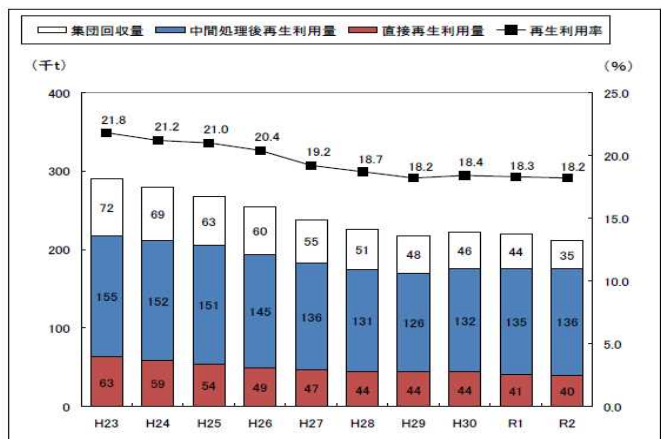
（表Ⅱ-1-(1)-1）産業廃棄物の再生利用率

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
再生利用率（%）	42.8	42.4	42.4	43.8	43.0

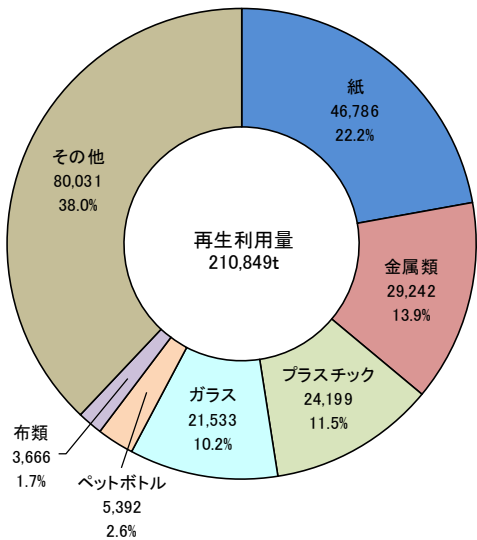
（図Ⅱ-1-(1)-4）令和2年度一般廃棄物の処理の状況（流れ）



（図Ⅱ-1-(1)-5）令和2年度一般廃棄物の資源化量とリサイクル率の推移



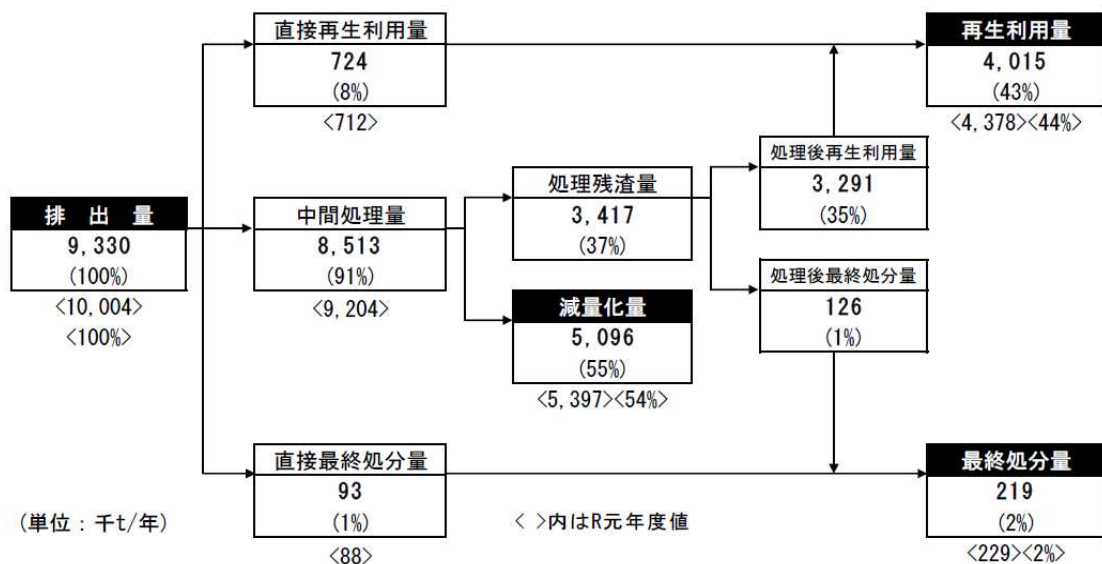
（図Ⅱ-1-(1)-6）令和2年度一般廃棄物の再生利用の品目別割合



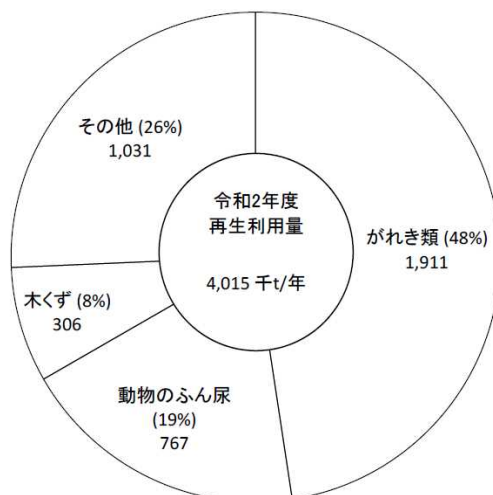
(表Ⅱ-1-(1)-2) 令和2年度容器包装リサイクル法に基づく分別収集実施状況

	分別収集計画 策定市町数	分別収集実施 市町数	収集計画量 (トン)	収集量 (トン)	達成率 (%)
無色ガラス	35	35	16,469	9,475	57.5
茶色ガラス	35	35	12,114	5,603	46.3
その他ガラス	35	35	6,280	4,670	74.4
紙製容器包装	8	5	25,139	362	1.4
ペットボトル	35	35	14,574	5,354	36.7
プラスチック製容器包装 (白色トレイ)	32 (18)	30 (16)	59,733 (1,178)	20,154 (89)	33.7 (7.6)
スチール缶	34	34	9,004	5,834	64.8
アルミ缶	35	34	7,502	2,287	30.5
段ボール	31	28	25,336	6,276	24.8
飲料用紙パック	25	20	4,091	137	3.3

(図Ⅱ-1-(1)-7) 令和2年度産業廃棄物の排出・処理の概要



(図Ⅱ-1-(1)-8) 令和2年度産業廃棄物の再生利用量



《課題》

- ・循環型社会の形成に向け、3 Rのうち優先順位の高い2 R（Reduce 発生抑制、Reuse 再使用）について、実際の行動に結び付ける具体的な取組を更に促すことが必要。
- ・食品ロス削減など3 R推進の普及啓発や、環境に配慮した消費行動がとれる消費者の育成が必要。
- ・リサイクル率は一般廃棄物、産業廃棄物ともに前年度より減少しており、各種リサイクル法の円滑な推進や商品化されたリサイクル製品の普及を図るとともに、廃棄物リサイクルを行う循環型ビジネスの育成と振興を図るなど、リサイクルを一層推進していくことが必要。
- ・廃棄物の有効活用を促進し資源循環型モデルを構築するため、新しいリサイクル技術の研究開発が必要。

【廃棄物リサイクル課】

《施策の展開》

ア 3 Rの推進

- ・第1次静岡県循環型社会形成計画（平成18年度～22年度）では「まずは1割」ごみ削減運動を展開し、計画の目標の一般廃棄物の排出量10%削減を達成。第2次静岡県循環型社会形成計画（平成23年度～27年度）では、一歩進めて「さらに1割」ごみ削減運動を展開し、計画の目標の一般廃棄物排出量10%削減を達成。
- ・第3次静岡県循環型社会形成計画（平成28年度～令和3年度）では、3 Rについて、生活のステージである「衣・食・住」に着目してごみ削減を図り、更なる発生抑制、減量を推進。
- ・県民のごみ削減に向けた具体的な行動を促すため、ウェブサイト「Rのある暮らし」により、家庭におけるごみ削減のノウハウやイベント情報等を発信。
- ・3 Rや環境配慮につながる商品・サービスを提供する販売店等を登録し、ホームページで紹介することで環境にやさしいライフスタイル、ビジネススタイルの普及を図る「ふじのくにエコショップ宣言制度」を平成23年から実施。令和3年度末のエコショップ登録店舗数は689件。
- ・県民に対し、広く廃棄物・リサイクルに関わる正しい情報を提供し、日常生活における3 Rの取組を促進。小中学生を対象とした食品ロス削減出前講座や、大学等の新入生を対象とした「大学生に教えたい3 R講座」を開催。（表Ⅱ-1-(1)-3）

（表Ⅱ-1-(1)-3）令和3年度大学生に教えたい3 R講座の概要

開催日	実施状況		内容
令和3年 4月	講座開催	2大学 約550人	新型コロナウイルス感染症の影響でWeb配信
	資料配布	10大学等 約2,210人	新入生を対象に、3 Rの意味やその必要性、ごみの分別方法等を説明

- ・循環型社会の形成に向け、3 R推進月間である10月に、市町のほかごみ減量・リサイクル推進委員会と連携して3 Rに関する取組を呼び掛け、県民、事業者、行政が一体となった普及啓発を実施。
- ・5月30日（ごみゼロの日）を中心に、市町や関係機関・団体に一斉清掃等の環境美化活動や3 R推進の啓発活動と呼び掛け、ごみ削減推進キャンペーンを実施。

【廃棄物リサイクル課】

イ 食品ロス削減の取組推進

(ア) 食材や製品原材料の有効活用 of 取組の推進

- ・ 県民の食品ロスに関する意識の高揚を図り、外食時における食品廃棄物の削減を進めるため、平成 28 年度から、外食店における食品ロス削減の啓発として「ふじのくに食べきりやったね！キャンペーン」を実施し、民間の情報サイトや SNS を活用して、啓発を実施。また、食品ロス削減の啓発教材を作成し、家庭における食品ロス削減の実践を促すことにより、食品ロスを発生させないライフスタイルの定着を推進。(表Ⅱ-1-(1)-4) 【廃棄物リサイクル課】

(表Ⅱ-1-(1)-4) 食品ロス削減の取組

ターゲット	外食店等を利用する県民	家庭
内 容	【食べきりやったね！キャンペーン】 ・ 協力店で食べきったら、専用アプリ「クルポ」でポイント獲得 ・ ポイントをためて、景品が当たる抽選に参加 ・ 重点期間にポスターによる周知 (協力店舗数：703 店舗) (ポイント付与回数：19,063 回) 【フードバンクの利用促進】 ・ フードポストに食品を寄贈するとポイント獲得 (ポイント付与回数：4,364 回)	【フォーラムの開催】 食品ロスをテーマにしたフォーラムを開催 【使いきり実践チャレンジの実施】 調理学校及びスーパー（4 社）と連携し、食材の保存の工夫や使いきりレシピを掲載したパンフレットを作成、配布 【小中学校向けの啓発講座】 小中学校で啓発講座を実施（6 回） 【イベントによる啓発】 商業施設でパネル展示やチラシ配布による啓発を実施

(イ) フードバンクの利用促進を通じた食品ロス削減の取組の呼び掛け

- ・ 賞味期限がまだ残っている食品を捨てずに有効活用するため、フードバンクの利用促進を通じた食品ロス削減の取組を県民に呼び掛け。 【廃棄物リサイクル課】

(ウ) 食品ロス削減の普及啓発、消費者教育の実施

- ・ 10 月に食品ロス削減の高揚及び実践活動の活性化を図るため 3 R 推進フォーラムを開催し、講演等を実施（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、静岡県公式 YouTube チャンネルで公開）。(表Ⅱ-1-(1)-5) 【廃棄物リサイクル課】

(表Ⅱ-1-(1)-5) 令和 3 年度 3 R 推進フォーラムの講演等の公開

公開期間	内容
令和 3 年 10 月 29 日 ～令和 4 年 1 月 31 日	講 演：「食品ロス削減と SDGs ～静岡県 3 R 活動への期待～」 講師 東京家政学院大学 上村 協子氏 事例発表：「すぐに始められる冷蔵庫の整理収納 ～片付けで減らそう！食品ロス～」 講師 静岡ガス エネリアショールーム静岡 整理収納アドバイザー 1 級 山内 美由紀氏

ウ 各種リサイクル法に基づくリサイクルの推進

(ア) 小型家電リサイクルの促進

- ・小型家電リサイクル法の制度に多くの市町が参加するよう促し、使用済小型電子機器等に利用されているレアメタルを含む有用金属の再生利用を促進。【廃棄物リサイクル課】

(イ) 食品リサイクルの推進

- ・食品ロス(食品廃棄物)の削減を進めるため、市町等へ情報提供を実施。

(ウ) 容器包装リサイクルの推進

【廃棄物リサイクル課】

- ・容器包装については、「静岡県分別収集促進計画」に基づき市町の容器包装のリサイクルシステムの確立を支援。【廃棄物リサイクル課】

(エ) 家電リサイクルの推進

- ・家電リサイクル法の対象となる4品目(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン)について適正に回収及び再資源化するよう普及啓発。また、買替えではなく、過去に購入した小売業者が特定できないような場合で小売業者に引取り義務が課されない「引取義務外品」に係る回収体制の維持を目指し、市町等を支援。【廃棄物リサイクル課】

(オ) 再生事業者登録の活用

- ・廃棄物再生事業者登録制度の活用により、古紙、金属くず、古繊維等の適正な再生を促進。

【廃棄物リサイクル課】

エ 市町へのごみ処理有料化検討の働き掛け

- ・一般廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用を推進する方策の一つとしてごみ処理の有料化の導入や改善について市町への働き掛けを実施。【廃棄物リサイクル課】

オ 廃棄物から得られるエネルギーの有効活用の促進

- ・高効率なエネルギー回収型廃棄物処理施設等の整備を支援する交付金の活用により、焼却せざるを得ない廃棄物から得られるエネルギーの有効活用を促進。【廃棄物リサイクル課】

カ 静岡県リサイクル製品認定制度の周知啓発

- ・リサイクル製品の安全・安心に関わる基準を設定し、適正なりサイクル製品であることを認定する「静岡県リサイクル製品認定制度」について、関係機関・団体への説明会や産業支援機関との連携により幅広い広報を行い、認定制度や認定製品の周知を図るとともに、積極的な利用を呼び掛け。
- ・こうした関係機関と連携した取組により、県公共工事等での認定製品の積極的利用を更に推進し、適正なりサイクルを推進。【廃棄物リサイクル課】

(2) プラスチックごみ対策の推進

《現状》

- ・プラスチックごみの増加に伴う海洋汚染や生態系への影響が世界的な問題となっている。

【廃棄物リサイクル課】

《課題》

- ・プラスチック製品を使用する生活スタイルを見直し、プラスチックごみの発生を抑制するとともに、ポイ捨て防止や回収などの意識啓発を図るなど、海洋流出を防止することが必要。また、弁当容器等に使用されるプラスチックの削減のため、プラスチックから代替素材への転換を進めることが必要。

【廃棄物リサイクル課】

《施策の展開》

ア プラスチックごみのポイ捨て防止や回収への意識啓発

- ・生活様式の変化を踏まえ、プラスチック製品を使用する生活スタイルの見直しやプラスチック製品の賢い利用を促し、プラスチックごみの発生を抑制するとともに、プラスチックごみのポイ捨て防止やプラスチックごみ回収などへの意識啓発を促進。

【廃棄物リサイクル課】

イ 6 R 県民運動の展開

- ・プラスチックごみによる地球規模での海洋汚染が懸念される中、従来の3 Rに「リフューズ、リターン、リカバー」の3 Rを加えて6 Rとし、使い捨てプラスチックの使用自粛や海岸・河川の清掃活動への参加など、県民一人ひとりの実践を呼び掛ける「静岡県海洋プラスチックごみ防止6 R 県民運動」を令和元年度から展開。令和3年度は、10月に県主催の清掃活動を富士市の海岸で開催。10～12月には県民が6 Rの実践宣言・写真をSNS等で投稿する「6 Rで海のごみをへらすのであるキャンペーン」を実施。清掃活動の参加者数はコロナ禍の影響で延べ約29万人(令和3年度末)。

【廃棄物リサイクル課】

ウ 事業者によるプラスチックごみの自主回収及び再資源化の推進

- ・国のプラスチック資源循環の推進方針に則り、事業者によるプラスチックごみの自主回収及び再資源化を推進。

【廃棄物リサイクル課】

第2節 廃棄物適正処理の推進

(1) 事業者指導の強化と優良事業者の育成

《現状》

- ・産業廃棄物の処理業に係る許可件数は、8,792件（令和4年3月末）。（表Ⅱ-2-(1)-1）
- ・産業廃棄物の処理施設に係る許可施設数は、520施設（令和4年3月末）。（表Ⅱ-2-(1)-2）
- ・優良産廃処理業者認定取得業者数は、257事業者（令和4年3月末）。
- ・マニフェストの電子化率は、68.5%（令和3年3月末）。
- ・自動車リサイクル法に係る登録・許可業者数は1,254事業者（令和4年4月1日）。（表Ⅱ-2-(1)-3）
- ・処分期間内に処分されなかった高濃度PCB廃棄物である安定器用コンデンサーについて、PCB特措法による代執行を実施。【廃棄物リサイクル課】

（表Ⅱ-2-(1)-1）産業廃棄物処理業の許可状況
（県知事許可、令和4年3月末現在）

区分		許可数
産業廃棄物処理業	収集運搬業	7,838
	処分業	390
特別管理産業廃棄物処理業	収集運搬業	550
	処分業	14
計		8,792

（表Ⅱ-2-(1)-2）産業廃棄物処理施設の許可状況
（県知事許可、令和4年3月末現在）

区分	許可施設数
中間処理施設	468
最終処分場	52
計	520

（表Ⅱ-2-(1)-3）自動車リサイクル法に係る登録・許可業者数（令和4年4月1日現在）

区分		事業者数
登録	引取業者	822
	フロン類回収業者	290
許可	解体業者	112
	破砕業者	30
計		1,254

《課題》

- ・産業廃棄物の適正処理を確保するため、排出事業者の処理責任の徹底を図るとともに、産業廃棄物処理業や設置許可に係る法令に基づく厳格審査や指導が必要。
- ・適正な処理体制の推進を図るため、優良産廃処理業者認定取得業者や電子マニフェストの普及促進を図ることが必要。
- ・自動車リサイクル法、建設リサイクル法などに基づく関連事業者による不適正な処理を防止するための監視・指導が必要。【廃棄物リサイクル課】

《施策の展開》

ア 排出事業者及び処理施設・処理業者に対する指導

- ・産業廃棄物処理業者や施設設置者に対する立入検査を実施し、違反者に対しては違反行為の是正を強く求めるとともに、悪質な排出事業者や処理業者に対しては行政処分を実施。

- ・ 3 R の推進及び適正処理の推進のため、廃棄物処理法の制度や廃棄物の適正な処理方法等について、市町職員、排出事業者、収集運搬業者、処分業者を対象とした研修会を開催。
- ・ 県内に搬入される県外産業廃棄物が適正に処理されるよう県外の排出事業者と事前協議を実施。

【廃棄物リサイクル課】

イ 優良産廃処理業者認定取得業者

- ・ 産業廃棄物の適正な処理体制の整備を図るため、優良産廃処理業者認定の取得及び優良業者の利用に関する説明会等を実施。

【廃棄物リサイクル課】

ウ 電子マニフェストの普及促進

- ・ 廃棄物の不適正処理を抑止するとともに廃棄物処理に係る情報管理の合理化を図るため、排出事業者や処理業者への研修会の開催により、電子マニフェストの普及をより一層促進。

【廃棄物リサイクル課】

エ 自動車リサイクル法に基づく監視・指導の実施

- ・ 自動車リサイクル法に基づく使用済自動車の適正処理をより促進するため、自動車解体業者や破砕業者等関連事業者への監視・指導等を実施。

【廃棄物リサイクル課】

オ 建設工事におけるパトロール監視・指導の実施

- ・ 建設工事における更なる産業廃棄物の取扱いの透明性を図るため、関係機関との連携によるパトロール等監視・指導等を実施。

【廃棄物リサイクル課】

カ 産業廃棄物の適正処理の推進

- ・ 産業廃棄物処理業者及び排出事業者から提出される産業廃棄物の排出・処理状況に関する報告書を基に、排出・処理の状況を解析し、産業廃棄物の実態を推定。
- ・ 前年度の産業廃棄物発生量が1,000t以上、特別管理産業廃棄物発生量が50t以上の排出事業所に対して、廃棄物処理計画の策定を指導。

【廃棄物リサイクル課】

キ PCB廃棄物の適正処理の推進

- ・ 令和9年3月までにPCB廃棄物が処理されるよう、PCB保管事業者及び使用事業者に対する周知、指導を実施。

【廃棄物リサイクル課】

(2) 不法投棄対策の推進

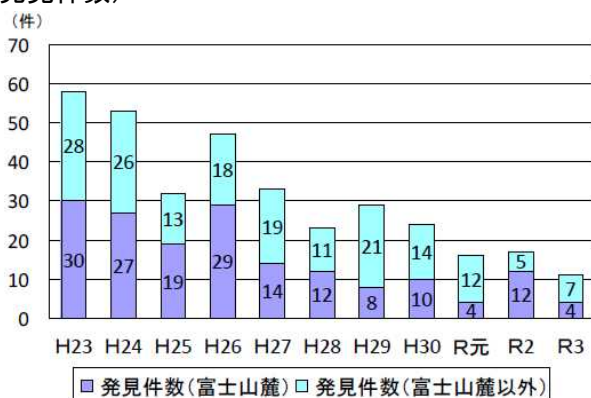
《現状》

- ・ 令和3年度における産業廃棄物の不法投棄の発見件数及び発見量（静岡・浜松両政令市を除く。）は、11件、17トン（図Ⅱ-2-(2)-1）

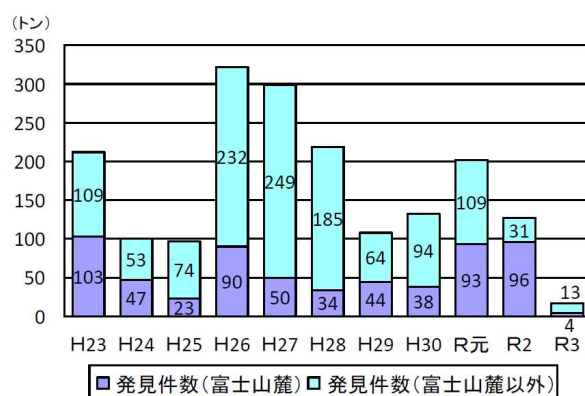
【廃棄物リサイクル課】

(図Ⅱ-2-(2)-1) 産業廃棄物の不法投棄の状況

(発見件数)



(投棄量)



※富士山麓：富士宮市・富士市・裾野市・御殿場市・長泉町・小山町・沼津市（狩野川以南を除く。）

《課題》

- ・原因者の特定、関係する者への指導を徹底して不法投棄や不適正処理の拡大（未然）防止が必要。
- ・違法行為が継続し、生活環境の保全上の支障を生じる事態を招くことがないよう巡回・監視の実施が必要。
- ・悪質業者の淘汰と優良業者の育成を図り、法令に基づく産業廃棄物の適正処理を促進することが必要。

【廃棄物リサイクル課】

《施策の展開》

ア パトロールや立入検査の重点化及び効率的かつ効果的な監視体制の強化

- ・行政機関による「監視の目」が届きにくい休日や夜間早朝における巡回・パトロール活動を民間警備会社に委託。
- ・県内の関係機関と協力して環境月間（6月）と不法投棄撲滅月間（12月）にあわせて年2回、県内一斉「不法投棄防止統一パトロール」を実施。
- ・不法投棄の未然防止、早期発見を図るため県内全域で活動している団体・企業と「廃棄物不法投棄の情報提供に関する協定」を締結し、官民の連携による「監視力」を強化。【廃棄物リサイクル課】

イ 不適正処理事案への迅速な調査及び指導の実施

- ・静岡県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会（県、政令市、県警察本部生活安全部、同刑事部組織犯罪対策局、第三管区海上保安本部警備救難部、(公社)県産業廃棄物協会）において、産業廃棄物の不適正処理、不法投棄等の防止と、これらの事案に対して迅速かつ的確に対応。
- ・広域化、悪質・巧妙化する産業廃棄物の不適正処理事犯等に対応するため、関東甲信越・福島・静岡地区の自治体で組織する産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会「産廃スクラム」を発足（H12）。地区で年1回、産業廃棄物収集運搬車両の一斉路上調査など相互に連携。
- ・山梨県・静岡県・神奈川県富士箱根伊豆地域不法投棄防止連絡会議に参画し、三県合同による不法投棄防止一斉パトロールを実施。【廃棄物リサイクル課】

ウ 不法投棄撲滅の呼び掛けの実施

- ・街頭キャンペーン等を通じ、不法投棄 110 番「さんぱいゼロ」を啓発し、有効な通報者を報奨。
- ・国・県の機関に加え、富士山周辺の市町や民間団体が参画する「富士山麓不法投棄防止ネットワーク推進会議」において、富士山麓の不法投棄撲滅に向けた相互の情報交換や、ネットワークを活用した団体活動の活発化による相乗効果を実現。
- ・県内の市町、警察機関、海上保安庁と連携した不法投棄統一パトロールのほか、「産廃スクラム」による産業廃棄物収集運搬車両の一斉路上調査等を実施。【廃棄物リサイクル課】

(3) 災害廃棄物の適正処理

《現状》

- ・想定される大地震により発生する膨大な量の災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するため、平成27年3月に静岡県災害廃棄物処理計画を策定。また、県計画を踏まえ、処理の主体となる市町計画の策定を支援し、平成31年3月までに、県内全市町で計画の策定が完了。【廃棄物リサイクル課】

《課題》

- ・災害時の廃棄物処理は、平常時から事前の対策を講じておくことが必要。このため、県及び市町計画の実効性の向上、市町担当職員のスキルアップ、市町の区域を越えた広域処理体制の構築に向けた取組を引き続き実施していくことが必要。【廃棄物リサイクル課】

《施策の展開》

ア 県及び市町の災害廃棄物処理計画の見直し及び人材育成

- ・災害廃棄物担当者連絡会を開催し、国の動向や市町同士の情報共有を図るとともに、情報伝達訓練等の実施により県及び市町計画の実効性の検証及び見直しを継続的に実施。
- ・有識者や被災地の職員等を招いたセミナーを開催し、処理主体である市町担当職員のスキルアップを支援。【廃棄物リサイクル課】

イ 広域的な相互支援体制の構築

- ・市町の区域を越えた広域処理体制の構築に向けた検討会を開催するとともに、災害廃棄物対策ブロック協議会（関東、中部）に参画し、広域処理のためのルールづくりや関係団体との連携を促進。【廃棄物リサイクル課】

(4) 適正処理体制の充実

《現状》

- ・人口減少の進展により、焼却施設の整備について、広域的・中長期的な視点での検討が必要となっている。
- ・平成30年4月から有害使用済機器の保管や処分を行う事業者が廃棄物処理法上の届出制となっている。

- ・本県は豊かな自然や景観に恵まれ多くの観光スポットを有するが、海岸には流木やごみ等が漂着し、海岸環境の悪化が懸念されている。【廃棄物リサイクル課】

《課題》

- ・将来のごみ排出量の減少を見込み、処理施設の新設や更新に当たり、近隣市町との共同処理のメリットの検討や、広域処理を支援していくことが必要。
- ・一般家庭や中小の事務所から排出される使用済みとなった家電製品等を収集、運搬する「不用品回収業者」の中には一般廃棄物収集・運搬業の許可等を受けておらず、廃棄物処理法に抵触する違法な行為を行っている者があると考えられるため、対策強化が必要。
- ・美しい海岸等は次世代に継承すべき財産でもあることから、各関係者と連携し環境保全に努めていくことが必要。【廃棄物リサイクル課】

《施策の展開》

ア 市町のごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化の推進

- ・人口減少の進展による、一般廃棄物排出量の減少、処理施設（能力）の余剰の増加、非効率的な施設運営等の課題に対応するため、市町のごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化を推進。【廃棄物リサイクル課】

イ 監視体制及び指導の強化

- ・違法な不用品回収業者や不用品回収拠点（ヤード）への対策を講じるため、事業者への制度周知を図るとともに、平成30年7月に市町等と設置した静岡県不用品回収拠点对策協議会と連携し、パトロールや立入検査を実施し、適正な保管や処理を推進。【廃棄物リサイクル課】

ウ 海岸漂着物処理市町への支援及び関係者の相互協力の促進

- ・海岸の良好な景観及び環境の保全を図るため、平成27年7月に静岡県海岸漂着物対策地域計画を策定し、海岸漂着物等の回収・処理及び発生抑制に係る事業を行う市町に対する助成を実施。
- ・海に流れ込むごみの量を減らすため、清掃活動を実施する団体に対し、森・川・海ごみ削減実践活動支援事業費補助金を交付し、地域活動の取組を支援。【廃棄物リサイクル課】
- ・県東部・中部・西部地区にそれぞれ「出水による漂着物対策調整会議」を設置し、国、県、市町の関係機関により、漂着物の減少方策等について協議。
- ・「出水による漂着物対策調整会議」では、毎年5月、6月に「河川・海岸統一美化運動」を実施。
- ・中部地区調整会議及び西部地区調整会議では、漂着流木等が大量で当該市町のみでは処分しきれない際の広域処理を可能とする「出水による漂着物処理に関する相互援助協定」を締結。
- ・海岸の良好な景観及び環境の保全を図るため、「海岸漂着物等対策事業費補助金交付要綱」に基づき、令和3年度は海岸漂着物等の回収・処理及び発生抑制に係る事業を行う14市町に対して助成。

【河川砂防管理課、廃棄物リサイクル課】

第3節 サークュラーエコノミーに向けた基盤づくり

(1) 新たなプラスチック戦略の推進

《現状》

- ・プラスチックの資源循環は海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題等を契機に重要性が高まり、国は新たなプラスチック資源循環戦略を公表した。【廃棄物リサイクル課】

《課題》

- ・国の動向踏まえ、本県でも、使い捨てプラスチックの使用削減や代替品の開発・利用促進を図り、プラスチックの循環利用を目指すことが必要。【廃棄物リサイクル課】

《施策の展開》

ア 県民意識の変容を促す呼び掛けの実施

- ・プラスチック資源の活用に関する県民意識の変容を促すため、使い捨てプラスチックを使用しないことや製品購入時の適切な選択、不用なプラスチック製品のリサイクルの徹底を呼び掛け。【廃棄物リサイクル課】

イ 事業者に対する製品設計配慮や自主回収、再資源化の取組の促進

- ・プラスチック資源の有効活用を図るため、事業者に対し、使用後に単にごみにならないような製品設計の配慮や、不用なプラスチック製品のリサイクル製品の自主回収や再資源化の取組を促進。【廃棄物リサイクル課】

ウ プラスチックごみ分別収集のための市町の取組促進

- ・プラスチック資源循環法の趣旨に則り、市町のプラスチックごみ分別収集のための基準策定や、住民の適切な分別排出のために必要な分別方法についての情報提供や普及啓発、環境教育などの取組を促進。【廃棄物リサイクル課】

(2) 食品ロス対策の推進

《現状》

- ・食品ロスの量は、国内で年間約 522 万トン（令和 2 年度）と推計されており、国や地方自治体が食品ロス削減に向けた取組を推進している。【廃棄物リサイクル課】

《課題》

- ・農林水産省の推計によると、我が国における令和 2 年度の食品ロス約 522 万トンの内訳は、事業系が約 275 万トン、家庭系が約 247 万トンという状況であり、事業者や県民に対する食品ロス削減の啓発が必要。【廃棄物リサイクル課】

《施策の展開》

ア 食材や製品原材料の有効活用取組の推進

- ・第2章第1節(1)イ(ア)に掲載。

【廃棄物リサイクル課】

イ フードバンクの利用促進を通じた食品ロス削減取組の呼び掛け

- ・第2章第1節(1)イ(イ)に掲載。

【廃棄物リサイクル課】

ウ 食品ロス削減の普及啓発、消費者教育の実施

- ・第2章第1節(1)イ(ウ)に掲載。

【廃棄物リサイクル課】

(3) 循環産業の振興支援

《現状》

- ・世界的なサーキュラーエコノミーへの転換の潮流を踏まえ、産業界や学界と連携し、新たな環境関連技術・製品の創出や、既存の技術等の普及、促進を図ることが必要となっている。

【廃棄物リサイクル課】

- ・脱炭素等への環境対応や新エネルギー分野への展開を成長の機会と捉え、産業競争力の強化や新産業への転換を推進している。

【商工金融課】

《課題》

- ・環境配慮型製品を製造する企業等を支援し、リサイクル認定製品の普及促進を図ることが必要。

【廃棄物リサイクル課】

- ・脱炭素等への環境対応に向けた、企業の研究開発を促進するため、投融資の促進が必要。【商工金融課】

《施策の展開》

ア 新技術、製品の創出や既存の技術の普及促進、人材育成

- ・産業界や学界と連携し、新たな環境関連技術、製品の創出や既存の技術等の普及、促進や人材育成を図る。

【廃棄物リサイクル課】

イ バイオマスのエネルギー利用に向けた取組の促進

- ・第1章第3節(1)イに掲載。

【エネルギー政策課】

ウ 環境ビジネス新規参入業者への支援

- ・環境ビジネスへ新たに参入する事業者等に対し、研究開発から新製品開発、販路開拓等の一貫した支援を実施。

【新産業集積課】

- ・新製品開発や新分野進出の取組を支援するとともに、課題解決を支援するため専門家派遣を実施。

【経営支援課】

- ・環境技術関連を含む9の成長産業分野への中小企業者の取組を支援するため、県が融資条件等を定め、利子の一部を助成する県制度融資「成長産業分野支援貸付」を実施。

- ・資金の概要は以下のとおり。

融資限度額	融資期間	融資利率	保証料率
10 億円	10 年以内	金融機関所定金利のうち 1/2 を県利子補給（ただし利子補給上限 0.67%）	金融機関が必要と認めた場合のみ 県保証協会保証付（年 0.3%～1.3%）

- ・令和 3 年度の実績：5 億 5,848 万円（5 件）。

- ・制度周知のため、金融機関担当者向けの説明会等を実施（6 月）。

【商工金融課】

エ 静岡県リサイクル製品認定制度の周知啓発

- ・第 2 章第 1 節(1)カに掲載。

【廃棄物リサイクル課】

(4) 住民等への啓発、関係機関との連携強化

《現状》

- ・循環型社会の形成に向け、行政のみならず、廃棄物に関わる全ての県民、地域住民組織、ボランティア団体、NPO 法人、企業等に対して取組を呼び掛けている。

【廃棄物リサイクル課】

《課題》

- ・循環型社会の形成に向け、現在取り組んでいない県民や団体を含めたより幅広い活動主体と連携を図ることが必要。

【廃棄物リサイクル課】

《施策の展開》

ア デジタルツールを活用した啓発講座や研修会等の実施

- ・サーキュラーエコノミーに向けた県民や事業者の意識を醸成するため、児童生徒をはじめとする若い世代や消費者等を対象とする、デジタルツールを活用した啓発講座や研修会等を実施。

【廃棄物リサイクル課】

イ 食品ロス削減の普及啓発、消費者教育の実施

- ・第 2 章第 1 節(1)イ(ウ)に掲載。

【廃棄物リサイクル課】

ウ 循環型社会形成に向けた情報交換、生活環境の確保に向けた対策の実施

- ・経済団体や業界団体と連携して、事業規模や業種の特性に応じた 3 R の方策の周知を図り、経済活動を行う事業者における廃棄物削減等の取組を促進。

【廃棄物リサイクル課】

第4節 自然資源の循環

(1) 森林資源の循環利用の促進

第1章第4節(2)に掲載。

(2) 健全な水循環の保全

《現状》

- ・地球温暖化に伴う気候変動や自然の持つ水源涵養機能の低下などにより、水循環に変化が生じ、渇水や水害の発生が増加しており、生活や産業活動の基盤となる河川の表流水や地下水など水資源の持続的な利用を可能にする取組が必要となっている。【水資源課】

《課題》

- ・各水系の上下流域を包括的かつ一体的に捉え、地下水も含めた限りある水資源を総合的に管理していく取組が必要。
- ・健全な水循環の保全のため、水の重要性に対する県民意識の高揚が必要。
- ・地下水の持続的な利用と保全を図るため、継続的な観測体制の維持による地下水障害の発生の早期把握が必要。【水資源課】

《施策の展開》

ア 健全な水循環の保全に関する施策の推進

- ・生活や産業活動の基盤となる水資源を守り、将来にわたり持続的に利用できるよう、健全な水循環の保全に関する施策を総合的に推進するため、静岡県水循環保全条例を制定。【水資源課】

イ 広報啓発活動の実施

- ・県内の小学校を対象とした「水の出前講座」及び県内の小・中学生を対象とした「水の週間記念作文コンクール」を実施するとともに、「静岡県の湧き水」を県ホームページから発信。【水資源課】

ウ 利水関係者との適宜適切な調整

- ・天竜川水系では、令和3年10月以降の小雨に加え、佐久間ダムの法定点検に伴う水位制約のため、利水者間の合意調整を行い、令和4年1月から3月にかけて78日間の節水対策を実施。【水資源課】

(表Ⅱ-4-(1)-1) 節水対策実施日数

年度 水系	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度
天竜川	44 (0)	116 (96)	16 (16)	0 (0)	21 (57)
大井川	97 (0)	95 (0)	52 (0)	67 (0)	0 (0)

(注) ()内は、第2段階の取水制限(一次節水対策)以上の日数

エ 適切な地下水管理の推進

- ・地下水の現状を把握し、地下水障害の発生を防止するため、地下水位観測を151か所、塩水化調査

を 292 か所、人工衛星画像解析と一般水準測量による地盤沈下調査を中部地域で実施。【水資源課】

オ 揚水量遵守の指導及び観測体制の強化による地下水障害の防止

- ・「静岡県地下水の採取に関する条例」に基づき、地下水採取量等を規制し、アセットマネジメントによる地下水位計の計画的な更新を実施。【水資源課】

カ 多目的ダムと生活貯水池の適切な管理の推進

- ・各ダムにおいて、操作規則等に基づく点検を行うとともに、計画的な各設備の整備・更新により、適切な維持管理を実施。【河川企画課】

(3) 森・里・川・海の保全

《現状》

- ・陸と海のつながりは、多様な生態系の保全のために経験的に重要であると知られていることから、本県の海の生態系の保全及び持続的な利活用の実践活動につなげるため、「森は海の恋人」水の循環研究会を設置し、森や里（田畑）等から、川を通じて海に流出する栄養塩物質と、海の生物生産の関係を分析した。【環境政策課、水産資源課】

《課題》

- ・本県の海の生態系がもたらす恵みを後世に継承していくためには、森・里・川・海の環境の保全が重要であることから、「森は海の恋人」水の循環研究会の研究成果等を踏まえ、森・里・川・海の適正な管理、科学的知見の充実及び県民理解等の一層の推進が必要。【環境政策課、水産資源課】

《施策の展開》

ア 「森は海の恋人」水の循環研究会

- ・令和2年度までに「森は海の恋人」水の循環研究会で構築した、駿河湾の陸と海のつながりを再現するシミュレーションモデルの精度向上を図り、陸域と海域の環境変化が、海の生態系の基礎を成す植物プランクトンの生産に寄与していることを明らかにした。
- ・研究会の成果を踏まえ、森里川海のつながりやその保全の重要性を周知するため、漁業関係者と林業関係者の連携による栄養塩物質等の供給源である森林保全のための植林活動を実施。

【環境政策課、水産資源課】

イ 森づくり団体活性化支援

- ・森づくり団体の活動の維持、活性化のため、安全技術の向上や、都市住民や企業との連携強化などを支援。【環境ふれあい課】

ウ 森づくり県民大作戦の実施

- ・県民の森づくりへの理解と参加を促進するため、地域住民や森づくり団体との連携と協働による森づくり県民大作戦を実施。【環境ふれあい課】

エ 荒廃森林の再生整備、保安林の適正な配備・管理

- ・土砂災害の防止や水源かん養等の「森の力」を発揮させるため、森林所有者による整備が困難で、緊急に整備が必要な荒廃森林について、森林（もり）づくり県民税を充当し、「森の力」の回復に必要な森林整備を促進。
- ・平成 28 年度から 10 年間で 11,200ha の森林整備を計画、令和 3 年度は 937ha を整備（累計 6,550ha）。
- ・水源かん養、自然環境保全といった森林の公益的機能の維持・増進のため、間伐等の適切な森林整備や森林の若返りを図る主伐・再造林を促進。
- ・森林GISを活用した無断転用等の解消や保安林パトロールなどにより保安林の確実な管理を図るとともに、地域森林計画に基づく保安林の再指定などの取組を実施。
- ・治山事業や他の補助事業を活用した保安林の間伐等の実施により、保安林機能を維持・確保。

【森林計画課、森林整備課、森林保全課】

オ 湖沼、湿地、干潟、砂浜等での自然環境の保全・再生の促進

- ・県民との協働により、佐鳴湖などの湖沼、麻機遊水地や馬込川河口部などの湿地、干潟や篠原浜松海岸などの砂浜で、多様な自然環境の保全・及び再生を促進。

【河川海岸整備課】

カ 農業・農村の多面的機能と持続性確保のための活動支援

- ・地域資源を保全・活用し、次世代に継承する活動を行う「ふじのくに美しく品格のある邑づくり」をはじめ、農地・農業用施設の維持管理や景観保全等を行う「多面的機能支払制度（ふじのくに美農里プロジェクト）」の活動を多様な参画者との協働により推進。
- ・参画者数は、「ふじのくに美しく品格のある邑」の登録数の増加や、ふじのくに美農里プロジェクトの活動の拡大により、前年度の 73,058 人から 75,329 人に増加。

【農地保全課】

キ 水と緑のネットワークの形成推進

- ・自然環境の保全と再生のため、河川生物の遡上・降河を阻害しない魚道の設置や多自然型工法の採用、在来種による緑化等により、水と緑のネットワークの形成を推進。

【農地計画課】

ク 関係人口拡大の取組推進

- ・山村地域の住民が協働して行う里山林の継続的な保全管理や利用等の活動のほか、都市部との交流による「関係人口」の拡大の取組を促進。

【環境ふれあい課】

ケ 持続可能な農業の実践の推進及び水産資源の適正管理、維持、増大

- ・持続可能な農業を推進するため、「ふじのくに環境に優しい農芸品・農業者ネットワーク」ポータルサイトを運営。環境保全型農業直接支払制度では地球温暖化防止や生物多様性の保全に効果の高い営農活動に対し、令和 3 年度 39 件助成。
- ・漁獲可能量(TAC)制度に基づき特定水産資源の漁獲量を適正に管理すると共に、漁期の制限や小型魚の再放流など漁業者自らが策定した資源管理計画に基づく、自主的な資源管理を実施。
- ・養殖業においては、残餌や糞による環境汚染軽減のため、飼育密度や適正給餌等について指導。

【水産資源課】

コ 農薬の適正使用や低リスク農業への転換、生態系の相互作用を活用する技術の導入推進

- ・ I P M（総合的病虫害・雑草管理）普及のため、令和3年度は I P M実践モデル事業を2地区で実施、指導者育成研修を3回開催。
- ・ 化学農薬、化学肥料の慣行使用量の2～3割減等に取り組むエコファーマー制度について、令和3年度は743件認定。

【食と農の振興課】

サ 肥料の適正使用や耕畜連携等による有機資源活用の推進

- ・ 食品工業等において副産されたものや家畜排泄物などを原料とした肥料の品質の安定・安全性を確保するため、「肥料の品質の確保等に関する法律」（昭和25年法律第127号）に基づき肥料登録、届出を受理。
- ・ 県内外の耕種農家とのマッチングや、畜産たい肥のペレット化等による保管・流通等により、畜産たい肥の広域流通を推進し、有効活用を促進。

【食と農の振興課】

【畜産振興課】

シ 漁獲情報の集約等の新たな体制、制度の構築、改善

- ・ キンメダイやアサリ、サクラエビなどの水産物の資源管理制度の適正な運用や自主的管理の促進のため、I C Tやビッグデータ、A I等を利活用した魚群形成や資源量の変動に関する研究を実施。
- ・ 漁獲情報の集約などを検討する協議会を設立。【水産振興課、水産・海洋技術研究所、水産資源課】

第3章 良好な生活環境の確保 ～安全・安心な暮らしを守る～

第1節 「命の水」と健全な水循環の確保

(1) 水資源の適正な管理と有効利用の促進

《現状》

- ・第2章第4節(2)に掲載。

《課題》

- ・第2章第4節(2)に掲載。

《施策の展開》

ア 健全な水循環の保全に関する施策の推進

- ・第2章第4節(2)に掲載。

【水資源課】

イ 広報啓発活動の実施

- ・第2章第4節(2)に掲載。

【水資源課】

ウ 利水関係者との適宜適切な調整

- ・第2章第4節(2)に掲載。

【水資源課】

エ 適切な地下水管理の推進

- ・第2章第4節(2)に掲載。

【水資源課】

オ 揚水量遵守の指導及び観測体制の強化による地下水障害の防止

- ・第2章第4節(2)に掲載。

【水資源課】

カ 基幹農業水利施設の効率的な更新整備の推進

- ・農業用水の安定的な供給のため、老朽化した基幹農業水利施設について、新技術等の活用により効率的な更新整備を推進。

【農地整備課】

キ 多目的ダムと生活貯水池の適切な管理の推進

- ・第2章第4節(2)に掲載。

【河川企画課】

ク 大井川の水資源の確保

- ・リニア中央新幹線の整備に伴う大井川水系の水資源や自然環境に及ぼす影響とその保全措置について、国土交通省が開催したリニア中央新幹線静岡工区有識者会議で検討。

【水資源課】

(2) 水道水等の安定供給の確保

《現状》

- ・人口減少等による水道料金の収入減や人材不足が発生している。
- ・水質検査の結果、水道法水質基準の不適合体が発生した施設が存在する。
- ・高度成長期に整備された水道施設の老朽化が進んでいる。【水資源課】
- ・浄水場施設等の一部は、耐震対策が未完了となっている。【水道企画課】

《課題》

- ・安全な水の安定供給のための水道の基盤強化を目的とし、水道事業者間の広域連携を推進する「水道広域化推進プラン」の策定が必要。
- ・国の補助制度の活用等について、水道事業者を支援し、水道施設の計画的な更新及び耐震化の促進が必要。【水資源課】
- ・市町への水道用水供給において、IoTやAIなどの先端技術導入による水質管理業務の効率化が必要。
- ・静岡県第4次被害想定を踏まえた浄水場施設等の耐震化を推進することが必要。【水道企画課】

《施策の展開》

ア 水道広域化推進プランの策定及び広域連携の推進

- ・水道事業者の広域連携の推進を検討するため、水道広域化シミュレーションを実施するとともにその結果を踏まえ、庁内の推進会議及び市町との検討会を実施。【水資源課】

イ 浄水施設の水質管理のシステム化

- ・市町に対して安全で安心な水道水を供給するため、AIの導入により水質管理業務のシステム化を推進。
- ・令和3年度より、水質管理薬剤である次亜塩素酸ナトリウムの適正注入率を算出するシステム構築に着手。【水道企画課】

ウ 水道事業者への水質管理、施設の適切な維持管理の指導

- ・県民に安全で低廉豊富な飲料水の供給を図るため、水道事業者等に対し、水質検査、施設管理等の維持管理指導を実施。【水資源課】

エ 水道施設の計画的な更新、耐震化の促進

- ・令和3年度は、国庫補助金等を活用し水道施設の耐震化や広域化を行う10市2町2団体（19事業）に対し、指導監督を実施。【水資源課】
- ・地震等の災害時においても安定的に水道水を市町へ供給するため、寺谷浄水場などの施設の耐震化を推進。
- ・令和3年度は、寺谷浄水場などの施設における耐震設計を実施。【水道企画課】

第2節 水質・大気等の環境保全

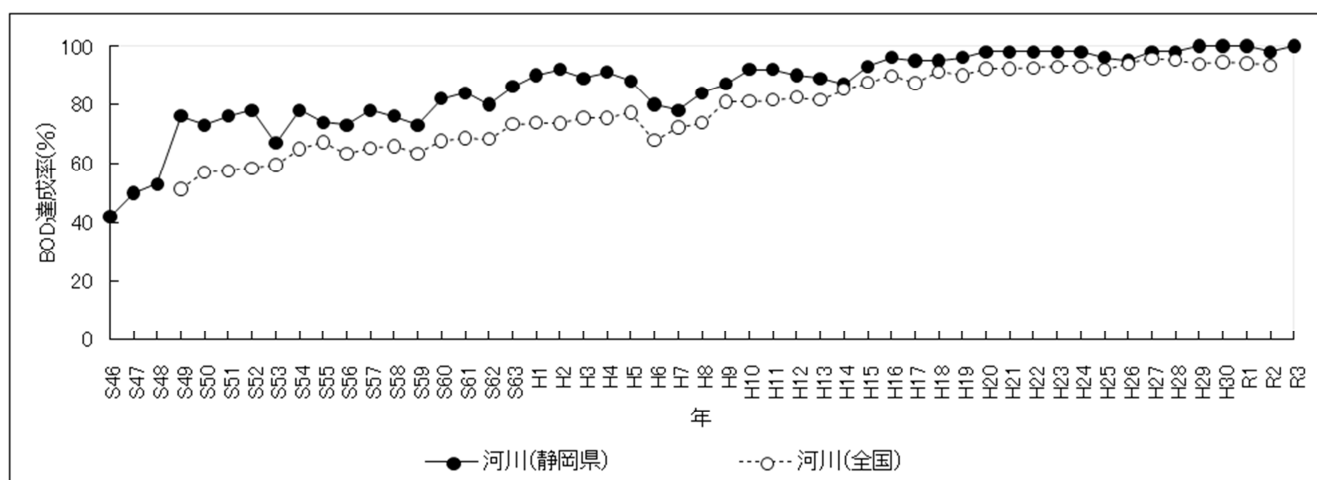
(1) 河川等の水質の保全

《現状》

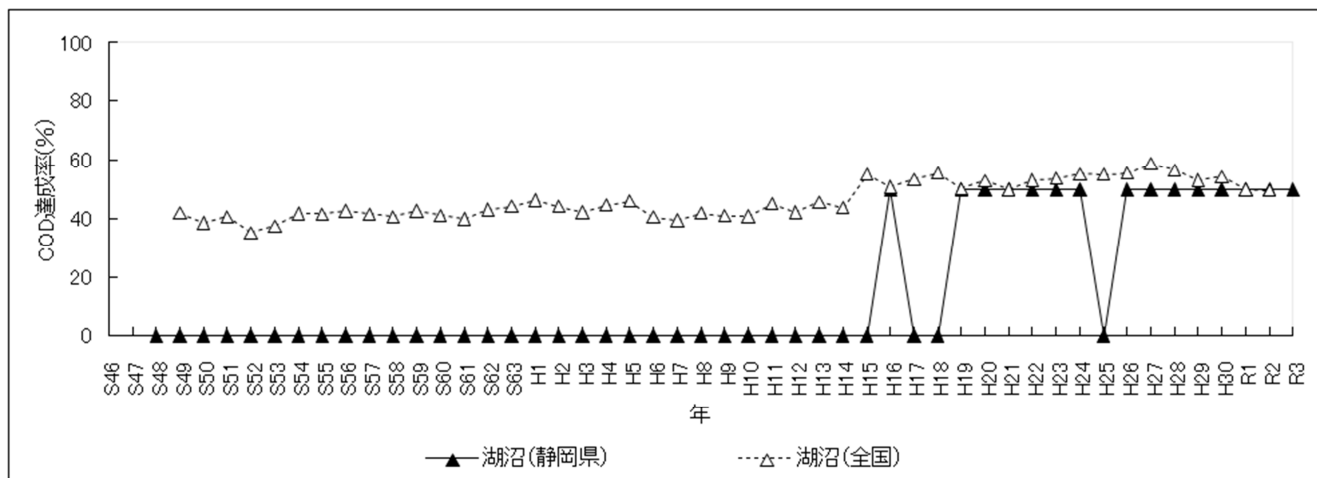
- ・公共用水域及び地下水の水質の状況について常時監視を実施。公共用水域については、健康項目（人の健康の保護に関する項目：カドミウム等27項目）について令和3年度136地点で測定した結果、全測定地点、全項目で環境基準を達成。生活環境項目（生活環境の保全に関する項目：生物化学的酸素要求量（BOD）等13項目）について令和3年度120地点（河川64地点、湖沼2地点、海域54地点）で測定した結果、代表的指標である生物化学的酸素要求量（BOD）〈河川の指標〉又は化学的酸素要求量（COD）〈湖沼、海域の指標〉は、河川100%、湖沼50%、海域90%で環境基準を達成。（図Ⅲ-2-(1)-1～3）
- ・地下水については、令和3年度の環境モニタリングでは、調査した全38地点で環境基準に適合を確認、汚染井戸について継続調査を実施している定点モニタリングでは、38地区（133地点）のうち、27地区（43地点）で環境基準に不適合。（表Ⅲ-2-(1)-1）

【生活環境課】

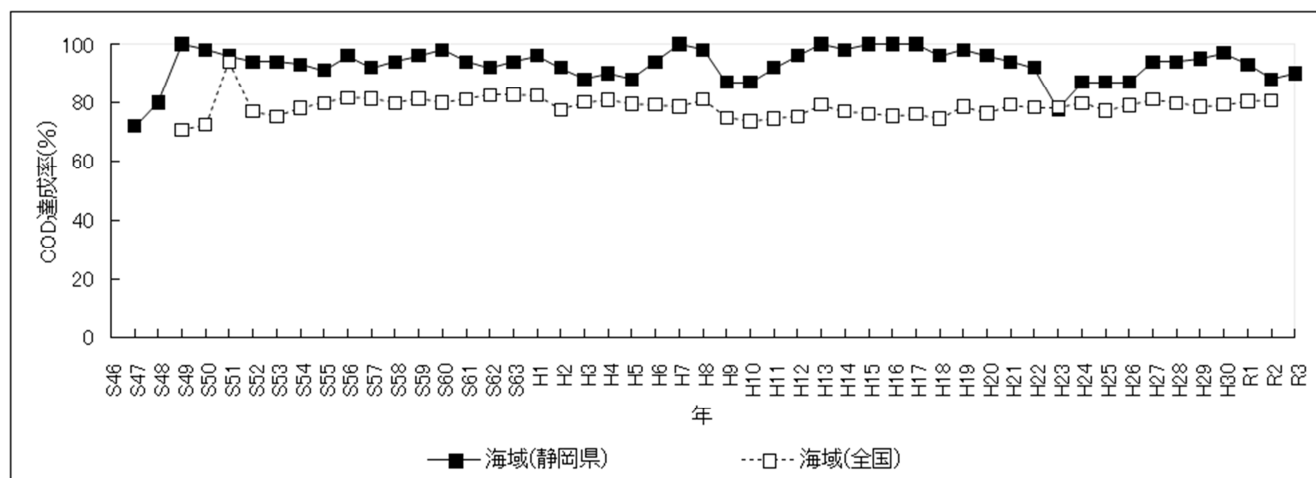
（図Ⅲ-2-(1)-1）県内河川の生物化学的酸素要求量（BOD）の環境基準達成率の推移



（図Ⅲ-2-(1)-2）県内湖沼の化学的酸素要求量（COD）の環境基準達成率の推移



(図Ⅲ-2-(1)-3) 県内海域の化学的酸素要求量(COD)の環境基準達成率の推移



《課題》

- ・公共用水域の環境基準は概ね達成されているが、一部達成されていない地点もあることから継続的に監視を実施し環境基準への適合状況を確認していくことが重要。
- ・汚染物質の主要な排出源である工場、事業場の自主管理を促進するとともに、排出基準の遵守状況の確認、指導が必要。
- ・富士川については、山梨県と協力して豊かな水環境の保全に取り組むことが必要。
- ・土壌環境については、有害物質による人への健康に被害が生じないように、事業者などの指導が必要。

【生活環境課】

(表Ⅲ-2-(1)-1) 地下水定点モニタリングにおける基準超過状況(令和3年度)

定点 27 地区 (49 地点) の内訳	
項 目	地点数
六価クロム	1
砒素	9
四塩化炭素	1
クロロエチレン*	2
1,2-ジクロロエチレン*	3
トリクロロエチレン*	9
テトラクロロエチレン*	8
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素*	13
ふっ素	3
計*	49

*複数項目において環境基準を超過した地点が存在する。

《施策の展開》

ア 水質の状況の監視

(公共用水域)

- ・県、国土交通省及び水質汚濁防止法に基づく政令市(静岡市、浜松市、沼津市、富士市)では、「公共用水域の水質測定計画」を策定し、県内の公共用水域の水質の状況を監視。

(地下水)

- ・県、国土交通省及び水質汚濁防止法に基づく政令市(静岡市、浜松市、沼津市、富士市)では、「地下水の水質測定計画」を策定し、これに基づき、県内全域の状況を把握するための環境モニタリング及び汚染が判明した地区を監視する定点モニタリングを実施。
- ・環境モニタリングや事業場による自主調査により地下水汚染が判明した場合には、周辺井戸の調査や飲用指導を実施するとともに、原因事業場等の土壌や地下水の汚染浄化措置の指導を実施。
- ・硝酸性窒素による汚染は、事業所に起因する従来の汚染と異なり、農用地への施肥が原因となることもあるため、食と農の振興課と協力して施肥削減対策を推進。

【生活環境課】

イ 工場、事業場等への立入検査の実施

- ・県では、水質汚濁防止法に基づき、一律の排水基準では環境基準の達成を維持することが困難な水域において、より厳しい上乗せ排水基準を設定。
- ・静岡県生活環境の保全等に関する条例では、ニッケルメッキの用に供する電気めっき施設等を特定施設に規定するとともに、ニッケル含有濃度については県独自の排水基準を設定。
- ・県及び水質汚濁防止法に基づく政令市（静岡市、浜松市、沼津市、富士市）は、同法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例による特定事業場への立入検査を実施し、法・条例への違反等が判明した場合には、助言・指導又は命令等の処分を実施。【生活環境課】

ウ 化学物質の残留状況調査

- ・魚類への内分泌かく乱作用の疑いがあるとされた、4-tert-オクチルフェノール、ビスフェノールAの2物質について5地点で調査を実施。
- ・トリブチルスズ化合物及びトリフェニルスズ化合物について、環境省が定めた水質評価指針値(0.01 $\mu\text{g/L}$)を過去5年間の調査で超過した2地点について隔年で1地点ずつ継続調査を実施。
- ・環境省が実施する化学物質環境実態調査を受託し、環境中の化学物質の残留状況を調査。【生活環境課】

エ 事業者による自主的な化学物質の適正管理の推進

- ・事業者を対象とした化学物質管理セミナーをWEB形式により開催し、化学物質を取り扱う工場、事業場等における適切な化学物質管理への取組について啓発し、事業者による自主的な化学物質の削減を推進。
- ・化学物質排出量の多い物質、業種別に、大気放出、排水、廃棄物など環境への排出状況等について、県ホームページ等で周知。【生活環境課】

オ 富士川の水環境保全のための対策

- ・富士川流域河川環境調査では、国、山梨県及び静岡県で河川水や堆積物中の化学物質等の調査を継続実施するとともに、堆積物中のポリアクリルアミドの分析手法の検討を行い、化学物質等の実態把握を実施。【生活環境課】

カ 土壌汚染拡大防止対策

- ・水質汚濁防止法に基づき、有害物質を取り扱う事業所に対して立入検査を実施し、汚染の未然防止や除去等について指導を実施。
- ・土壌汚染対策法の施行（平成15年）から令和4年7月までの、県内における法に基づく指定区域（土壌が指定基準を超過して汚染があった土地）の指定は155件（そのうち汚染の除去等により指定を解除したものは98件）。（表Ⅲ-2-(1)-4）【生活環境課】

（表Ⅲ-2-(1)-4） 「土壌汚染対策法」に基づく指定区域（令和4年7月末時点）

	県内						<参考>全国 (R2年度)
	県	静岡市	浜松市	沼津市	富士市	計	
指定した区域	66	29	33	21	6	155	5,665
うち全部解除した区域	46	7	23	18	4	98	2,415

(2) 大気環境の保全

《現状》

- ・令和3年度は、大気中の二酸化硫黄（SO₂）や二酸化窒素（NO₂）、一酸化炭素（CO）、浮遊粒子状物質（SPM）、微小粒子状物質（PM_{2.5}）は全ての有効測定局で環境基準を達成。一方、光化学オキシダント（O_x）については、全ての有効測定局で環境基準を非達成。
- ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、県内の大気、水質、土壌等について、ダイオキシン類の環境モニタリング調査を実施。調査の結果、令和3年度は全地点において環境基準に適合。

（表Ⅲ-2-(2)-1）大気汚染に係る環境基準の達成状況

		一般環境大気測定局		自動車排出ガス測定局	
		令和2年度	令和3年度	令和2年度	令和3年度
二酸化硫黄 (SO ₂)	有効測定局数	27	28	1	1
	達成局数	27	28	1	1
	達成率 (%)	100	100	100	100
二酸化窒素 (NO ₂)	有効測定局数	43	45	10	10
	達成局数	43	45	10	10
	達成率 (%)	100	100	100	100
一酸化炭素 (CO)	有効測定局数	4	4	9	9
	達成局数	4	4	9	9
	達成率 (%)	100	100	100	100
浮遊粒子状物質 (SPM)	有効測定局数	39	41	10	10
	達成局数	39	41	10	10
	達成率 (%)	100	100	100	100
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	有効測定局数	25	28	7	7
	達成局数	25	28	7	7
	達成率 (%)	100	100	100	100
光化学オキシダント (O _x)	有効測定局数	43	43		
	達成局数	0	0		
	達成率 (%)	0	0		

（表Ⅲ-2-(2)-2）ダイオキシン類環境モニタリング調査結果

媒体	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度
	適合数/測定地点数	適合数/測定地点数	適合数/測定地点数	適合数/測定地点数	適合数/測定地点数
大気	23/23	23/23	20/20	20/20	19/19

【生活環境課】

- ・富士山静岡空港における航空機騒音及びアクセス道路の騒音・振動は全ての地点において環境基準を達成。

【空港管理課】

《課題》

- ・大気環境については、概ね環境基準を達成しているが、光化学オキシダントについては非達成。
- ・良好な大気環境の保全のためには監視精度の向上と継続的に監視していくことが重要であり、測定機器のメンテナンスや更新を適正な時期に行うことが必要。
- ・排出源である工場、事業場の自主管理を促進するとともに排出基準の遵守状況の確認、指導が必要。

【生活環境課】

- ・富士山静岡空港の運用が周辺環境に及ぼす影響を把握し、継続的に適切な措置を講じることにより周

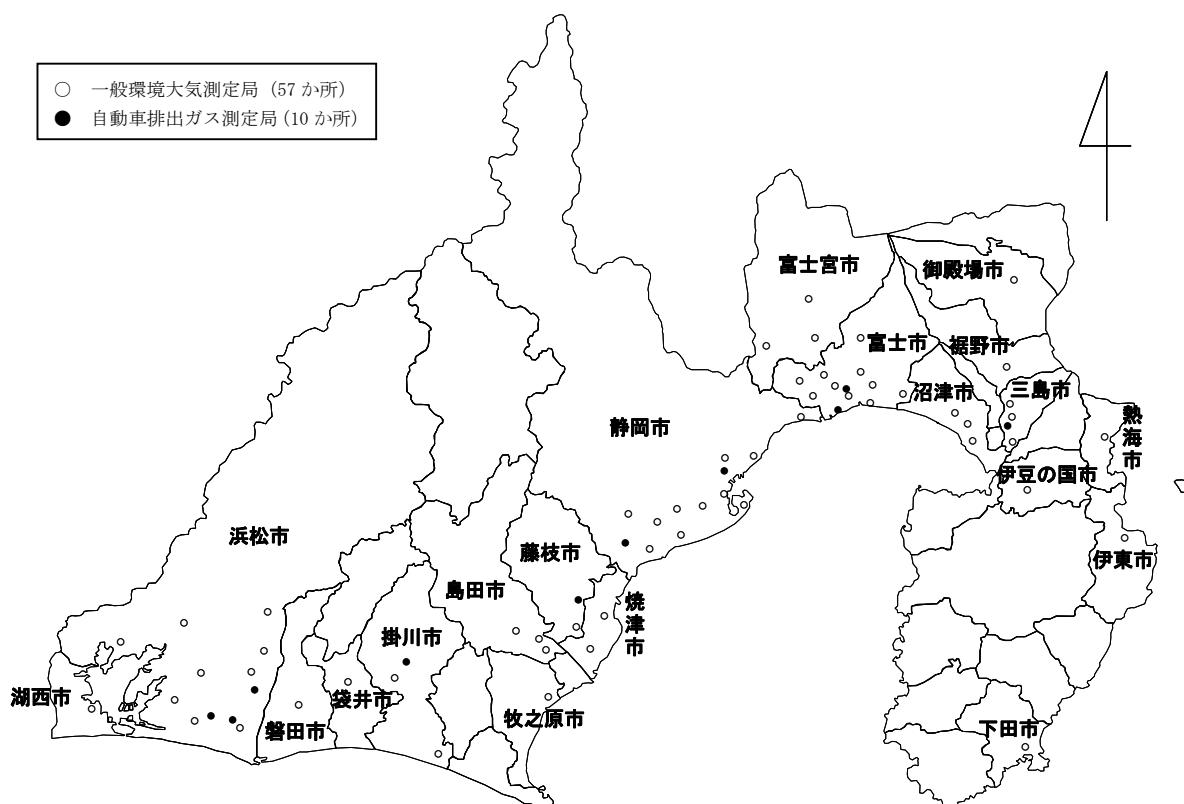
《施策の展開》

ア 大気の状態や騒音等の監視

(大気)

- ・大気汚染防止法第 22 条に基づき、県内の環境大気の状態について環境基準項目を中心に常時監視を実施。
- ・令和 3 年度末時点で、静岡県内には、一般環境大気測定局 57 局と自動車排出ガス測定局 10 局の合計 67 の測定局を設置。

(図Ⅲ-2-(2)-1) 大気監視の状況 (令和 3 年度末現在)



(騒音・振動)

- ・騒音規制法、振動規制法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例に基づき、著しい騒音や振動を発生する施設（特定施設）を設置する工場・事業場（特定工場）及び建設作業のうち著しい騒音や振動を発生する作業（特定建設作業）を対象に騒音や振動を規制。
- ・静岡県生活環境の保全等に関する条例により、深夜の騒音に係る営業時間や拡声機の使用について制限を設定。
- ・特定工場及び特定建設作業における騒音・振動対策等の届出の受理、計画変更勧告、改善勧告及び改善命令等については市町の事務であり、県は市町に対し、研修等を通じて事務的、技術的支援を実施。

(悪臭)

- ・市町では、悪臭を発生させている工場その他の事業場に対して、悪臭防止法などに基づく立入検査等により指導を実施。

- ・複数の原因物質が介在する複合臭については、特定悪臭物質の濃度が基準値以下であっても悪臭苦情が発生することがあるため、物質濃度規制では対応できない場合は、人間の嗅覚で感知される悪臭の程度に関する値である「臭気指数」による規制を導入。
- ・県内 20 市 8 町で物質濃度規制に代わって臭気指数規制を導入。【生活環境課】

イ 監視機器の計画的なメンテナンス、更新の実施

- ・大気環境の常時監視体制の充実を図るため、定期的なメンテナンスの実施と耐用年数を経過している自動測定機を更新整備。【生活環境課】

ウ 工場、事業場等への立入検査の実施

- ・県、静岡市、浜松市、沼津市及び富士市が、大気汚染防止法及び静岡県生活環境の保全等に関する条例に規定するばい煙発生施設等を設置している工場・事業場に対して立入検査を実施。

(表Ⅲ-2-(2)-3) 令和3年度ばい煙発生施設等に係る立入検査の実施及び措置状況

実施主体	立入事業所数（施設数）	指導等		
		行政処分	行政指導	計
県	167 (822)	0	0	0
政令市（静岡市・浜松市）	110 (619)	0	35	35
特例市（沼津市・富士市）	36 (180)	0	5	5
計	313 (1621)	0	40	40

(注) 県生活環境課調べ

【生活環境課】

エ 環境モニタリング調査の実施

- ・ダイオキシン類対策特別措置法により、ダイオキシン類に関する施策の指標とすべき耐容1日摂取量（人の体重1kg当たり4pg（pg-TEQ/kg/日））、環境基準値、排出基準値等が定められ、総合的なダイオキシン類削減対策を推進。
- ・事業者に対する排出基準遵守の指導や環境モニタリング調査の実施。
- ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づく、廃棄物焼却施設等のダイオキシン類の自主測定（年1回以上）の実施及び測定結果の知事への報告等を事業者に対して指導し、県ホームページで公表。

【生活環境課】

オ 事業者による自主的な化学物質の適正管理の推進

- ・事業者を対象とした化学物質管理セミナーをWEB形式により開催し、化学物質を取り扱う工場、事業場等における適切な化学物質管理への取組について啓発し、事業者による自主的な化学物質の削減を推進。
- ・化学物質排出量の多い物質、業種別に、大気放出、排水、廃棄物など環境への排出状況等について、県ホームページ等で周知。【生活環境課】

カ 工場、事業場新設、増設時の事前協議の実施

- ・公害の防止に関する事項だけでなく、廃棄物の発生の抑制や環境マネジメントシステムの導入等を

含めた環境全般について協議。

- ・環境への配慮をシステムの進めていると認められるISO14001又はエコアクション21の認証を取得している工場又は事業場は、協議免除届を提出することにより協議を免除。
- ・令和3年度は、協議書1件、協議免除届出書6件について協議等を実施。【生活環境課】

キ アスベスト含有建築物工事におけるアスベスト飛散防止等の指導

- ・大気汚染防止法に基づく、吹付けアスベスト等建築材料使用建築物等の解体・改修作業実施届出の受付・審査及び立入検査を実施するとともに、届出者に作業基準の遵守を指導。令和3年度は、県に届出のあった86件の作業現場のうち、37件の立入検査を実施。
- ・課ホームページに説明資料、チラシ等を掲載。関係団体、県や市町の公共事業発注所管課向けの講習会で周知。
- ・アスベストによる飛散・曝露防止対策は、健康被害への対策、既存建物の安全対策、解体・改修工事時の対策など様々な対策が必要となるため、他部局との連携・調整を図る目的で「静岡県アスベスト対策連絡会議」を設置し、対策内容を情報共有。
- ・県有施設の吹付けアスベスト、石綿含有保温材等の使用状況調査を実施。調査の結果、吹付けアスベストを含有する県有施設について、アスベストの除去等の未措置の施設が1施設あったが、対策を実施済（令和4年4月1日現在）。【生活環境課】

ク 新幹線鉄道騒音等の監視測定及び事業者等への低減化対策の要望、促進

- ・新幹線鉄道騒音に係る環境基準や振動に係る指針値の達成状況を把握するため、実態調査を実施。
- ・航空機騒音に係る環境基準の達成状況を把握するため、県が航空自衛隊静浜基地周辺で、浜松市が航空自衛隊浜松基地周辺で実態調査を実施。
- ・新幹線鉄道騒音・振動や航空機騒音が環境基準等を超過した場合には、各事業者に対して騒音・振動の低減対策の実施を要望。【生活環境課】

ケ 富士山静岡空港周辺の監視及び生活環境保全対策の実施

- ・富士山静岡空港周辺地域の環境を保全するため、富士山静岡空港に係る環境監視計画に基づく監視を行い、航空機騒音対策などの生活環境保全対策を実施。【空港管理課】

コ 自動車排出ガスによる大気汚染や騒音の低減のための対策

- ・静岡県生活環境の保全等に関する条例において、県民等の努力義務として低公害車の導入を規定。
- ・神奈川県、東京都と合同で自動車排出ガス対策推進キャンペーンを実施。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止。
- ・県内における自動車交通公害防止対策の総合的な推進を図るため、静岡県自動車交通公害対策推進協議会幹事会を実施。令和3年度は書面にて開催。

【生活環境課、道路企画課】

サ 公害に関する紛争の公害審査会での解決

- ・公害苦情への対応については、公害紛争処理法において地方公共団体の責務とされており、初期の段階での公害苦情の相談窓口については市町が担当。

- ・県では、広域的な苦情や市町において処理が困難な苦情について、測定等の技術協力をはじめ、関係機関との連絡調整・情報提供等を実施。
- ・公害に関する紛争の処理については、弁護士・医師・大学教授等の学識経験者 14 人からなる「公害審査会」において、紛争の解決を図るため、あっせん・調停・仲裁を実施。
- ・令和 3 年度は 1 件の公害調停の申請を受付。

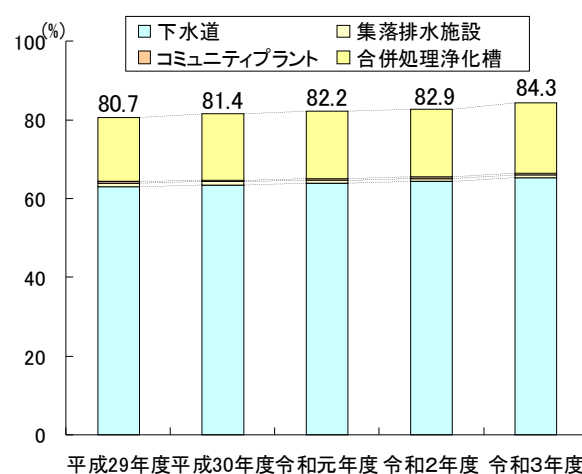
【生活環境課】

(3) 生活排水対策の推進

《現状》

- ・炊事、洗濯、風呂などの日常生活に伴って排出される生活排水は河川や湖沼等の水質汚濁の主な原因であり、下水道や集落排水、合併処理浄化槽などの生活排水対策を実施し水質保全を図っていく必要がある。
- ・生活排水処理施設の整備状況を示す令和 3 年度末の汚水処理人口普及率（汚水処理人口／行政人口）は全国平均 92.5%に対して 84.3%と大幅に低い、その差が着実に縮まっている。
- ・処理過程で発生する下水汚泥は、ほぼ全量がリサイクルされているが、エネルギー利用等が進んでいない。

（表Ⅲ-2-(3)-1）汚水処理人口普及率の推移



【生活排水課】

- ・浄化槽が機能を発揮するためには、設置後の維持管理が重要であり、浄化槽管理者に義務付けられている法定検査の受検率は、年々、上昇傾向となっている。

（表Ⅲ-2-(3)-2）法定検査受検率の推移

法定検査受検率	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
静岡県	16.5%	17.4%	20.1%	22.4%	26.9%
全国平均	40.3%	41.8%	43.1%	43.8%	45.7%

【生活環境課】

《課題》

- ・依然として生活排水処理施設の整備が全国的にみて遅れており、今後も施設の整備を進めることが必要。
- ・調査や点検を定期的に行い、老朽化が進行していく施設や設備の改築・更新を進めていくことが必要。
- ・環境や下水道事業経営の面からリサイクルのみでなく、下水汚泥の更なる有効利用を図っていくことが必要。
- ・本県における浄化槽の法定検査受検率は、依然として低水準であり。浄化槽の維持管理義務について、浄化槽管理者へ啓発し、維持管理の適正化を促進することが必要。

【生活排水課】

【生活環境課】

《施策の展開》

ア 浄化槽の法定検査の受検促進

- ・大型浄化槽等への立入指導、新規設置者を対象とした講習会、法定検査の未受検者に対するダイレクトメール送付等により、浄化槽の保守点検及び清掃の適正実施を啓発するとともに、検査の受検を促進。

【生活環境課】

イ 計画的な生活排水処理施設の整備及び設備の改築、更新の推進

- ・生活排水課が中心となり「静岡県生活排水処理長期計画」に基づき、処理施設の整備を着実に推進。
- ・調査や点検結果を反映させたストックマネジメント計画や長寿命化計画に基づき、設備等の改築、更新を推進。

【生活排水課】

ウ 下水汚泥の再生利用の促進とエネルギー利用の検討

- ・下水汚泥のリサイクルを継続しながら、資源やエネルギー利用に向けた新技術や先進事例等の情報収集を推進。

【生活排水課】

第3節 大規模開発等における適切な環境保全措置と安全の確保

(1) 環境影響評価の実施について

《現状》

- ・生活環境や自然環境等に影響を及ぼすおそれのある大規模な開発事業について、環境影響評価法又は静岡県環境影響評価条例に基づく手続を行い、事業者に対して環境の保全の見地からの知事意見を述べることで環境影響の回避又は低減を図っている。
- ・令和3年度は、発電所の建設3件と道路の建設1件について、環境影響評価手続を通じ、事業者に対し環境の保全の見地からの知事意見を述べた。【生活環境課】
- ・リニア中央新幹線のトンネル工事に伴う、大井川の水資源や南アルプスの自然環境への影響や森林を伐採する大規模な開発計画などによる災害の発生や生活環境の悪化が懸念されている。【森林保全課】

《課題》

- ・環境影響評価法又は静岡県環境影響評価条例に基づく環境影響評価が適用される大規模な再生可能エネルギー発電施設の建設事業が増加し、大規模な森林伐採などによる生活環境や自然環境の悪化が懸念されていることから、環境の保全について適切な措置がなされるように事業者を指導することが必要。【生活環境課】
- ・環境の保全について適正な配慮がなされるように事業者の指導が必要。【森林保全課】

《施策の展開》

ア 環境保全に関する適切な措置実施の促進

- ・生活環境や多様な自然環境を保全するため、大規模な開発事業を行う事業者によって、環境影響評価法又は静岡県環境影響評価条例に基づく環境の保全に関する適切な措置がなされるよう指導等を実施。【生活環境課】

イ 大規模太陽光発電施設に係る林地開発行為における民意反映のための取組の実施

- ・大規模太陽光発電施設の設置に係る林地開発行為において地域の民意を反映するため、事業者が森林法に基づく許可申請を行う前に、事業計画に関する住民説明会の開催等を法律上の要件とするなど、国に対し、住民との合意形成を図るための森林法改正の検討を要望。【森林保全課】

ウ リニア中央新幹線のトンネル工事の影響の確認、評価の継続的实施

- ・大井川の水資源と南アルプスの生物多様性が適切に保全され、流域住民の理解が得られるよう、事業が及ぼす影響を事業者と継続して対話を行い、確認、評価を継続的に実施。【環境局】

(2) 盛土等の適正化の推進

《現状》

- ・令和3年7月に熱海市伊豆山で発生した土石流で甚大な被害が発生。
- ・令和3年8月から行われた盛土総点検の結果、193か所の不備・不具合のあった盛土を確認。
- ・令和4年3月、県全域を対象に、盛土等について災害の防止上及び生活環境の保全上の強い規制を行

う静岡県盛土等の規制に関する条例を制定。

【盛土対策課】

《課題》

- ・不適正な盛土等による災害等から県民の生命、身体及び財産を保護するため、適切な対策の推進が必要。
- ・不適正な盛土等を見逃さない体制の整備が必要。

【盛土対策課】

《施策の展開》

ア 盛土等の審査、指導、是正措置等の実施

- ・令和4年3月に静岡県盛土等の規制に関する条例を制定し、規制強化及び監視強化により不適切な盛土に対する対策を推進。

【盛土対策課】

第4章 自然共生社会の構築 ～人と自然との関係を見つめ直す～

第1節 生物多様性の確保

(1) 希少種をはじめとする多様な野生動植物の保護

《現状》

- ・本県は、豊かな自然に恵まれ、全国有数の動植物相を誇る地であり、哺乳類では全国 160 種のうち 51 種の、鳥類では全国約 700 種のうち 414 種の生息が、植物でも蘚苔類、藻類、地衣類、菌類を除く全国約 7,000 種のうち、3,419 種の生育が確認されている。
- ・県内の主に陸域・淡水域に生育・生息する動植物 10 分類群を対象とした県レッドリスト（令和 2 年 3 月改訂）では、評価対象とした県産種 13,445 種のうちの 4.6% に当たる 618 種の絶滅が危惧されている。【自然保護課】
- ・茶草場（半自然草地）は、年に 1 回秋に茶草の刈取作業により生物多様性が保たれ、固有種や県レッドデータブックに記載されている動植物の保護に貢献している。【お茶振興課】
- ・富士山静岡空港建設時から「人と自然にやさしい空港」をコンセプトとし、地元市町・住民、専門家等と調整し貴重種を含めた多様な生物生息環境の保全を実施している。【空港管理課】

《課題》

- ・国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進する生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）を制定し、同法に基づく「生物多様性国家戦略 2012-2020」により、生物多様性の保全と持続可能な利用を促進してきた。現在、次期生物多様性国家戦略（30by30 目標達成など）の策定に向けた動きが進んでおり、今後県もそれらに対応した取組の検討が必要。
- ・県は、平成 22 年 8 月、静岡県希少野生動植物保護条例（平成 22 年県条例 37 号）を制定し、捕獲や採取等を規制する希少野生動植物を指定するなどの生物多様性の保全等に係る対策を推進しているが、今後は条例に基づく指定種の保護回復事業計画の策定など長期的な視野に立った体系的な取組の推進が必要。【自然保護課】
- ・茶草場の管理作業は傾斜地での作業が多く重労働であり、また人手不足等により継続した茶草場の管理が困難。【お茶振興課】
- ・富士山静岡空港の運用が周辺環境に及ぼす影響を把握し、継続的に適切な措置を講じることにより周辺環境の保全を図ることが必要。【空港管理課】

《施策の展開》

ア 自然環境の後世への継承に向けた自発的な取組促進

- ・「ふじのくに生物多様性地域戦略」の周知を図るため、生物多様性に関するシンポジウムやボランティアとの協働による外来植物除去活動等を通じ、県民の自発的な取組を促進。【自然保護課】

イ 希少種の指定、捕獲、採取等の規制、生息地等の保護回復事業の促進

- ・静岡県希少野生動植物保護条例に基づき、ホテイラン、ホテイアツモリソウ、キバナノアツモリソウ、

タカネマンテマ、キンロバイ(ハクロバイを含む。)、オオサクラソウ、カイコバイモ、アカウミガメ、カワバタモロコ、ヤリタナゴ及びヒメヒカゲの11種類の動植物を「指定希少野生動植物」に指定し、捕獲・採取等を規制。【自然保護課】

ウ 開発行為者による希少種や緑化等の保全対策の履行促進

- ・静岡県自然環境保全条例(昭和48年条例第9号)に基づき、宅地の造成、ゴルフ場の建設、レクリエーション施設用地の造成、墓地の造成、鉱物の掘採又は土石の採取で面積5ha以上の規模のものについては、自然環境の保全のため特に必要がある場合に、事業者と自然の保全・緑化等を内容とした「自然環境保全協定」の締結を指導。【自然保護課】

エ 南アルプスにおける高山植物の保護

- ・南アルプスにおいて、ニホンジカによる食害の影響により、各地でお花畑の衰退が深刻化しているため、防鹿柵を設置し、被害を防止。
- ・氷河期の遺存種や南アルプスだけに分布する固有種、貴重な高山植物の絶滅を防ぐため、種子を適切に保存するほか、種子増殖を目指す研究を次代を担う高校生が実施。【自然保護課】

オ 生態系解明に向けた調査の実施

- ・調査が進んでいない地域における新種や希少種の発見につなげるため現地調査を実施し、これらの動植物の保全について必要な基礎資料のとりまとめを実施。

(表Ⅳ-1-(1)-1) 現地調査の実施状況

項 目	内 容
期 間	令和3年7月9日～令和4年2月28日
場 所	南アルプス千枚岳周辺
調査結果	《国内4例目のキタダケヨトウ(蛾)の発見》 ・これまでの国内における本種の採集例は、1959年、1962年、1968年に行われた調査での3例しか報告されていない。 ・53年ぶりに改めて赤石山脈(千枚岳山頂付近)で採取。

【自然保護課】

カ 静岡県レッドデータブックを活用した自然保護意識の普及促進

- ・県民の自然環境保全への関心と理解を深めるため、平易な内容でまとめた静岡県レッドデータブック等にて自然保護意識の普及啓発を図る。【自然保護課】

キ 「静岡の茶草場農法」の情報発信、調査分析の実施

- ・茶草場における野生動植物の調査を継続的に実施し、生物多様性の保全に貢献する茶草場農法を国内外にPRすることにより、認知度及び付加価値を向上。【お茶振興課】

ク 富士山静岡空港周辺の保全対策の実施

- ・富士山静岡空港周辺地域に生息・生育する希少動植物の保護・保全のため、「富士山静岡空港に係る環境監視計画」に基づき、適切な管理を実施。
- ・ビオトープ等の多様な動植物の生息環境の維持管理などを実施。【空港管理課】

ケ 南アルプスの生物多様性の保全の促進

- ・リニア中央新幹線の整備は、ユネスコエコパークに登録されている南アルプスの生物多様性の保全についても懸念されることから、事業者に対してその保全を求める。【環境局】

(2) 自然生態系に深刻な影響を及ぼす野生動植物の管理

《現状》

- ・生息数の著しい増加により、植生の劣化など生態系に深刻な影響を及ぼしているニホンジカについて、第二種特定鳥獣管理計画に基づき、適正な個体数まで減らすための捕獲を実施している。【自然保護課】
- ・令和3年度の野生鳥獣による農林産物の被害額は2億5千万円となり、ピークであった平成21年度の約36%まで減少している。【食と農の振興課】

《課題》

- ・ニホンジカ対策については、これまでの捕獲により一定の効果がみられるが、未だ生態系に影響を及ぼしていることから、引き続き、効果的な捕獲の実施や、担い手育成対策等を進めていくことが必要。【食と農の振興課】
- ・農林産物への被害金額は減少しているが、被害は依然として多い状況にあり、令和7年度の農林産物被害額2億8千万円以下という目標に向け、引き続き、市町の侵入防止柵の整備や被害防止目的の捕獲(有害捕獲)などへの支援を強化していくことが必要。【食と農の振興課】

《施策の展開》

ア 生態系や農林業に影響を及ぼす野生生物の個体数調整、狩猟規制緩和等の実施

- ・伊豆地域においては、令和3年度は県が行う管理捕獲9,323頭と狩猟、市町の被害防止目的の捕獲(有害鳥獣捕獲)で合計15,100頭のニホンジカを捕獲し、富士地域では管理捕獲4,391頭と狩猟、被害防止目的の捕獲(有害鳥獣捕獲)で合計7,739頭のニホンジカを捕獲して、被害を軽減。
- ・富士川以西地域においては、南アルプスの高山植物群落では、ニホンジカの食害から保護するための柵の設置と食害地周辺での捕獲を、またその他の地域では、生息密度の高い地域において管理捕獲を実施。
- ・狩猟による捕獲を促進するため、捕獲頭数制限の解除や狩猟期間の延長、くくりわなの使用規制の緩和を実施。【自然保護課】

イ 野生鳥獣捕獲の担い手育成

- 安全で効率的に捕獲する技術を持った担い手の育成を促進するため、経験の少ない狩猟者等を対象に、捕獲に係る知識・技術の向上を図るための研修を実施し、84 人が受講。【自然保護課】

ウ 鳥獣被害対策実施隊活動の充実、効果的な捕獲活動の支援

- 各地域の被害状況に即した総合的な被害防止対策を指導できる「静岡県鳥獣被害対策総合アドバイザー」を養成するとともに、各農林事務所が主体となり技術指導者育成研修を実施。【食と農の振興課】

エ 市町間連携による鳥獣被害防止対策の体制づくり支援

- 賀茂地域の市町と関係機関により、鳥獣被害の低減を目的に、市町の広域連携の必要性や具体的な連携内容等を検討。【食と農の振興課】

オ 鳥獣保護区等の確保と見直しの実施、安全な狩猟及び有害捕獲の促進

- 第 12 次鳥獣保護管理事業計画の年次計画に基づき、更新時期を迎えた鳥獣保護区等の指定及び更新を進め、鳥獣保護区等の指定面積は令和 3 年度末現在 186,431ha、県土の約 24%。

(表Ⅳ-1-(2)-1) 鳥獣保護区等の指定状況 (令和 3 年度末現在)

(面積:ha)															
区 分		特別保護地区		鳥獣保護区		狩猟鳥獣(加害鳥獣を除く)捕獲禁止区域		特定猟具(銃)使用禁止区域		指定猟法禁止区域		猟区		計	
		箇所	面 積	箇所	面 積	箇所	面 積	箇所	面 積	箇所	面 積	箇所	面 積	箇所	面 積
令和2年度末		4	6,041	111	139,768	4	3,521	104	34,336	1	815	1	1,912	225	186,393
令和3年度内訳	継 続	3	6,006	98	125,235	3	2,431	92	31,212	1	815	1	1,912	198	167,611
	新規指定														
	期間更新			13	14,533									13	14,533
	再指定	1	35			1	1,090	12	3,143					14	4,268
	期間満了(内数)														
	区域変更(内数)							1	19					1	19
令和3年度末		4	6,041	111	139,768	4	3,521	104	34,355	1	815	1	1,912	225	186,431
県土面積に占める割合			0.8%		18.0%		0.5%		4.4%		0.1%		0.2%		24.0%

* 県土面積:ha 777,736 ha

【自然保護課】

カ 鳥獣被害防止計画策定市町への支援

- 市町の鳥獣被害防止計画の施策の実施に対して、農林水産省の「鳥獣被害防止総合対策交付金」を活用し支援。
- 3 市が侵入防止柵を整備するとともに、32 市町が捕獲機材の導入や有害捕獲活動への支援、被害防止講習会等を実施。【食と農の振興課】

キ 関係機関との情報共有化、鳥獣被害防止技術の普及と施設整備の促進

- 静岡県農林産物野生鳥獣被害対策連絡会において、野生鳥獣の発生状況や農作物被害の動向、被害防止対策について協議し、関係機関と情報を共有。

- ・ 4 市町（沼津市、伊豆市、松崎町、森町）で I C T 技術を用いたわなによる捕獲現地実証を実施し、
3 市町（浜松市、伊豆市、小山町）で侵入防止柵を整備。 【食と農の振興課】

ク 野生動物肉の食肉加工推進のための普及啓発

- ・ 処理加工施設関係者、狩猟者、行政機関等関係者を対象にジビエの衛生的な処理管理技術に関する
ジビエ衛生研修会を実施。 【食と農の振興課】

ケ 外来生物 3 原則の普及啓発

- ・ タイワンリス、ハリネズミ及びアライグマの生息状況調査（平成 15～23 年度）、特定外来生物全般
の生息分布に係るアンケート調査及び現地調査、国による現地調査の結果や、確認情報等から、県
内において動物 28 種、植物 10 種、計 38 種を確認（令和 4 年 3 月末現在）。
- ・ 上記の調査結果や平成 30 年 1 月末に作成したリーフレット「ストップ！特定外来生物」及びヒアリ
等確認時の対応等についてのマニュアルなどを県ホームページで公表し、県民に対し注意喚起及び
普及啓発を実施。 【自然保護課】

コ 特定外来生物の駆除及び適切な対応の周知

- ・ 「特定外来生物対応庁内連絡会」を開催し、県関係機関で特定外来生物に関する情報共有を図るとと
もに、発見した場合の対応方法や情報連絡体制等を確認。
- ・ 特に、ヒアリ・アカカミアリについては、清水港や御前崎港、富士山静岡空港等において、定期的
に生息調査を実施するとともに、国や関係市町と連携し、専門家の指導のもと、早期発見・駆除・
定着防止を実施。 【自然保護課】

第2節 自然環境の保全

(1) 自然公園等の適正管理・利用促進

《現状》

- ・自然環境が優れた状態を維持している地域等を自然環境保全地域や自然公園に指定している。
- ・県内の「自然環境保全地域」は、国が指定した本州唯一の「原生自然環境保全地域」のほか、県の条例に基づき7か所を指定している。（表Ⅳ-2-(1)-1）
- ・優れた自然の風景地の保護と利用を図ることを目的とした「自然公園」は、国立公園2か所、国定公園1か所、県立自然公園4か所を指定している。（表Ⅳ-2-(1)-2）
- ・自然環境保全地域・自然公園の指定面積は令和3年度末現在90,347ha、県土の約12%となっている。

（表Ⅳ-2-(1)-1）自然環境保全地域の指定状況
（令和3年度末現在）

名 称	面 積	指 定 者
大井川源流部	1,115ha	国（自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域）
気田川	857ha	県（県自然環境保全条例）
渋川	195ha	
明神峠	431ha	
愛鷹山	3,198ha	
京丸・岩岳山	353ha	
桶ヶ谷沼	51ha	
函南原生林	102ha	
計	6,302ha	

（表Ⅳ-2-(1)-2）自然公園の指定状況
（令和3年度末現在）

分 類	名 称	面 積
国 立 公 園	富士箱根伊豆	46,693ha
	南 アル プ ス	3,387ha
国 定 公 園	天 竜 奥 三 河	4,835ha
県立自然公園	浜 名 湖	16,708ha
	日本平・三保松原	1,995ha
	奥 大 井	8,798ha
	御前崎遠州灘	1,629ha
	計	84,045ha

【自然保護課】

《課題》

- ・自然環境保全地域や自然公園の区域の多くは民有地であり、開発行為等の影響により豊かな自然環境が損なわれるおそれがあることから、生物多様性の確保をはじめ、自然環境の保護と適正な利用を図り、人と動植物が共生できる環境づくりが必要。

【自然保護課】

《施策の展開》

ア 自然公園等の適正な管理の推進

(ア) 自然公園及び自然環境保全地域の巡視・指導

- ・自然公園及び自然環境保全地域の維持、保全のため、国や県が委嘱した自然公園指導員、自然環境保全管理員が域内巡視、指導、自然環境の状況報告等の活動を展開。

【自然保護課】

(イ) 許認可等の規制による自然公園及び自然環境保全地域の保全

- ・自然公園や自然環境保全地域は、土地の所有形態に関係のない地域制の公園として指定されており、民有地であってもそれぞれ公園計画、保全計画で区域が定められており、特に保全を図る必要性の高い特別地域内における各種行為は許可制で、それ以外の普通地域内は届出制が適用。（表Ⅳ-2-(1)-3）

- ・自然公園の公園計画及び自然環境保全地域の保全計画については、環境の変化等に対応して、順次見直しを実施。
- ・オフロード車等による植生の踏み荒らしを防止するため、富士山中腹部以上（おおむね標高 1,600m 以上）、湖西市の海浜地及び牧之原市の海浜地の一部を車両等の乗入れ規制区域として指定し、周知看板等の設置や自然公園指導員等によるパトロールを実施。

（表Ⅳ-2-(1)-3）自然公園及び自然環境保全地域の許可届出件数
（単位：件数）

区 分 \ 年 度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
国 立 公 園	499	510	414	483
国 定 公 園	49	71	64	53
県立自然公園	226	210	219	207
公園小計	774	791	697	743
自然環境保全地域	6	5	4	5
計	780	796	701	748

（注） 県自然保護課調べ

【自然保護課】

（ウ） 自然環境保全協定の締結

- ・自然環境保全の観点から、県土地利用対策委員会において審査される大規模な開発行為に対し、関係各課と連携した指導を実施。
- ・静岡県自然環境保全条例（昭和 48 年条例第 9 号）に基づき、宅地の造成、ゴルフ場の建設、レクリエーション施設用地の造成、墓地の造成、鉱物の掘採又は土石の採取で面積 5 ha 以上の規模のものについては、自然環境の保全のため特に必要がある場合に、事業者と自然の保全・緑化等を内容とした「自然環境保全協定」の締結を指導。

【自然保護課】

イ 指導員等の資質向上のための研修会の開催

- ・県内の南アルプスにおける高山植物の保護及び自然公園等の適正利用を啓発する人材育成を図るため、高山植物保護指導員等の研修会を 2 回開催（新型コロナウイルス感染症対策のため、オンラインにて開催）。

【自然保護課】

ウ 安全で快適な自然公園利用の促進

- ・自然公園の適切な利用促進が図られるよう、自然公園運営協議会などにおいて、各関係機関と意見交換を行い、看板の設置等について対応。

【自然保護課】

（2） 伊豆半島・富士山・南アルプス・浜名湖・駿河湾の保全

《現状》

- ・県では、①環境負荷の軽減、②富士山保全意識の高揚、③生物多様性の確保を柱として、富士山の環境保全対策を推進している。
- ・「富士山憲章」の主旨に賛同する団体等を組織化した「ふじさんネットワーク」の活動推進をはじめ、ボランティア等との協働による清掃活動や自然林・自然植生の復元等により、富士山の自然環境は向上している。
- ・浜名湖の水環境の一層の改善に向け、地域住民、環境保全団体、事業者及び周辺市などのネットワーク化による連携強化と自立化に向けた支援を実施している。
- ・榛南海域では磯焼けが発生し、平成 10 年前後にはカジメ・サガラメなどの有用な海藻群落がほとんど

【自然保護課】

【自然保護課】

消失し、伊豆地域などでも磯焼けが発生している。

【水産資源課】

- ・ 近年、サクラエビ等の漁獲量の減少や海洋プラスチックごみ問題など、静岡の海に関連する多くの社会的課題が顕在化している。

【産業イノベーション推進課】

《課題》

- ・ 富士山の世界文化遺産登録に伴う来訪者の多様化と多国籍化により、環境負荷の増大も懸念され、富士山を後世に継承するための取組が必要。
 - ・ 富士山登山者（特に初めての登山者、外国人）に登山マナーが十分に浸透しておらず、登山前の事前広報を強化することが必要。また富士山五合目周辺では、生態系を脅かす外来植物の侵入が確認されているため、地域や企業の外来種対策の取組を促進することが必要。
- 【自然保護課】
- ・ 浜名湖への理解と関心を高めるため、意識啓発や環境保全団体のネットワーク化の継続が必要。
 - ・ 外来植物の分布状況を把握する調査の結果、複数の外来植物が確認されているため、地域の外来種対策の取組を促進することが必要。
- 【自然保護課】
- ・ 海藻群落の回復は、環境保全、漁業振興のほか、海の二酸化炭素吸収機能の確保の面からも重要。
- 【水産資源課】
- ・ 県民が将来にわたって海の豊かな恵みを享受していくためには、海洋環境の保全等に取り組むことが急務。
- 【産業イノベーション推進課】

《施策の展開》

ア 生態系や農林業に影響を及ぼす野生生物の個体数調整、狩猟規制緩和等の実施

- ・ 第4章第1節(2)アに記載

【自然保護課】

イ 生物多様性の保全に向けた取組の輪の拡大

- ・ 第4章第1節(2)イ～コに掲載

【自然保護課】

ウ 富士山の清掃活動、植生保全、外来植物の防除及び除去の推進

(ア) 富士山の清掃活動

- ・ 登山者に対しごみの持ち帰りを呼びかけるとともに、富士山麓周辺道路沿いの山林や駐車場の投げ捨てごみを清掃する「富士山ごみ減量大作戦」を実施。
- ・ ふじさんネットワークでは「富士山エコレンジャー」による来訪者へのごみの持ち帰りなどのマナー啓発や、会員団体が五合目以下のすそ野においてごみの回収をする「富士山みがきあげ作戦」を実施。

(イ) 外国人登山者等へのマナー啓発

- ・ 急増する外国人登山者等に対し、環境負荷の軽減と安全な登山に関する情報をマナーガイドブック電子書籍版及びウェブサイトにより、5か国語で提供。

(ウ) 植生保全

- ・ 御殿場口新五合目において、ボランティア等との協働により、自生種である広葉樹の苗木の植樹などを実施。
- ・ 富士山麓の周辺道路において、外来植物等の分布状況等を調査したほか、外来植物の侵入を防止

するためのマットを登山道の入口へ設置するとともに、専門家による指導のもとボランティアとの協働により、外来植物を除去。【自然保護課】

エ 登山シーズンにおける自家用車乗り入れ規制（マイカー規制）の実施

- ・登山シーズンにおける富士山登山道の渋滞解消や富士山の環境保全を図るため、自家用車での来訪を規制するマイカー規制を実施。
- ・令和3年度は、富士山スカイライン（富士宮口）及びふじあざみライン（須走口）で、7月10日から9月10日（連続63日間）にマイカー規制を実施。【道路企画課】

オ 南アルプスの高山植物保全のための防鹿柵の設置、動植物調査の実施

- ・南アルプスにおいて、ニホンジカによる食害の影響により、各地でお花畑の衰退が深刻化しているため、防鹿柵の設置と維持管理を行い、被害の防止を図った。

（表Ⅳ-2-(2)-1）南アルプスの高山植物保全のための防鹿柵の設置、動植物調査

区 分	場 所	令和3年度	備 考
植生調査	—	各防鹿柵のモニタリング	H20～
植生保護 ・ 植生復元	百間平	防鹿柵の維持管理	H13～
	奥聖岳	〃	H20～
	聖平	〃	H14～
	茶臼岳	〃	H20～
	三伏峠	〃	H18～
	本谷山	〃	調査のみ
	荒川岳	防鹿柵の設置	R3 新規

【自然保護課】

カ 南アルプスに関する情報発信

- ・高い情報発信力を有するYouTubeを活用して講座を配信し、南アルプスの魅力を伝えるとともに、自然環境の保全に対する意識を醸成。

(表Ⅳ-2-(2)-2) 南アルプスユーチューブカレッジ配信内容

分野	氏名	所属	内容
植物	増澤武弘	静岡大学 客員教授	・高山植物はどこから来たのか ・高山植物とライチョウの関係
	鵜飼一博	県立農林環境 専門職大学准教授	・高山植物群落の復元（前編・後編）
	加藤 徹	静岡県農林技術研究 所上級研究員	・南アルプス高山植物40年の変遷 （前編・後編）
鳥類	朝倉俊治	静岡ライチョウ 研究会会長	・ライチョウ 世界の南限を生きる奇跡の鳥 （前編・後編）
哺乳類	三宅 隆	県自然史博物館 ネットワーク 副理事長	・コウモリの超音波を人の耳で聞こえるようにし てみた ・激レア コウモリを捕まえた！！
	大場孝裕	静岡県農林技術研究 所森林・林業研究セン ター上席研究員	・クマの巣穴をのぞいてみた ・シカを調べてみた
魚類	板井隆彦	静岡淡水魚研究会 会長	・大井川・南アルプスの恵み 清流に生きる魚 （前編・後編）
昆虫	岸本年郎	ふじのくに地球環境 史ミュージアム教授	・南アルプスの昆虫 ・虫好きのまま大人になっていいんだよ
地質	狩野謙一	静岡大学 客員教授	・赤石山脈は海底から生まれた（前編・後編）
救助	坂上雅信	静岡県警山岳遭難救 助隊隊長	・山岳遭難と救助（前編・後編）

- ・学術的価値の高い植物が生育している可能性が高い急峻で人が入ることができない斜面等をドローンにより画質撮影し、希少種の有無やシカの食害状況の調査を行うとともに、高画質の映像を魅力発信に資する動画配信に活用。

(表Ⅳ-2-(2)-3) 先端技術を活用した貴重な高山植物群落の発見

項 目	内 容
調査概要	調査日：令和3年7月12日～15日及び9月13日 場 所：荒川岳周辺
調査結果	・キタダケヨモギ（絶滅危惧1B類）、ウラジロキンバイ（絶滅危惧2類） 等を4,500株以上の群落を新たに発見 ・ニホンジカの食害を受けていないお花畑を確認

- ・「南アルプス」の自然環境保全の重要性や、美しい景観、希少な動植物が生息・生育する現地の魅力を伝え、南アルプスへの関心や愛着を醸成するほか、誰もが南アルプスを身近に感じることができるよう、画像の投稿・閲覧及び投稿画像のDBのほか、子ども達に南アルプスの魅力の気づきを与える教材コンテンツから構成されるウェブアプリを開発予定。令和3年度は、画像投稿・閲覧及び投稿画像のDB化に向けたシステム開発を実施。

【自然保護課】

キ 浜名湖の環境保全の推進

(ア) はまなこ環境ネットワークの活動

- ・浜名湖流域で活動している環境保全団体等の交流を促進することを目的に発足した「はまなこ環境ネットワーク」では、会員間の連携と交流促進を図るための交流会を開催し、各団体の活動の充実を図るなど、住民行動による浜名湖づくりを促進し、浜名湖の環境保全を推進。

(イ) 浜名湖クリーン作戦

- ・「浜名湖の水をきれいにする会」（会長浜松市長）では、毎年6月に、浜名湖一斉清掃を実施。令和2年度、3年度は新型コロナウイルス感染予防のため中止。

(ウ) 外来植物の防除及び除去

- ・除去活動においては、次世代の環境保全の担い手の育成も考え、高校生等の参加を促し、継続的な除去活動につながるよう、民間団体等の取組を支援。

【自然保護課】

ク 藻場の回復、育成

- ・第1章第4節(3)イに掲載。

【水産振興課、水産資源課】

ケ 静岡の海を未来に引き継ぐための調査研究、情報発信、実践活動の推進

- ・「美しく豊かな静岡の海を未来につなぐ会」の活動により、静岡の海に関わる様々な人々・企業・団体等の連携・協働を促進。
- ・「静岡県美しく豊かな海保全基金」を創設し、海洋環境保全、水産資源回復の取組を強化。

【産業イノベーション推進課】

(3) 豊かな自然、文化、歴史に根ざした美しい景観等

《現状》

- ・静岡県の森林面積は約50万haで、県土の64%を占め、その内訳は民有林が40万7千ha、国有林が9万haとなっている。
- ・地域固有の文化や歴史に根ざした景観は、地域への愛着、誇りなど心の豊かさを感じることができる地域づくりにつながるものであるとともに、観光資源として地域の活性化にも重要であり、県民の景観への関心も高まっていることから、良好な景観の形成と保全が求められている。
- ・住民に最も近い自治体である市町が、良好な景観形成の中心的な役割を果たすことが望ましいため、市町の取組を支援し、県内すべての市町が景観行政団体となった。このうち27市町が景観計画を策定している。(表Ⅳ-2-(3)-1)
- ・景観形成における県が果たすべき役割及び戦略を確実に実施するための体制、仕組み、ルール等を整える景観マネジメントを重視した「ふじのくに景観形成計画」(平成29年3月)に基づき施策を推進している。

(表Ⅳ-2-(3)-1) 県内の景観行政団体及び景観計画策定団体

景観行政団体	全35市町(令和2年4月1日)
景観計画策定団体	静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、伊豆の国市、南伊豆町、松崎町、函南町、清水町、長泉町、小山町、川根本町

【景観まちづくり課】

- ・河川堤防の除草が十分に実施できず、河川景観に影響を与えている。

【河川海岸整備課】

《課題》

- ・美しい景観に寄与するため、県土の64%を占める森林を適正に整備し保全していくことが必要。【森林整備課】
- ・良好な景観の形成・保全のため、景観法や屋外広告物条例に基づき、引き続き適正に指導・規制していくことが必要。
- ・市町に対し景観計画の策定や見直しを働き掛けていくことが重要。
- ・県が実施する公共事業における景観形成の指針について、市町等に指針の普及を図ることが重要。【景観まちづくり課】
- ・河川堤防は、管理延長が膨大である一方、除草のための予算には限りがある。【河川海岸整備課】

《施策の展開》

ア 間伐等の森林整備の促進

- ・良好な森林景観の形成と保全に寄与する間伐等の森林整備を促進。【森林整備課】

イ 景観施策、屋外広告物適正化の推進

- ・富士山周辺、大井川流域・牧之原大茶園、伊豆半島、浜名湖といった市町をまたぐ主要な広域景観については、関係市町等と広域景観協議会を設立し、景観施策を総合的に推進。各協議会において、違反広告物対策を推進、視点場における修景伐採、修景事業等を実施。
- ・県が公共事業を実施するに当たり、公共空間の質を向上させ、県土の景観形成の先導的な役割を果たしていくために策定した「ふじのくに色彩・デザイン指針（社会資本整備）」に基づき、公共空間の高質化を推進。
- ・屋外広告物条例に基づき、屋外広告物を掲出する際の許可事務や、違反広告物に対する是正指導、電柱等に取り付けられた簡易広告物（はり紙・はり札類・のぼり・立看板類）を除却。（表Ⅳ-2-(3)-2）
- ・違反広告物を削減するため、屋外広告物の登録制度により業者への指導・監督を実施。

（表Ⅳ-2-(3)-2）令和3年度における許可等の状況（県許可分）

許可した広告物の数	990 個
簡易除却した広告物の数	82 個
屋外広告業登録件数	1,284 件

【景観まちづくり課】

ウ 市町の景観計画策定に向けた支援

- ・市町における景観に関連する計画の検討、住民の合意形成に有効な景観形成の啓発に係る講演等を支援するため、専門的知識を有するアドバイザーを派遣。
- ・景観行政に携わる職員の知識向上を図るため、景観の基本的な知識の習得を目的とした「景観セミナー」を開催し、人材を育成。【景観まちづくり課】

エ 新しい生活様式を踏まえた観光地域づくりの推進

- ・県内の観光施設の魅力の向上を図るため、景観形成に寄与する観光施設整備事業を実施する市町に

対し、補助金を交付。

【観光政策課】

オ 景観に関する活動等の情報発信

- ・魅力ある景観形成に対する県民の関心、意識の喚起・高揚を図るため、都市、田園、農山漁村などを対象として、地域の個性を生かした良好な景観が形成されている地区や施設、住民が主体となっていて行っている景観形成活動などを表彰する「静岡県景観賞」を実施。

【景観まちづくり課】

カ 河川や海岸等水辺空間の環境整備による潤い、憩いの場の創出

- ・新技術であるリモコン式草刈機を活用した効率的な堤防除草により、水辺空間の環境を整備し、潤いや憩いの場を創出。

【河川海岸整備課】

(4) 森・里・川・海の保全

第2章第4節(3)に掲載。

第3節 人と自然との共生

(1) 自然とのふれあいの推進

《現状》

- ・自然とのふれあいの機会を提供するため、自然ふれあい施設や県立青少年教育施設等において自然体験プログラムを実施しており、一部の施設では宿泊も受け入れている。しかし、近年の新型コロナウイルス感染症の影響により、自然体験プログラムの実施回数と自然ふれあい施設における宿泊者数が減少している。
- ・県立青少年教育施設においては、休所が続き、利用取りやめや利用期間の短縮などが多数発生しているほか、主な利用者である小・中学校の児童生徒数減少に伴う全体的な利用者の減少や、備品や施設の老朽化が課題となっている。【環境ふれあい課、社会教育課】
- ・森林空間に新たな利用を呼び込むため、農山漁村における都市との交流、滞在型グリーン・ツーリズムを促進することにより、農山漁村地域における交流人口の拡大や地域経済の活性化に取り組んでいる。令和3年度は、5月にナショナルサイクルルートとして指定された「太平洋岸自転車道」を活用して、国内外での展示会への出展、Webサイトへの掲載などを実施している。

【スポーツ政策課、観光政策課、観光振興課】

《課題》

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により減少した自然体験プログラムの実施回数、自然ふれあい施設における宿泊者数を回復させていくことが必要。
- ・利用者の安全確保のため、計画的な設備の修繕、更新を実施することが必要。【環境ふれあい課】
- ・日帰り、立ち寄りが中心となっている農山漁村地域への滞在時間を延ばすため、宿泊施設の増加や体験プログラムの充実及びサイクルツーリズムの促進が必要。

【スポーツ政策課、観光政策課、観光振興課】

《施策の展開》

ア 県有施設等の適正な管理運営、自然体験プログラムの充実

- ・県民が自然と直接ふれあう場や、体験学習、屋外活動の機会を提供するため、県有自然ふれあい施設や静岡悠久の森の適正な管理・運営を行うとともに、指定管理者等民間のアイデアを活用し、自然体験プログラムを充実化。【環境ふれあい課】

イ 県有自然ふれあい施設等の計画的な設備の修繕、更新

- ・県有自然ふれあい施設等を安全・安心な自然とのふれあいの場のモデルとするため、感染症対策を含む利用者の安全確保のための設備の修繕、更新を計画的に実施。【環境ふれあい課】

ウ 県立青少年教育施設における自然とふれあう学習機会の拡大

- ・自然の中での生活体験や冒険的体験を通して、自立心や忍耐力、協調性を養うとともに、生命や自然への畏敬の念をもって自然と調和して生きていくことの大切さを感じ取れる青少年の育成をねらいとした、自然生活体験プログラムを実施。
- ・朝霧野外活動センターではキャンプやオリエンテーリング、焼津青少年の家では海洋活動（カヌー

漕艇)やサイクリング、観音山少年自然の家では沢登りや観音山登山、三ヶ日青年の家では海洋活動(カッター漕艇)やウォークラリーなどの各施設の立地条件を生かした特色ある体験プログラムが用意され、青少年を中心とした利用者の目的にあった活動を実施。【社会教育課】

エ 森林サービス産業創出の取組支援

- ・新たな利用を呼び込むため、地域資源としての森林空間を、多様な主体が健康、観光、教育等の視点で活用する「森林サービス産業」創出の取組を支援。【環境ふれあい課】

オ 観光資源の活用による来訪、滞在促進

- ・農山漁村滞在の拠点となる農林漁家民宿の開業・運営を支援するとともに、地域資源を活用した魅力ある体験・滞在プログラムの造成を支援。さらには、国際的なサイクルツーリズムの目的地となるよう、本県サイクルートの国内外へのPRや、富士山などの静岡県の地域資源を活かした新たな県モデルルートの設定を推進。【スポーツ政策課、観光政策課、観光振興課】

(2) 県民と協働で進める森づくり

《現状》

- ・森林や森づくり活動への理解を促し、県民参加の森づくりを推進するため「森づくり県民大作戦」を実施している。令和3年度は12,972人が参加。
- ・令和2年度から引き続き、参加者に対して、新型コロナウイルス感染症対策の留意事項をまとめたチラシの配布や、感染症対策を徹底したイベントの開催などにより、安全・安心な新しい森づくり活動を普及している。【環境ふれあい課】

《課題》

- ・森づくり活動の核となる森づくり団体に活動を促し、新型コロナウイルス感染症の影響で停滞した活動を改善、増加させていくことが必要。【環境ふれあい課】

《施策の展開》

ア 森づくり団体の活動維持、活性化支援

- ・森づくり団体の活動の維持、活性化のため、安全技術の向上や、都市住民や企業との連携強化などを支援。【環境ふれあい課】

イ 森づくり県民大作戦の実施

- ・第2章第4節(3)ウに掲載。【環境ふれあい課】

ウ しずおか未来の森サポーター制度への参画促進、企業と森林所有者等のマッチング支援

- ・企業のCSR活動やCSV経営を森づくりにつなげるため、しずおか未来の森サポーター企業等への参画を働き掛けるとともに、企業と森林所有者やNPO団体等とのマッチングを支援。【環境ふれあい課】

エ 森林環境教育指導者の育成

- ・ 自然環境や森林・林業への理解促進のため、自然と人をつなぐスキルを持つ人材（森林環境教育指導者）を育成。令和３年度は24人が修了。【環境ふれあい課】

(3) 緑化活動の推進

《現状》

- ・ 平成30年度から地域緑化の「人づくり・場づくり」を推進するため、（公財）静岡県グリーンバンクと連携し、花緑や地域景観の専門的知見を持ち、行政や活動団体と連携を取りながら地域の緑化活動の核となる緑化コーディネーターを育成する講座を実施。令和３年度末までに230人が終了。
- ・ （公財）静岡県グリーンバンクでは、園庭・校庭等への芝生化に向けた技術指導として専門家の派遣や芝生維持管理を支援する事業を実施。
- ・ 平成24年度から始まった芝生文化創造プロジェクトにおいて、芝草研究所と（公財）静岡県グリーンバンクが支援し芝生化した箇所数は、令和３年度までに累計91か所となり、うち園庭・校庭数は69か所。【環境ふれあい課】

《課題》

- ・ これまで地域の緑化活動を担ってきた緑化ボランティアの高齢化を踏まえ、今後花と緑にあふれた暮らし空間を拡大していくためには、次の担い手育成と緑化活動を牽引するリーダーの育成が必要。
- ・ 地域緑化の一環として園庭・校庭に芝生を普及していくためには、芝生の維持管理に多くの労力がかかり、施設管理者の負担となっていることを踏まえ、地域で芝生の維持管理方法を習得した人材の育成や芝刈作業等の省力化が必要。【環境ふれあい課】

《施策の展開》

ア 緑化活動団体の支援

- ・ （公財）静岡県グリーンバンクと連携し、意欲のある高齢者のボランティア活動や、学校花壇を地域と連携して整備する緑化グループ団体の活動等を継続して支援。令和３年度は149団体を支援。【環境ふれあい課】

イ 地域での緑化活動の核となる人材育成

- ・ 緑化関係団体と連携し、緑化の専門的な技術・知識を備えた人材を育成する緑化コーディネーター養成講座を実施し、令和３年度は89人が修了。【環境ふれあい課】

ウ 園庭、校庭の芝生化促進支援

- ・ 県内の芝生地拡大促進のため、芝草研究所を中心として園庭・校庭の芝生化を指導するとともに、公益財団法人静岡県グリーンバンクの助成事業による芝生化の支援を実施。令和３年度は6か所を支援。また、令和３年度は、グリーンバンク事業による芝生維持管理を行う31団体の支援や芝生化に向けた園庭・校庭の技術指導も実施。【環境ふれあい課】

エ 芝生の普及促進に向けた研究、ボランティア等人材の育成

- ・用途に応じた芝種の研究成果として、学校の中庭や校庭の日陰になりやすい箇所でも芝生化が可能となる芝種を選定し、「セントオーガスティングラスによる芝生管理マニュアル」を公表。特別支援学校や公園において、これまで芝生化が難しかった環境下で芝生化を実現。
- ・公益財団法人静岡県グリーンバンクが実施する芝生緑化人材育成事業により、芝生の基礎知識を学ぶ「芝生教室」を3か所で開催し、41人が修了。また、芝草研究所とグリーンバンクが連携し、芝生の育成・管理に関して専門的な指導ができる人材を育成する「芝草管理講座」を開催し、18人が修了。

【環境ふれあい課】

第5章 環境と調和した社会の基盤づくり ～全てに共通する施策～

第1節 環境と経済の好循環の創出

(1) 環境ビジネスの振興

《現状》

- ・環境省によると、我が国の令和2年の環境ビジネスの市場規模は約104兆円であり、全産業における市場規模の割合は2000年時点の6.1%から10.7%と増加している。また、将来の国内市場規模は2050年にかけて上昇傾向を続け、約124.4兆円まで成長すると推測されている。
- ・環境保全に資する製品やサービスを提供する環境ビジネスの振興は、環境と経済の好循環が実現する持続可能な社会を目指す上で、重要な役割を果たすものであると同時に、経済の活性化、国際競争力の強化や雇用の確保を図る上でも大きな役割を果たしている。【環境政策課】

《課題》

- ・環境と経済の好循環に向けた機運が高まりつつあることを踏まえ、環境ビジネスの発掘・育成や、優良事例の情報提供、制度融資等の支援体制の整備等を行い、環境ビジネスを促進していくことが必要。【環境政策課】
- ・世界的なサーキュラーエコノミーへの転換の潮流を踏まえ、産業界や学界と連携し、新たな環境関連技術・製品の創出や、既存の技術等の普及、促進を図ることが必要。【廃棄物リサイクル課】

《施策の展開》

ア 環境ビジネス及びE S G金融活用促進の取組

- ・環境ビジネスやE S G金融の活用促進のため、環境ビジネス及びE S G金融に関するセミナーやビジネスプランのコンテスト「静岡県S D G s ビジネスアワード」を開催。
- ・環境ビジネス及びE S G金融に関するセミナーには県内金融機関をはじめ、一般企業や経済団体から165名が参加。
- ・「静岡県S D G s ビジネスアワード」には45件の応募があり、5件が採択された結果、1件が知事賞、4件が優秀賞を受賞。【環境政策課】

イ 環境ビジネスへの新規参入事業者支援

- ・環境ビジネスへ新たに参入する事業者等に対し、研究開発から新製品開発、販路開拓等の一貫した支援を実施。【新産業集積課】
- ・新製品開発や新分野進出の取組を支援するとともに、課題解決を支援するため専門家派遣を実施。【経営支援課】
- ・環境技術関連を含む9の成長産業分野への中小企業者の取組を支援するため、県が融資条件等を定め、利子の一部を助成する県制度融資「成長産業分野支援貸付」を実施。

- ・資金の概要は以下のとおり。

融資限度額	融資期間	融資利率	保証料率
10 億円	10 年以内	金融機関所定金利のうち 1/2 を県利子補給（ただし利子補給上限 0.67%）	金融機関が必要と認めた場合のみ 県保証協会保証付（年 0.3%～1.3%）

- ・令和 3 年度の実績：5 億 5,848 万円（5 件）。
- ・制度周知のため、金融機関担当者向けの説明会等を実施（6 月）。

【商工金融課】

ウ 環境に配慮した物品の調達

- ・「静岡県環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に基づき、電動車の導入等環境に配慮した物品の調達を率先して実施。

（表 V-1-(1)-1）令和 3 年度環境物品等の調達実績

品 目	令和 3 年度 目標	令和 3 年度 目標達成率	品 目	令和 3 年度 目標	令和 3 年度 目標達成率
用 紙 類	100%	99.73%	エアコンディショナー等	100%	100.00%
納 入 印 刷 物	100%	88.52%	温 水 器 等	100%	93.72%
文 具 類	100%	98.93%	照 明	100%	99.73%
雑 貨 類	100%	99.48%	公 用 車 等	100%	83.09%
オフィス家具等	100%	99.17%	消 火 器	100%	100.00%
木製受注家具	100%	100.00%	制 服 ・ 作 業 服	100%	99.46%
画像機器等	100%	99.26%	インテリア・寝装	100%	99.98%
電子計算機等	100%	99.84%	作 業 用 手 袋	100%	99.61%
オフィス機器等	100%	100.00%	その他の繊維製品	100%	93.24%
移 動 電 話 等	100%	100.00%	防 災 備 蓄 用 品	100%	100.00%
家電製品	100%	100.00%	ご み 袋 等	100%	98.32%

※知事部局、各種委員会、教育委員会、企業局、がんセンター局及び警察本部の本庁・出先分

【用度課】

エ 静岡県リサイクル製品認定制度の周知啓発

- ・第 2 章第 1 節(1)カに掲載。

【廃棄物リサイクル課】

(2) E S G 金融の普及拡大

《現状》

- ・環境ビジネスの市場の拡大する中、世界的に E S G 金融が拡大しており、事業者の環境面の取組が積極的に評価される指標となっている。

【環境政策課】

《課題》

- ・県内において、金融機関や経済団体等と連携し、事業者等に対する E S G 金融に関する情報提供や環境配慮型経営の促進、県によるグリーンボンドの発行などを通じ、E S G 金融の普及拡大に向けた機

運醸成を図ることが必要。

【環境政策課】

《施策の展開》

ア ESGに関する取組事例を紹介するセミナーの開催

- ・県内外で実施される環境ビジネスの事例や、ESGに関する金融機関の取組、ESG金融を活用した企業の取組事例を紹介するセミナーを開催し、広く情報提供を実施。

【環境政策課】

イ 静岡県SDGs×ESG金融連絡協議会との連携、活動支援

- ・県内の金融機関、経済団体、自治体からなる静岡県SDGs×ESG金融連絡協議会との連携を図り、同協議会が行うESGの普及拡大につながる活動を支援。

【環境政策課】

ウ 温室効果ガス削減の取組事例や助成制度の周知

- ・第1章第1節(1)オに掲載。

【環境政策課】

エ 中小企業の脱炭素化経営の推進に向けた取組支援

- ・第1章第1節(1)ウに掲載。

【環境政策課】

第2節 環境にやさしいライフスタイルの実践

(1) 県民運動の展開

《現状》

- ・地球温暖化やプラスチックごみの増加等が世界的な問題となっている中、環境に配慮したライフスタイルへの変容を推進するため、各種県民運動を実施している。【環境政策課】

《課題》

- ・県民が具体的な行動を起こすきっかけとなるよう、意識啓発、理解促進を図っていくことが必要。【環境政策課】

《施策の展開》

ア 県民運動ふじのくにCOOLチャレンジ「クールポ」の取組充実

- ・第1章第1節(4)アに掲載。【環境政策課】

イ 6R県民運動の展開

- ・第2章第1節(2)イに掲載。【廃棄物リサイクル課】

ウ 森づくり県民大作戦の実施

- ・第2章第4節(3)ウに掲載。【環境ふれあい課】

エ しずおか木使い県民運動

- ・10月の「しずおか木使い推進月間」を中心に、木材産業団体等に対し、木育等のイベントへの出展支援、木工工作コンクールの開催支援などを実施。
- ・県ホームページや木と竹の電子情報館「しずおか木使いネット」などにより、選手村ビレッジプラザ提供木材のレガシー利用状況などを情報発信し、木の良さや県産材を使うことの意義を広く県民にPR。【林業振興課】

(2) 環境保全への行動変容を促す情報発信

《現状》

- ・県ホームページ、SNS、メールマガジン等による広報や、イベント、県民運動などの実施を通じて、県内の環境の状況や環境事業に関する情報を発信している。【環境政策課】
- ・化学物質排出量の多い物質、業種別に、大気放出、排水、廃棄物など環境への排出状況等について県ホームページ等で周知している。【生活環境課】

《課題》

- ・令和3年度の県政世論調査では、環境保全活動を実践している割合が、全体で83.7%であるのに対し、20歳代以下の若者世代では、73.0%と相対的に低くなっていることから、マスメディアやSNS等を通じて広報活動を展開するとともに、環境イベント等の開催により、若者世代を中心とした県民に「環

境保全活動の実践を促進していくことが必要。

【環境政策課】

《施策の展開》

ア SNS等を通じた情報発信

- ・令和3年度は、SNS、YouTube等により、県の環境保全活動などに関する広報を47項目、計166回実施。

【環境政策課】

イ 環境白書の発行

- ・県民に対し、広く県内の環境の状況や施策の実施状況の情報提供を行うため、写真や図等によりわかりやすく記載した環境白書を発行。

【環境政策課】

ウ エシカル消費推進のための情報発信

- ・マスメディアやウェブ広告等を活用しながら、商業施設に期間限定のエシカルショップを設置。
- ・エシカルな商品の販売事業者のインタビューを収録した啓発動画を制作し、啓発サイト「プラス・エシカル」上で配信。
- ・将来の消費行動を支える県内小学生・中学生に向け、SDGsやエシカル消費に関する出前講座を実施。

【県民生活課】

エ 大気環境測定局での測定データの公表、注意報の発令等

- ・紫外線が強く気温も高くなる5月から9月までの間は、光化学オキシダントが発生しやすいことから、市町の協力を得て、光化学オキシダントの監視体制を強化。
- ・令和3年度は7月3日から9月5日までの間、光化学オキシダントの発生状況を予測し、その内容を「光化学オキシダント情報」として県内市町等に提供。
- ・県民の健康被害の未然防止の観点から、光化学オキシダントが高濃度になった場合は、大気汚染防止法で規定された緊急時の措置(注意報の発令等)を実施。令和3年度は6月9日に伊東地区、8月27日に熱海地区、伊東地区に注意報を発令。
- ・平成21年に環境基準が設定された微小粒子状物質について、県は、令和2年度末までに、22台の自動測定器を設置し常時監視を実施。
- ・今後も県内の大気汚染の実態を把握するとともに、高濃度観測時における県民への注意喚起を適切に行うことができるよう、常時監視体制を強化。

【生活環境課】

オ 化学物質に関するリスクコミュニケーションへの取組推進

- ・行政、事業者、地域住民が相互の情報交換を通じて、リスクに対する情報や認識を共有することによって、化学物質に対する正しい理解と工場等での化学物質排出削減対策を促進。
- ・事業者を対象とした化学物質管理セミナーをWEB形式により開催し、化学物質を取り扱う工場、事業場等における適切な化学物質管理への取組について啓発。

【生活環境課】

第3節 環境保全の担い手育成

(1) 環境教育の推進

《現状》

- ・環境保全活動を実践している割合が低い若者世代を中心に環境教育を継続し行動変容を促していくことが重要となっていることから、各学校において、学校や地域、児童生徒の実情に応じ、環境に関する学習を横断的に実施している。【義務教育課、高校教育課、特別支援教育課】

《課題》

- ・学習内容と環境教育を関連付けながら指導する際、地域に根ざした体験活動等を推進していくことが必要。また、環境教育を行う際には、より身近な話題を提供することで、児童生徒が自分ごととして捉え、自分たちに何ができるかを考えていくことが重要。
- ・学びを深めるために、学校周辺の地域を題材に体験活動を重視した取組を推進していくことが必要。【義務教育課、高校教育課、特別支援教育課】

《施策の展開》

ア イベント、コンクールの実施

(ア) 環境作文コンクール

- ・若者世代を中心とした県民の環境意識の向上のため、県内の小中学生を対象に環境をテーマとした作文コンクールを開催。

(表V-3-(1)-1) 令和3年度
こども環境作文コンクールの応募状況

区分	参加校数	作品数
小学校	56校	347作品
中学校	56校	591作品

【環境政策課】

(イ) 水の出前講座、水の週間記念作文コンクール

- ・県職員が小学校87校で5,533人を対象に水の出前講座を実施。また、県内の小・中学生を対象に水の週間記念作文コンクールを開催し、20校から262作品が応募。

【水資源課】

(ウ) 環境学習フェスティバル

- ・県内各地の企業や公民館等の社会教育施設、NPO、行政等が参加し、令和4年1月～2月の間に32の環境学習会を実施する環境学習フェスティバルを開催。

【環境政策課】

(エ) 若者の意見交換会

- ・若者世代の環境意識の向上を図るため、県内の大学生が参加する意見交換会を開催。
令和3年度は、14名が参加し、SDGsの目標達成のためにできることについて意見交換を実施。

【環境政策課】

イ 県有施設等の適正な管理運営、自然体験プログラムの充実

- ・第4章第3節(1)アに掲載。

【環境ふれあい課】

ウ 学校における環境教育の推進

- ・職員間で学習内容や指導方法、体験的活動の位置付けなどについて、児童生徒の発達段階に応じて目的等を明確にした共通理解と指導体制づくりを行い、環境教育を推進。
- ・小・中学校及び義務教育学校では、各教科、「総合的な学習の時間」及び「特別活動」等で、高等学校では、各教科や「総合的な探究の時間」、「特別活動」及び部活動等で、特別支援学校では、各教科や「総合的な学習の時間」、「総合的な探究の時間」のほかに、「生活単元学習」、「作業学習」、「特別活動」等で、環境に関する学習を横断的に実施。
- ・特別支援学校では、自然に親しむ学習や地域の自然を生かした学習、環境の保全を目的とした学習等を実施。【義務教育課、高校教育課、特別支援教育課】

(2) 環境教育指導者の養成

《現状》

- ・環境教育・環境学習を推進するため、地域において自主的、自発的に環境保全活動を行い、環境教育・環境学習を指導する人材を登録し、その情報を公開している。令和3年度末時点、約530人が「静岡県環境学習指導員」に登録。【環境政策課】

《課題》

- ・県民の環境学習の機会の増大やニーズへの対応を図っていくため、新たな人材の確保と指導者の指導力向上のための支援を行うとともに、指導者の活用促進を図ることが必要。【環境政策課】

《施策の展開》

ア 環境学習指導員等の周知、指導力向上支援

- ・地域に根ざした環境学習指導員活動を一層推進するため、同意を得た環境学習指導員の活動情報を県ホームページで公開。【環境政策課】

イ 森林環境教育指導者の育成

- ・第4章第3節(2)エに掲載。【環境ふれあい課】

ウ 地域での緑化活動の核となる人材の育成

- ・第4章第3節(3)イに掲載。【環境ふれあい課】

(3) ネットワークづくり

《現状》

- ・県内では、企業、NPO、社会教育施設、環境学習指導員のグループ、行政等様々な主体が環境教育に取り組んでいる。「環境教育ネットワーク」には令和4年3月時点で150団体が参加。

【環境政策課】

《課題》

- ・地域の特性を活かした多様な環境学習の機会の充実や取組の更なる広がりを図るため、環境教育を担

う多様な主体によるネットワークを構築し、各主体による協働取組を促進することが必要。

【環境政策課】

《施策の展開》

ア 環境教育推進のための連携促進

- ・令和3年度は一般財団法人自治総合センターからの助成を受け、規模を拡充し、外部講師による講演、ワークショップ、サイドイベント等を実施する「ふじのくに環境フォーラム」を開催。

【環境政策課】

第4節 課題解決の基盤となる調査・研究の推進

(1) イノベーションを促進する「研究開発」

《現状》

- ・地球温暖化の進行、脱炭素化に伴う自動車の電動化への対応などの課題に直面する県内産業の技術革新を促進することが重要となっている。【産業イノベーション推進課】
- ・地球温暖化による農産物の生育不良や病害虫被害が発生しているなか、二酸化炭素の吸注源として森林や農地の価値が注目されている。【農林技術研究所】
- ・資源の有効活用の点からの畜産排せつ物の活用や、排水や臭気の発生等を考慮した地域環境にやさしい畜産業が求められている。【畜産技術研究所】
- ・炭素が海洋生態系に隔離・貯留されるブルーカーボンが着目されているが、県下海域では海藻が枯れる磯焼けが頻発しており藻場が減少している。【水産・海洋技術研究所】

《課題》

- ・次世代自動車、マリンバイオテクノロジー、スマート農林業など、成長分野の研究に積極的に関わり、その成果を確実に社会実装につなげることが必要。【産業イノベーション推進課】
- ・温暖化に対応する農産物生産技術の開発が必要。【農林技術研究所】
- ・資源の有効活用技術や臭気対策等の環境負荷低減技術の開発が必要。【畜産技術研究所】
- ・藻場の回復を図る研究や漁業者活動の支援に加えて、ブルーカーボン・オフセット・クレジット制度の活用を可能にする技術開発が必要。【水産・海洋技術研究所】

《施策の展開》

ア オープンイノベーションによる研究開発の推進

- ・本県の新たな成長に貢献し、重要な政策課題を技術的に解決するため、異なる技術分野の相互連携による分野横断型の「新成長戦略研究」を実施。

(表V-4-(1)-1) 新成長戦略研究の環境関係研究テーマ

研究テーマ	研究期間	中核研究機関
気候変動に対応した超晩生温州みかんの早期普及とみかん産地静岡の生産力強化	令和2年度 ～令和6年度	農業技術研究所
浜名湖のアサリ漁業の再生に向けた資源増殖研究	令和3年度 ～令和5年度	水産・海洋技術研究所
人とコミュニケーションを図る次世代車載装置用樹脂レンズの開発	令和3年度 ～令和5年度	工業技術研究所

【産業イノベーション推進課】

イ 持続的農業生産技術の開発

- ・農産物の病害虫防除技術や資源の有効活用技術の開発を実施。

(表 V-4-(1)-2) 令和 3 年度の主な環境関係研究テーマ

本所	AI を活用したイチゴの病害虫診断技術の確立
	圃場の健康診断に対応したネギ病害虫予防的管理技術の開発
	大型施設に対応したメロンのウイルス病と媒介虫の総合防除法の開発
	野菜におけるコスト低減可能な粒状牛ふん堆肥活用技術の開発
	県内主要農耕地の土壌環境及び土壌炭素モニタリング調査
茶業研究センター	メタン発酵消化液を利用した茶施肥管理技術の開発
	摘採期間の長期化に対応したチャ病害防除技術の確立
	土着カブリダニ類の保護利用によるカンザワハダニ防除体系の確立
果樹研究センター	カンキツ害虫の薬剤抵抗性管理体系の確立
	温州萎縮病の耐病性台木育成による被害軽減技術の開発

【産業イノベーション推進課、農林技術研究所】

ウ 気象温暖化対応に貢献する森林保全技術等の開発

- ・森林保全技術の開発を実施。

(表 V-4-(1)-3) 令和 3 年度の主な環境関係研究テーマ

森林・林業研究センター	健全な海岸防災林のための生育環境整備技術の開発
	シイタケ栽培等における新たな害虫の対策に関する研究
	野生動物による農業被害の実態と侵入防止対策に関する研究
	新植地に侵入するノウサギ対策に関する研究

【産業イノベーション推進課、農林技術研究所】

エ 持続可能な畜産業を実現する技術の開発

- ・排泄物の高度処理技術や臭気対策技術の開発等を実施。

(表 V-4-(1)-4) 令和 3 年度の主な環境関係研究テーマ

本所	バルクブレンド肥料原料に利用可能な牛ふん堆肥の粒状化技術の開発
中小家畜研究センター	無臭養豚管理技術の開発に関する研究
	活性汚泥処理の最適化と新規窒素除去反応アナモックスの利用による畜産排水処理技術の高度化
	再利用性の高い量産型茶殻脱臭剤の開発

【産業イノベーション推進課、畜産技術研究所】

オ 藻場の機能、現存量評価と海藻の増養殖技術開発

- ・榛南海域のサガラメ藻場や伊豆半島西岸のテングサ藻場を回復させるための人工種苗移植や施肥技術等を開発。
- ・榛南海域におけるカジメ藻場のブルーカーボン・オフセット・クレジット制度の活用に向け、藻場面積及び単位面積当たりの湿重量を漁業者活動組織が簡易かつ低廉に一定の精度で評価できる技術を開発。

【産業イノベーション推進課、水産・海洋技術研究所】

カ バイオマス素材、CNF 素材の開発や利活用を促進する新技術の開発

- ・環境分野をビジネスチャンスと捉え参入を考える県内企業を育成するため、環境関連技術の研究開発を実施。

(表V-4-(1)-5) 令和3年度の主な環境関係研究テーマ

本所	複数場の同時制御プロセスによるリサイクル可能な超軽量マルチ部材の開発
	バイオマスプラスチックへのめっき技術の開発
	地産地消型エネルギー循環システム構築を目指した脂質高含有廃棄物からの長期安定的エネルギー回収法の開発
	微細気泡散気方式を利用した省スペース型排水処理装置の開発
本所・富士	次世代自動車軽量化のための CNF 複合材の開発
富士	段ボール古紙を使用した「茶色いトイレトペーパー」の開発
	熱可塑性樹脂やゴムに含まれる微小な植物繊維の定量評価法検討
	CNF 製造に関する解繊エネルギーの低減
	古紙等のパルプ繊維を複合化したハイブリッド樹脂における CNF 分散制御技術の確立

【産業イノベーション推進課、工業技術研究所】

(表V-4-(1)-6)

キ 未利用エネルギーに関する研究の推進

地下水熱交換システム導入実績

- ・地下水熱を活用した熱交換システムの普及に向けて、富士山周辺地域（平成25、26年度）、安倍川流域（平成27～平成29年度）、大井川流域（平成30～令和2年度）において地下水熱のポテンシャルを可視化したマップを作成。
- ・静岡市内地下街にシステムモデルを設置して地下水熱利用を普及・啓発。
- ・令和3年度から天竜川流域における地下水熱交換システム導入適地マップ作成に向け、降水・河川水・地下水等の水質や性状及び地下水温の季節変動について調査を開始。

導入年度	導入件数
H29	2
H30	2
R1	2
R2	1
R3	2

【環境衛生科学研究所】

(2) 安全・安心な県民生活に貢献する「調査研究」

《現状》

- ・地球温暖化に伴う環境や健康、農林水産物の生育への影響をはじめ、海洋プラスチックごみ問題、水産資源の減少、新興感染症への対応など、生活の安全・安心や環境問題に対する県民の意識が高まっている。

【産業イノベーション推進課】

《課題》

- ・地球温暖化に対する脱炭素化を含めた緩和・適応への対応、新興感染症、食中毒、化学物質による汚染等への対応、健康長寿社会を支える静岡県発の医薬品の創製に取り組むことが必要。

【産業イノベーション推進課】

《施策の展開》

ア 気候変動等の継続的な調査研究の実施

- ・データプラットフォーム「B I S H O P」への、駿河湾等の水温や水質等の環境データ、環境DNAのデータの蓄積を推進。【産業イノベーション推進課】

イ 地球温暖化モニタリング等の緩和・適応に関する調査研究

- ・平成31年3月に環境衛生科学研究所内に「静岡県気候変動適応センター」を設置して気候変動適応策や適応研究成果の収集、整理、分析、情報提供を行うとともに、本県における具体的な影響の把握・将来予測に向けた調査研究を実施。
- ・静岡市街地及び浜松市街地（各60地点程度）において気温・湿度のデータを収集・解析し、温度分布の特徴を調査。
- ・静岡県、静岡市及び浜松市について、将来の気象データや人口予測データから熱中症搬送者数の将来予測を行い、気候変動が熱中症搬送者数に与える影響を評価。
- ・南アルプス（茶臼小屋）において気象観測装置を設置し、観測を開始。
- ・令和2年度に開発した啓発ツール「ふじのくに気候変動適応アクションカード」を用いて県内4か所でワークショップを実施し、気候変動適応の普及啓発を促進。【環境衛生科学研究所】

ウ 感染症、食中毒、化学物質による健康被害、環境汚染等に関する検査、事業者への技術支援の実施

- ・病原微生物対策、新たな医薬品・食品の検査技術、創薬探索、大気・水質環境の保全対策などの調査研究を実施。
- ・市町環境保全担当職員、健康福祉センター職員、食肉衛生検査所職員、医薬品等製造業の品質管理担当者等を対象に、技術の向上を図るため、研修会を実施。
- ・環境保全と保健衛生に関する技術の普及を図るため、依頼に基づき関係機関、団体が主催する研修会に講師を派遣。

（表V-4-(2)-1）

令和3年度技術支援実績

（単位：件）

	当所主催の研修会の実施	依頼による職員の派遣
環境科学部	4	11
微生物部	2	4
医薬食品部	5	14
大気水質部	3	5

【環境衛生科学研究所】